

日本における保守主義 の教育思想

2006年度山本ゼミ共同研究報告書

慶應義塾大学文学部教育学専攻山本研究会

はじめに

今年度山本ゼミの共同研究は「日本における保守主義の教育思想」をテーマに掲げた。昨年4月のゼミ発足時点で、教育基本法改正に向けてのスケジュールが具体化しつつあったが（実際に、同月28日には政府の教育基本法案が第164回通常国会に提出された。ただし、同法案は継続審議になった）、その動向を典型的事例として、すでに教育が「愛国心」や「日本の文化・伝統」あるいは「公共の精神」などの尊重、といった主張に基づいて方向づけられつつあることが看取されたからであった。また、このいわば国家や社会など個人を包括するより大きな全体にとっての価値を優先させて教育のあり方を考えようとする立場に、教育上の「保守主義」の思想を見出し得ると考えたからであった。

ただし、このような「保守主義」の理解が学問的に妥当なものであるか否かについて、私たちはそれを確言するだけの能力を持ち合わせているわけではなかった。

これまで「保守主義」の定義については、政治学ないし政治哲学の関心から試みられたものが広く採用されてきた。例えば、丸山真男門下の（いわゆる戦中派を代表する）政治学者・思想史家として知られる橋川文三（1922-1983）は、この言葉に関して、

保守主義という概念には、ふつう二とおりの意味があるとされることが多い。一つは人間の本性に含まれる新しいもの、未知のものへの恐れや忌避の感情を保守主義とよぶ場合であり、もう一つは一定の歴史的段階において発達するにいたった特定の政治思想の傾向を指す場合である（橋川「日本保守主義の体験と思想」〔『橋川文三著作集』第六巻、筑摩書房、1986年、所収〕、5頁）。

と述べた上で、とくに後者の意味での保守主義の説明として、

それは第一につねに<現状>のなかに<守るべき>ものと<改善すべき>ものを弁別し<絶対的破壊>の<軽薄>と<一切の改善をうけつけない頑迷>とをともに排除しようとするものであり、第二に、そのような<保守と革新>とにあたっては<古い制度の有益な部分が維持され>、<改革>によって<新しくつけ加えられた>部分は、これに<適合するようにされるべきであり>、全体としては、<徐々としてはいるが、しかし、きれ目のない進歩>が保たれることを政治の眼目とする、というところに、その顕著な特色が存在する（同上、7頁）。

という所説を紹介している。これは、保守主義がフランス革命の進歩主義に対する反対潮流として生じたものと説いたエドモンド・バーク（Burke Edmund, 1729-1797）の『フランス革命の省察』（1790年刊）に依拠するものであるが、橋川は、この意味での保守主義の日本における事例を、明治20年代に雑誌『日本人』を主宰した三宅雪嶺（1860-1945）、

志賀重昂（1863-1927）、杉浦重剛（1885-1924）らや、新聞「日本」を創刊した睦羯南（1857-1907）らに認めようとする。橋川によれば、彼らに共通していえることは、その「国粹保存」の唱道が、決して江戸時代の鎖国的精神や幕末時の攘夷的精神の再来ではなく、西洋文明の優越性と普遍性をアプリアリに信奉し、国民生活のあらゆる伝統を旧物として無視し破壊しようとする風潮に対する反発からなされていたことであった、というのである。こうして、伝統の中の有益なものを維持・保存し、それとの切れ目のない連続において進歩・革新を図ろうとする立場をもって保守主義とする、という理解が学問の世界における一つの定説を形づくっていると見なすことができるのである。

ただし、以上のような保守主義の定義を日本の教育の文脈に当てはめたとしても、それだけで直ちに私たちの理解に明るい展望が開かれたわけではなかった。というのも、日本の教育において何がその「伝統の中の有益なもの」かに関する認識は、それ自体が決して自明視できるものではないからである。

例えば、日本の教育的伝統に目を向けるならば、その一事例としての江戸時代の教育とは概して、教える側の「教える」という活動よりも学ぶ側の「学ぶ」という活動を中心に据えながら人間形成を図っていくという傾向が認められ、その意味で「教える」という働きかけの稀薄な営みであった（例えば、春山作樹『日本教育史論』国土社、1979年、を参照）。また、今日の江戸教育史研究はそうした江戸時代に特有の教育的営為に重要な関心を注ぎ、「教える」ことに極めて熱心な近・現代教育を相対化するための視座をそこに求めようとする傾向にある。だが、「教える」行為を極力控えようとする伝統を維持・保存し、それを基本線として教育のあり方を考えていこうとする主張を、通常、「保守主義」的な教育主張と呼ぶことはないであろう。

このように、私たちが「教育における保守主義」を理解する上で最も慎重な吟味を要したことは、いわゆる保守主義者たちが「保守」すべきと考えている日本の教育伝統とはいかなるものか、という問題であった。そして、ゼミ員の報告とそれに基づく質疑を重ねる中で、私たちの共有認識として得られた一つの結論は、冒頭で触れた「個よりも全体」を優先するという価値観とも関連するが、まさに「日本の国家観念に関わるもの」（以下、「国家観念」と略称する）を最大限に尊重し、その保存と発展的継承を教育における最優先的課題とする立場をもって、教育における保守主義と見なそうとすることであった。

もちろん、ここでいう「国家観念」が何を指すのかは、必ずしも判然としているわけではない。それは、例えば「天皇制」であったり「神道」であったり、あるいは「武士道精神」であったりするであろう。もちろん、これ以外にも様々な物事が「国家観念」として考えられ得ることもいうまでもない。その意味でも、「国家観念」に厳格な定義を与えることは困難といわざるを得ない。だが、そうした定義上の曖昧さを敢えて了解した上で、各論者がそれぞれに「国家観念」と考えているものの保存と発展的継承を打ち出している主張をもって、教育における「保守主義」の主張と理解することにしたのである。

ただし、教育における「保守主義」を上記の意味で理解したとしても、その実際の・具

体的主張は決して単一なものではあり得ない。すでに述べた、教育基本法の改正や愛国心教育の重視、日本の文化・伝統の尊重を説くものなどはその代表例といえるが、これら以外にも、宗教的情操心の涵養や「自虐的」な歴史教育の見直し、さらには国旗掲揚・国歌斉唱の徹底や伝統的家族観の重視など、実に多種多様な見解が教育における保守主義的主張を構成しているといえる。

そこで本共同研究では、この保守主義的主張を、①「道德教育」に関するもの、②「国家と教育との関わり」に関するもの、③「教育制度・行政」に関するもの、④「文化・伝統」に関するもの、の四者に分類した。もちろんこの四者は判然とした形で区別され得るようなものではなく、それぞれの主張が複雑に交差する関係にあると見るべきである。ただし、それぞれが焦点に据えている代表的な問題を敢えてピックアップするならば、例えば、①については「教育勅語」の再評価論を、②については愛国心教育の問題を、③については教育基本法改正論議や国旗・国家の取り扱いの問題を、さらに④については家庭や地域社会と教育との関わりの問題を、それぞれに取り上げることができるであろう。

そして、この四つの分類は、そのまま本共同研究における第一章から第四章までの内容構成に反映されることになった。各章においては、それぞれに「保守主義」の教育主張の内容自体の把握と同主張が形成された歴史的・社会的文脈の理解に努めることにした。また、各章での考察を踏まえながら、「総括」において「保守主義」の教育主張が目指す国家像・社会像の吟味ならびに同主張の教育史的意味の評価に関する試論を展開した。

いうまでもなく、以上のような分析作業は学部学生の研究レベルをはるかに超え出た困難なものである。実際に、この共同研究がどの程度の成果を生み出すことができたのかについて、甚だ心許なく感じられることは否めない。また、上記の作業工程の途上で行き詰まってしまった論考が存在することも認めざるを得ない。だが、それにも拘わらず、ゼミの全メンバーが相互に協力し合ってこの意義深い研究を推進し得たことを、私は率直に評価したいと思う。

ところで、昨年4月以来の度重なる報告と討議を通して教育における保守主義論者たちが共通に抱く具体的な目標の一つが教育基本法の改正にあるという感触が得られていた。だが、本共同研究が完成する以前に同基本法は改正され（改正教育基本法が昨年12月15日の第165回臨時国会にて成立し、同月22日に公布・施行された）、それゆえ、本共同研究ではこの最新動向に対する検討を加えることができなかった。今後、日本の教育は「個」よりも「全体」の価値を尊重する精神を基調として展開されていくことが予想される。保守主義論者たちが待ち望んだ教育の針路変更が、今後この国の教育と社会の姿をどのように変化させていくのか、そしてそこに私たちとこの国の将来に関わるどのような問題が待ち受けているのか。本共同研究がこの極めて重要な問題を大局的に吟味するための何らかの有用な素材を提供し得たとするならば、それは私たちにとって望外の喜びとするところである。

2007年1月27日 山本正身

目 次

はじめに	2 頁
第一章 道徳教育に関する保守主義の主張	
1. 教育勅語の再評価—終戦直後の動向から—	6 頁
2. 教育勅語の再評価—今日の動向から—	14 頁
3. 修身教育の再評価	20 頁
4. 宗教的情操の涵養について	28 頁
第二章 国家と教育との関わりに関する保守主義の主張	
1. 明治期における愛国心教育	33 頁
2. 戦後における愛国心教育の動向	41 頁
3. 今日における愛国心教育	50 頁
4. 愛国心教育推進派の主張—保守系政治家の発言から—	55 頁
第三章 教育制度・行政に関する保守主義の主張	
1. 教育基本法改正問題	63 頁
2. 歴史教科書問題—「新しい歴史教科書をつくる会」の主張から—	71 頁
3. 歴史教科書問題—教科書問題に関する政治家の主張—	78 頁
4. 国旗・国歌問題	85 頁
第四章 文化・伝統に関する保守主義の主張	
1. 「日本の教育改革・有識者懇談会」の議論から	91 頁
2. 保守系政治家たちの議論から	97 頁
3. 日本語教育論から	104 頁
4. 日本の精神文化論から	111 頁
総括	118 頁

第一章 道德教育に関する保守主義の主張

1. 教育勅語の再評価—終戦直後の動向から—

はじめに

昨今の子ども達をめぐる犯罪やいじめなどの深刻な状況は、改めて道德教育への関心を喚起している。しかし、戦後教育史において最も本質的な論議から遠いところにあったのがこの問題であり、それは現在においても繰り返されている。戦後の道德教育に関わる議論はともすれば政治的なイデオロギー論を色濃くしたものとして展開し、理念や内容、方法についての本質的な議論は必ずしも充分行われることはなかった。戦後教育において、教育論としての道德教育に対する議論の土俵さえもが実質的には形成されていない要因は、今日なお戦前までの修身科と教育勅語の問題が十分に清算されていないためであると貝塚茂樹は見解を示している¹。戦後教育勅語が廃止され、教育基本法が成立した後も教育勅語が持ち出されることは幾度とあった。そのひとつが「修身科」復活と「国民実践要領」制定に関わるいわゆる天野貞祐による発言である。道德教育をめぐる天野発言は、朝鮮戦争を契機とした再軍備問題に代表される、「逆コース」といった風潮の中で捉えられ、それを推進する役割を果たしたものとして位置づけられている。戦時中の極端な軍国主義教育と国家主義の象徴ともいえる教育勅語を持ち出すことで、そこに何をもとめていたのか、どのような道德教育を主張したのかを天野を中心とする戦後直後の発言から探ってみたい。

敗戦直後の勅語論

占領軍による民主化改革が進められていくなかで、文部省を中心とする日本側は「国体」と民主主義は両立しうるとする認識が共通見解であったといえる。こうした認識は教育の分野においても例外ではなく、この時期の教育改革の試みは「国体の護持」と「民主化」の両立を前提としていた。それは教育勅語への積極的な評価からも窺える。ここでは前田多門、安部能成、田中耕太郎の三人の歴代文相の発言を見てみたい。

前田は1945年10月15日の新教育方針中央講習会での挨拶の中で、教育勅語については次のように述べた。

茲に於て、吾人は改めて教育勅語を謹読し、その御垂示あらせられし所に心の整理を行わなければならぬと存じます。教育勅語は吾々に御諭し遊ばされて、吾々が国民となる事と相並んで、よき人間となるべきこと、よき母であり、よき子供であり、よき夫婦であるべき事をお示しになっております。²

また朝日新聞の「アメリカ民主主義」と題する座談会においても以下のように述べた。

この歪みを取れば、結局教育勅語に還る、更にいえば五ヶ条の御誓文に還る、教育勅語といふものは本当に見直して、謹読して実行に移して行かなければならないのぢやないかと思ふ。あれはやはり一つのデモクラシーをお示しになつてゐる、その趣旨は何だといふと、つまり国民であるといふことは勿論大切なことであるが、国民であるとともに人間でなければならぬといふことをお示しになつたのだらうと思ふ。人間であるといふ点が閑却されてゐたことが、今までの教育の非常な欠陥であつた。³

前田は、国民たると同時に一人の人間であること、すなわち人格を持つ者としての自覚の重要性を強調し、これを理解するために改めて教育勅語の本来の精神に還ることを主張した。こうした勅語認識は安倍においても同様であつた。以下は 1946 年 2 月 25 日の地方長官会議における発言である。

私も亦教育勅語をば依然として国民の日常道德の規範として仰ぐに變りないものであります。(中略)陛下を真に我々の国民の天皇となし、国民が真に天皇の国民たるに至つて、始めて、皇室と民主主義とが完全に両立するを得て、国家と国民とに統一があり得ることを信じて居ります。⁴

また田中は、教育基本法制定過程の中で、教育勅語について強烈な擁護の態度を展開したとされる。

教育勅語は我が国の醇風美俗を世界人類の道義的な核心に合致するものでありましていわば自然法と云ふべきものであります。即ち教育勅語には個人、家族、社会及び国家の諸道德の規範が相当羅列的に盛られて居るのであります。それは儒教、仏教、基督教の倫理とも共通して居るのであります。(中略)即ち現在に於て教育勅語は決して無視されてはならないのでありまして考え様によっては従来教育勅語が一般に無視されて居たからこそ今日の無秩序、混乱が生じたと考へられるのであります。⁵

ただし田中は新教育勅語渙発には反対していた。1946 年 9 月 20 日の教育刷新委員会第三回総会において「教育勅語に付きましては、新しい教育勅語を奏請するというような意図は持つておりませぬ」⁶と明確に述べ、同年 10 月 8 日に文部次官通牒「勅語詔書等の取扱について」によって新教育勅語渙発論には終止符が打たれることになった。この通牒は、教育勅語をわが国教育の唯一の淵源となす従来の考え方を除くこと、式日などにおける奉読を行わないこと、謄本は今後も学校に保存するが、それを神格化しないことを骨子とするものだった。しかしこれは法規的意義と神聖性とを有しないことを意味しただけであり、

「その内容をなす各徳目はおおむね古今東西を通じて変らない人類普遍の道德原理であり、従って民主憲法の下においても教育の資料として十分役立ち得るものである」⁷と強調する。

さらに通牒を出すに至った背景として、「新たな民主主義的時代においては従来から存在するものは全て悪として否定し、教育勅語の中に示されたところの、古今に通じて謬らず中外に施してももたらさない、人類普遍の道德律まで保守反動視してはばからない憂うべき傾向が顕著になってき、教育の理念において教育者が虚脱状態に陥り、適従するところを知らなかったからである」⁸とも述べている。

この後 1948 年 6 月、衆参両議院において「教育勅語等の効力排除（失効確認）に関する決議」が決定され、政府は教育勅語の返還措置をとり、教育勅語に関する問題は完全に終結し、教育勅語に代わって教育基本法が日本教育の根源を明示する地位を持つことになった。占領初期の道德教育をめぐる論議は、教育勅語および修身科の評価とその処置をめぐる問題に集約されたといつてよい。そしてその後の道德教育問題は、道德基準設定の是非、さらには道德教育を担う教科設置の是非に関わる論議として展開され、教育勅語が幾度も持ち出されることになる。

「教育宣言」構想

1949 年 2 月 16 日に第三次吉田内閣が発足した。吉田首相は、「半ば私的に、文教のことを相談しあう会⁹」として文教審議会¹⁰を設置した。この会合の冒頭で吉田が、「日露戦争で日本が強かったのは、日本の教育に教育勅語というスジ金が入っていたからだ。だからこれにかわるものとして教育宣言のようなものをだしたらどうだろう」ともちかけ、それについて委員に意見を求めるものであったとされている¹¹。高瀬荘太郎文相は、「現下の道義頹廢に備え、国民一般の道德のよりどころをつくる」ことが吉田首相の意向であるとしている。¹²しかし、このことは文教審議会が初会合をもつ以前に新聞紙上で大きな議論を展開し、その多くが否定的な見解をしていた。賛成の意見を見てみると、同年 6 月 12 日の『朝日新聞』で谷川徹三（法政大学文学部長、教育刷新委員会委員）は

問題は内容次第にある。現在、かつての教育勅語に代る教育信条がないことが、教育の混乱の一因をなしている。(中略) 大きな基準を與えるものが出来ることはよいのではないかと思う。

と述べ、大内兵衛（東大名誉教授、教育刷新委員会委員）も、

教育勅語が急になくなってしまふと言葉で民主主義といいながら特殊なえらい人は別として一般に民主主義に関する理解が足りないのだから「教育綱領」を出すことは一

応よいだろう。(中略) 上から押し付ける意味のものではなく、現代の教育に関心のあるえらい人達が今の日本の実情にあてはめて、これが教育の信条だということを国民に示してみるの悪くはあるまい。そうすれば、教育のよりどころがなくて困るような教師には役に立つかもしれぬ。

と賛成意見を述べている。

しかし多くの否定的な意見と、新聞紙上における批判的な論調、さらには、同年6月18日の日教組による「教育宣言」反対の申し入れといった動きの中で、「教育宣言」制定問題はその後文教審議会においても具体化されることはなかった。

天野発言～修身科復活～

1950年11月7日の全国都道府県教育長協議会において、天野貞祐文相は以下のような発言をした。

わたしはもとの修身といったような教科は不必要だと考えていたが、最近各学校の実情をみると、これが必要ではないかと考えるようになった。地方の教育者に会っていろいろ意見を聞いてみると、教育関係の法令はいろいろ整ってきたが、その内容がないため、教育上支障をきたすという声が多い。そこで、教育の基礎として、口先でとなえるものではなく、みんなが心から守れる修身を、教育要綱というかたちでつくりたい。これを教育勅語の代わりにして民主主義社会に必要な道徳再開をはかりたい。

13

さらに同年11月26日の『朝日新聞』に「わたしはこう考える—教育勅語に代わるもの」と題する論考を發表している。

人間は生きてゆくためには何らかの意味において日々の行動の規るべき規準を持たなければならない。行為は単なる自然現象ではなくして善悪という性格を担う道徳的活動であるから、それで道徳的基準が要求されるわけであります。(中略) そういう規準が体系づけられ一般に通用すべきであるという權威を持って示されるならば、一般人にとって生活の指針として非常に好都合だと言えます。教育勅語は明治二十三年以降約六十年間われわれ日本人にそういう道徳的規準を与えていたのであります。日本人は何人といえども教育勅語を骨の髄まで浸透せしめ、ここに生きゆく道の道標を見出していた、少なくともそう考えていたのであります。

新聞各紙はいちはやくこの発言に反応しそれぞれの立場を社説として取り上げ主張していくが11月20日付『日本経済新聞』は天野発言を支持し、さらに教育勅語に言及している。

夫婦相和し、明友相信じだの、恭儉己を持し、博愛衆に及ぼしだのという徳目はどこの国にいつてもはずかしくないものであるどころか、どこの社会でも、対人関係の規範として尊ばれることでなければならぬ。(中略) 個人と社会との関係を律する行動規範という根本においては洋の東西によつて大差があるわけのものではなく、何も好んで新しい体系を求めることはないのである。父祖伝来身について風習となり民俗となつたものを、新しい理念によつて活かすことの無難になるにしくはない。

これをうけて教育課程審議会では数回にわたって論議が繰り返された。ここでは道德教育を一教科として独立させる必要はないという意見が有力であり、1951年1月4日に「道德教育振興に関する答申」を発表する。これによると今後の道德教育の方針は道德教育を主体とする教科、あるいは科目を設けることは望ましくなく、それは学校全体の責任であり各学校教育全般において道德教育を行うこととした。

天野発言～国民実践要領～

1951年9月23日天野文相は、「講和条約が国会で批准される機会に文部大臣名で『国民実践要領』なるものを出し、独立回復後の日本国民が真に自主独立の精神をもって道德的に生きていく目標を示したい」¹⁴と発言した。当初、この発言に対してあまり反応はなかったが、同年10月15日の参議院本会議で天野が「国家の道德的中心は天皇にある」と発言して以降、11月27日天野が白紙撤回を表明するまで活発な論議へと展開する。ここでは天野の国家論、道德教育論に関する言及も取り上げる。

同年2月7日、国会答弁で天野は、自らの「愛国心」についての考え方を述べ、「静かなる愛国心」を次のように説明した。

ほんとにこの国土、この日本が自分たちの基盤なのだ、自分たちはこの国土を離れてはないのであり、またこの国土も自分たちを離れてはないのである。そういう自分たちの実体であり、国家の実体もまた自分たちである、と、そういう精神をどうかして植え付けたい。言い換えれば激越的な愛国心ではなく静かな、理性的な、ほんとうにこの国を自分の国と考える、自分がこの国であるという愛国的な自覚をどうかしてさせたい。¹⁵

また『週刊朝日』1951年12月16日号には「わたしの心境—『実践要領』をめぐって—」という論考を載せている。

宗教の行きわたっている欧米諸国とちがって、わが国ではこのむずかしい今日に生きるために、わかり易い、しかし内容のしっかりした生活指針とでもいふべきものが必

要ではないでしょうか。(中略)教育勅語が一般に通用しなくなった結果、そこに示すところの徳目までもすべて不妥当ではないかという疑問をもつ青年も少なくない、例えば孝行などはもはや過去の道徳であるような考えも行われがちであるから、一般的規準を明示する仕事は当然文教の府の責務として考えてほしいというのであります。

結局論議が具体的な内容を提示するには至らず、天野が個人的に 1953 年に『国民実践要領』を刊行した。ここでは道徳的な徳目の中に国家や伝統と個人との関係や、親愛の対象としての天皇についても挙げられている。天野は前文で道義の確立を願い、それによって国家再建の道を歩むために実践要領を提示するとしている。以下は目次である。

第一章 個人

一、人格の尊厳 二、自由 三、責任 四、愛 五、良心 六、正義 七、勇気
八、忍耐 九、節度 一〇、純潔 一一、廉恥 一二、謙虚 一三、思慮 十四、自省 十五、知恵 十六、敬虔

第二章 家

一、和合 二、夫婦 三、親子 四、兄弟姉妹 五、しつけ 六、家と家

第三章 社会

一、公德心 二、相互扶助 三、規律 四、たしなみと礼儀 五、性道徳 六、世論
七、共同福祉 八、勤勉 九、健全な常識 一〇、社会の使命

第四章 国家

一、国家 二、国家と個人 三、伝統と創造 四、国家の文化 五、国家の道義
六、愛国心 七、国家の政治 八、天皇 九、人類の平和と文化

また吉田首相は後に「要領」について以下のように述べた。

国民道徳の規準を参考までに示したからといって、個性を抹殺するとか、封建的だとか非難するのも、意気地のない話である。つまらぬ基準であると思ったら、内容を見て、自主的に批判したらよいではないか。国民道徳のない国民生活など考えられない。問題は、その基準が妥当かどうかということにある。くだらぬ基準がでたら、それ以上のものを作ればよい。¹⁶

天野における道徳教育認識と時代認識

天野の発言には、それまでの活動とは矛盾が見られた。天野は敗戦後の教育刷新委員会においては新教育勅語の渙発に反対し、文教審議会においても「教育宣言」構想に反対した。また戦前に著した『道徳の感覚』で修身科を批判した。その天野がどうして「国民実践要領」の制定を意図し、修身科の復活を説くことになったのか。天野の発言を見ていく

と、天野の中では、従来の道徳は決してすべて妥当性を失ったわけではないという理解が基本となっている。また天野には、従来の道徳が不妥当ではないかと疑問を持つ風潮への危機感があった。

私生活についてみても、政治や思想においても、極端に走る傾向の強いことは、私たち日本人の大いに反省を要する点ではないでしょうか。わたくしは一個の哲学学徒として、つねに中道を求めてやまないつもりでいます。ひとが右に走ってもついて走らず、左に走っても立ち止まって中道を求めようと思います。それ故にひとが国家あるを知って、個人と世界とを知らない時代には、人格の尊厳を力説し、今日ひとが個人あって、個人が国民であることを忘れる時に当っては、国家の存在理由を主張することは、哲学学徒の使命だと信じています。¹⁷

「中道」は、天野の教育観と哲学観、さらには人生観を理解するためには重要な概念である。

個人、国家、世界という関係において戦前戦時における極端な国家主義が国家あるを知って個人と世界を無視した反動として、現在は個人と世界とを重視するあまり、ややもすれば国家存在の理由が薄くなる傾向を免れないのはいずれも中正の思想とは考えられない。それ故、一方には歴史の過去、現在、未来の関係においても、他方には、個人、国家、世界のそれについても中正の見地に立つ世界観を背景として、今日に生きる日本人の生き行く道の道しるべを編纂することは、意味のあることではないかと考えるに至ったのであります。¹⁸

むすび

以上教育勅語の再評価に関わる発言、あるいは道徳的基準を提示することに関する発言を見てきた。戦時中の、極端に軍国主義的な教育が国家のための国民育成を目指し、道徳教育が人間性を無視し、個性の進展を阻害した過去の教育の観点をそのまま踏襲してよいはずは絶対がない。ただし、保守的とされる意見の中にも、戦前の修身や教育勅語をそのまま復活させるわけではなく、時代背景や批判すべきところにも言及したうえで道徳教育論を展開しているものもある。敗戦直後の議論の中で見られた特徴は、敗戦を契機としてそれまでの価値観、道徳観が否定され、改革が進められていく状況の中で道徳の危機を感じ教育勅語の精神を改めて見直そうとしたものであったこと、教育勅語における徳目も同時に否定されてしまうことを憂慮していたものであったことであった。いわば時代の流れの中で抗い、伝統的な道徳観念を残そうとしたといえる。現在において見られる保守的な発言とはその点において違いが見られるだろう。しかしこの時期の発言は「逆コース」的風潮への批判が高まりを見せていた状況の中で行われた。こうした政治課題をめぐる論議

が展開している中でこのような発言がされた場合、その趣旨が言葉通りに理解され、かつ政治性を免れることは本来あり得ない。天野の「要領」に見られるように、内容についての検討は伴わず時代に流されてしまうことが多い。現代において教育勅語が持ち出されることから、この問題は戦後克服されなかったといえる。それは教育勅語の内容それ自体についての評価が議論されることがなかったからではないだろうか。敗戦直後の勅語問題は、勅語の内容について再検討し、評価しようとするものだった。道徳教育と教育における保守主義はその複雑さゆえに本質的な議論を遠ざけ、道徳教育政策の進展を良くも悪くも阻んできたといえる。

〔注〕

- (1) 貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、2001。
- (2) 『歴代文部大臣式辞集』文部省大臣官房総務課、1969、446頁。
- (3) 『朝日新聞』1945年10月4日付。
- (4) 前掲『歴代文部大臣式辞集』、462頁。
- (5) 『文部時報』第827号、1946、9～10頁。
- (6) 『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』第一巻、岩波書店、1997、61頁。
- (7) 田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣、1961、57頁。
- (8) 同上。
- (9) 吉田茂『回想十年』第二巻、新潮社、1957、106頁。
- (10) メンバーには安倍能成、天野貞祐がいた。
- (11) 前掲『戦後教育改革と道徳教育問題』250頁。
- (12) 『日本教育新聞』1949年6月16日付。
- (13) 『読売新聞』1950年11月17日付。
- (14) 『毎日新聞』1951年9月23日付。
- (15) 前掲『文部時報』第884号、1951、34頁。
- (16) 前掲『回想十年』109頁。
- (17) 『今日に生きる倫理 天野貞祐全集第四巻』栗田出版会、1970、147－148頁。
- (18) 同上、226－227頁。

<山貫詩織>

2. 教育勅語の再評価—今日の動向から—

はじめに

今日の教育改革の議論の中で教育勅語が見え隠れしているとするなら、それは教育改革のテーマの一つである教育基本法改正との関連においてだろう。教育基本法成立後、昭和二十三年六月、衆議院において教育勅語の排除、参議院において失効確認の決議が行われた。しかし、教育基本法には、道徳教育や伝統の重視についての文面がないことなどに対する批判があり、その意味で全面的にせよ部分的にせよ教育勅語の再検討という意見が保守派の人々から出ているのである。

なぜ教育勅語排除・失効から約六十年経過した今なお、保守主義者は教育勅語に固執するのだろうか。それを明らかにするために、保守系雑誌「諸君!」「正論」より教育勅語に関する発言をピックアップし、その評価を分析していきたいと思う。なお本論では、様々な発言をわかりやすく紹介するために、祖先崇拝に関するもの、公の概念に関するもの、勅語という形式や天皇に関するもの、という三つにあらかじめ大きく分類して見ていくこととする。

「祖先崇拝」に関する発言

まず、教育勅語の中の祖先崇拝に関する箇所を評価する発言を紹介する。大阪大学名誉教授の加地伸行は、教育勅語の中の祖先崇拝にあたる部分(「爾祖先の遺風を顕彰するに足らん」)について、

これは「国民それぞれの祖先が遺し伝えたすぐれたありかたをあなたたちがこの世に大いに示すことになるだろう」ということで、生命や文化が祖先から伝わり、自己を通じて今ここに在ることを意識し、それを高めようという願いである。もちろん、多くの人々において、己れの祖先を具体的にたどりうる場合は少ない。六代前、八代前となると定かでないのが普通である。しかしそれでよいのである。個別的事実がなんであれ、己れが存在しているということは、祖先から生命が連続してきてここに存在するということであり、それは己れにとって祖先が存在することの明証に他ならない。

1

と述べたうえで、日本では年忌法要中で祖先を尊び、慰霊を行っているとし、今も昔も変わらず祖先崇拝は国民感情の底にあるものだと主張している。そして、加地は

この意識、祖先に始まる生命が連続してきたことの意識、それが日本人の場合、天皇家の連続に投影されている。天皇家に対する畏敬の念は、己れの家の祖先たちもまた天皇家と同じ時間を共有しながら生きてきたという帰属感に行きつく。そしてそこか

ら、天皇家に対する親近感もまた生まれてきているのである。²

と、自分の祖先崇拜と共鳴する感情として天皇家の祖先崇拜、すなわち天皇の「皇祖皇宗」への敬意をあげ、それは「国民の琴線に触れるもの」とであると評価している。

さて上記の加地の発言を見ていると、祖先崇拜は、祖先から生命が連続してきているという意識、を強調するものであるということが読み取れる。このように生命・歴史の連続性を主張する発言は他にも見られた。評論家の松本健一は、教育勅語の中の孝行や友愛といった徳目は普遍的な側面があり、当然尊重すべきだとした上で、

「私」の元の親、「私」の後に生まれてくる子孫を思えば、自分という「私」は、「私」であっても、過去や未来の歴史の流れの中で生きていだけで、「私」を超えたものと切り離すことはできない³。

と、やはり祖先から子孫への歴史の流れ、生命の連続を重要視しているのである。

「公」の概念に関する発言

2000年9月、教育改革国民会議の中間報告において小・中・高の生徒に一定期間の奉仕活動を義務づけるという提案がなされると、「奉仕は本来、自発的でなければ意味がなく、国家が強制すればそれは『労役』でしかない。奉仕活動の強制は、教育勅語の中の『一旦緩急あれば義勇(をもって)公に奉じ』に象徴される滅私奉公の道德観につながりうるのでは」⁴という趣旨の反論が多くあがった。これに対して西部邁は、以下のように述べて反論している。

教育改革国民会議の目玉である社会奉仕を義務化するという案も、新しい教育基本法の第一条に「公德」をうたってからやらないと混乱するでしょうね。・・・キリスト教圏では崇高なる神に対して、下僕としての人間が自発的に従属して仕えるのがサービスの起源でしょう。その行為が積み重なって、一人前の人間が形成されていく。それが「奉仕」であって、戦後のアメリカ的な教育基本法を受け入れておきながら、奉仕活動の義務化に嫌悪感を表明するのはそもそも間違いです。⁵

まずこの発言からは、「公德」がうたわれていない教育基本法への反発、そして教育基本法をアメリカのおしつけと捉えている点が読み取れる。

また西部は、滅私奉公については、「滅私」は自分のうちの私心を抑制することであり、「奉公」は自分の心の中の「公心」に奉じるだけのことであり、あくまで自分自身の中で完結するものとして解釈している。そして教育勅語の中の「公」や「国体」という字句が、戦時中の国家主義的なあり方と結びつけられがちな傾向に対して、「戦後の左翼人たちの

レッテル張りに基づく誤解」であると主張している。⁶

上記の発言の中でも「公德」については触れられているが、西部の発言の中には他にも「公」に関するものが見られる。教育基本法と教育勅語の比較においても、公德の重要性について、

戦前の教育勅語と戦後の教育基本法とを比較すると、教育勅語の方が、やはり優れているというしかない。上位に位置している。徳目、公德が厳然と明示されている。・・・教育基本法は冒頭から「個人の尊厳を重んじ」「普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす」とうたわれているだけでしょう。・・・人間の精神が力強くあるためには、「公德」を中心とした教育を行うべきであって、戦後の教育はそうした要素を欠いていたからこそ、昨今の子どもに「無気力症状」が広がっているわけです。⁷

と述べ、戦後の教育基本法の理念は「私」で終わっており、最終的には「私益」「私権」にしか到達できないと指摘している。さらに、戦後の日本社会については、行き過ぎた自由主義だと批判したうえで、

・・・歴史の流れに迷惑をかけ、後世に歪んだ社会を残すような自由は許してはならない・・・単に他人に迷惑をかけないなら何をしていても自由というわけにはいかないというわけです。⁸

と、公德の体系を未来につなげていくことが重要だと主張している。同様の考えは、東京大学教授の松井孝典の発言の中にも見られる。

共同体の一員として生きていくためには守らなければならないルールがある。それが簡潔にまとめられているのが教育勅語の内容でしょう。共同体の中での他との関連性、その中で共同体そのものとの関係性を「公」と表現すれば、「公」と「私」との関わりを規定するものといっている。・・・個人の権利が確立する中で人間のあり方が変化し、戦後の教育基本法的なものになったのですが、「公」という概念の希薄化が所謂、地球環境問題の拡大にもつながっているように思います。⁹

と、やはり「公」という概念の重要性を述べているのだ。共同体の一員として守るべきルール、つまり公德を示しているという点で教育勅語を評価していると言える。

「勅語」という形式や天皇に関する発言

日本学士院会員、東京医科歯科大学名誉教授の総山孝雄は、青少年の暴力やいじめ、学級崩壊といった乱れた社会の要因は道德教育の頽廃にあるとして、明治期の徳目による道

徳教育について以下のように述べている。

・・・その中に示された徳目が家庭教育の指針となり、また学校では修身の時間を設けてそれに関連し実話や寓話が講述された。日本人の移民は世界中のどこへ行っても、勤勉正直で法律を遵守し、移民先の国や社会に忠誠を尽す人種として高く評価されている。これは建国以来の伝統に仏教や儒教の教えが加味された日本人の国民性の現れであるが、それを集大成して明確に示した教育勅語の効果が絶大であったことの証左でもある。¹⁰

と、明治時代の道德教育としての教育勅語を評価したうえで、今日の世に適応した国民道德の新しい指針を作る必要があるとし、過去の教育勅語の改正案という形で若干の補足修正を加えた教育勅語の現代的試案を提案している。その試案については、「前文に国の成り立ちと国体への誇りを謳うことはきわめて望ましい」と述べ、「日本人は、崇祖敬老忠君愛国の美風によって一体となり、二千年以上に亘って一貫した国体を維持してきた」という文章を書き加えている。その理由としては、「人々が個人的生存欲求である我欲を制御し、社会的共有生命として共生するための道德を意欲的に実践するためには、その共有生命を自分の生命であると確認し、それに愛と誇りをもつことが必須である。」からとしている。¹¹これはつまり、「社会的共有生命として共生するための道德」（既出の言葉で言い換えるなら、「共同体の一員として守るべきルールであり公德」）は日本国の歴史や万世一系の天皇を持つ国がらに誇りを持つことにより実践できる、と主張していると解釈できる。

また、総山は、教育勅語の最後に天皇が、「私は国民の皆さんとともにこれを実践していきたいと思う」（「朕爾臣民と俱に拳々服膺してみなその徳を一にせんことを庶幾ふ」）と呼びかけられるのは、建国の当初から皇室の下に団結して生きてきて、君民一体の日本にふさわしい素晴らしいやり方である、と述べている。そして道德の新しい指針を作る場合に関しても、その発布方法については

・・・行政のレベルで起草して文部省などから事務的に通達しても、国民一人一人に自発的な遵守を促すことは難しい。やはり、日本人のすべてが先天的本能的に尊崇しているところの、民族の中核である天皇から親しく呼びかけて戴くのが最良と思われる。¹²

と、明治時代の教育勅語と同様に「勅語」の形をとるのがふさわしいと主張している。ここまでの総山の主張をかみくだいてまとめると、今日道德教育を取り戻すためには、国民の中核として影響力のある天皇が発表する新教育勅語によって、国民に日本という国がらへの誇りを持たせることが重要である、という内容であろう。

次に、文芸評論家であり慶應義塾大学教授の福田和也は、教育勅語と天皇の関係につい

て以下のように述べている。

勅語の説得力は、明治天皇のパーソナリティによって、つまりはその徳によって保証されたものだ。爾来、明治天皇にとどまらず、近代歴代天皇の君徳によって、勅語は支えられてきたのである。その部分を、つまりは天皇の御徳という部分を切り離してしまつては勅語には何の意味もないのではないかと。¹³

そして国民道徳の基盤には皇室があり、皇室と国民の道徳的な影響関係は現在においても変わっていない、と主張し、その理由としては「天皇を政治の中心に据えることで建設され、運営された国家の下で作られた、整えられた制度、思想、言葉、社会的基盤、歴史的蓄積のもとで、私たちは未だに生き、考え、行動しているからだ。」と説明している。¹⁴

両者の主張に共通していることは、天皇から国民へという影響関係、そしてそれを象徴している教育勅語の評価、という点だと思われる。

むすび

ここまで、教育勅語を評価する様々な発言を、「祖先崇拜」に関するもの、「公」の概念に関するもの、「勅語」という形式や天皇に関するもの、という三つに分類してみたが、道徳教育の役割を果たしてきた教育勅語、すなわち徳目を示した部分についてはいずれも高く評価している。

また、全体を通じて彼らの主張の根本には、時代の流れという意識があるように思う。まず1の祖先崇拜に関しては、「生命の連続性」という祖先から子孫へという流れを強調している。2の「公」の概念に関して主張されていることは、歴史の流れを乱さないためには「公德」が必要であるという主旨のものであり、やはりベースには歴史の流れへの意識があると言える。そして3の「勅語」や天皇に関する発言の根本にも、「万世一系の天皇を持つ国がら」つまり日本という国の歴史を重要視する意識があるように思う。

祖先から子孫へ、過去から未来へとつながる日本の歴史。共同体の一員としてこうした時代の流れを大切にする、ということが彼らの主張の根本にあると思われる。

教育勅語は、日本の歴史や時代の流れを表す文言や、時代の流れを乱さないための公德がうたわれているからこそ、国会で排除・失効が決議されてから約六十年もたつ今でも保守派の人々から支持される対象となっているのではないだろうか。

〔注〕

(1) 文藝春秋社『諸君！』2001年3月号、51頁。

(2) 同上

- (3) 前掲『諸君！』2001年1月号、172頁。
- (4) 毎日新聞社『毎日新聞縮刷版』2000年8月号、42頁。
- (5) 前掲『諸君！』2001年1月号、170頁。
- (6) 同上、166頁。
- (7) 同上、168～169頁。
- (8) 同上、171頁。
- (9) 同上、167頁。
- (10) 産経新聞社『正論』1996年8月号、122頁。
- (11) 同上、124～125頁。
- (12) 同上、124頁。
- (13) 前掲『諸君！』2004年7月号、89頁。
- (14) 同上。

<安念麻希子>

3. 修身教育の再評価

はじめに

文部科学省は、2001（平成 13）年度の事業として『心のノート』¹という冊子を作成し、2002 年 4 月に全国全ての小・中学校に配布した。

『心のノート』作成協力者会議の座長である河合隼雄²は、以下のように、作成の理由を述べている。

道徳教育はまだまだ十分でない。従来の副読本を読んで感想を言って終わりというのになりがちです。そこで、もっと子どもたちが主体的に考えられるようにつくりました。文科省がやることに批判があるかもしれないが、何かしなければいけないと思いました。³

また、教育課程調査官の柴原弘志⁴は、以下のように述べている。

今日、大人社会全体のモラルの低下を背景に児童生徒の規範意識の低下が叫ばれ、少子化、核家族化さらには地域社会との関係の希薄化などの影響による家庭・地域社会における教育力の低下が指摘されている。子どもの心豊かな人間への成長を願いながらも、社会の急激な変化、価値観の多様化が進む中で、子どもに伝えるべき価値に確信がもてず、しつけや教育に対する自信を喪失している保護者が増えているともいわれている。こうした状況を考えても、人間として生きていくうえで、児童生徒が自覚的に学習すべき基礎・基本としての道徳教育の内容について、保護者や地域の人々と共に十分な共通理解を図ることは、極めて重要なことである。⁵

すなわち、今日の日本社会における、家庭をも含めた道徳教育の強化の必要性を述べた上で、以下のように続けている。

『心のノート』は、児童生徒が身に付ける道徳の内容を、児童生徒にとってわかりやすく書き表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるものであり・・・学校と家庭等が連携して道徳性の育成に取り組めるものとして活用されることを通して、道徳教育のより一層の充実を図ろうとするものである⁶

以上のことを背景として、『心のノート』は作成・配布された。このような『心のノート』の配布は道徳教育を強化しようとする政策とみなすことができる。本論では、道徳教育に関する保守主義者の主張とは何かについて、教育勅語・修身についての再評価から探っていきたい。

中谷巖⁷の発言

中谷巖は、かつて東京オリンピックで最年少の日本代表スイマーとして活躍した木原光知子さんから聞いた話として、以下のように語っている。

オリンピック本戦の前の練習日に、日米の水泳選手が一緒になって練習をしていた時のことである。リハーサルということで、米国国歌が流れてきた。米国の選手たちは一斉に練習をやめ、直立不動の姿勢になって胸に右手を当て、国歌に敬意を払ったという。

しばらくして今度は君が代が聞こえてきた。しかし、日本の選手たちは全く無関心で、気にすることもなく練習を続けていた。すると、若いアメリカ人選手が木原選手をつついて「ほら、日本国歌が演奏されてるよ」と注意したのである。木原さんは、初めは何のことだろうといぶかったが、国歌に敬意を払わないには日本選手だけだということにやがて気づいたという。⁸

続けて、自身における同様の経験について述べている。

国歌に敬意を払うのは、アメリカ人をはじめ、ほとんどの国の人にとっては常識なのだが、日本人にはこの意識がない。一年ほど前のワールドカップが日韓両国で開催されたときにもこのことを痛感した。…君が代を歌う選手はほとんどいない。この光景は、少なくとも世界の常識からいうと異常である。⁹

そして、

なぜ、こんなことになったのか。この問題こそ、日本という国が、経済的な問題も含めて、目的意識を喪失し、閉塞感に悩まされている根本的な原因の一つだと私は思う。

10

と主張する。つまり中谷は、国家への敬意が人間の目的意識を育て、それが国の経済を発展させることに結びつくと考えているのである。

この記事が掲載された 2003 年の日本経済の動向を見ると、日経平均株価が 1982 年以来の安値を記録し、また大手金融機関の不良債権処理に公的資金が投入されるなど、バブル崩壊の歪が現れていた。また GDP の成長率¹¹を見ても日本は低成長であり、かつての高度経済成長期やバブル時代とは違い、その勢いは見られなくなっていた。一方で、経済白書¹²によると、1990 年にバブルが崩壊して以来、日本経済はデフレの状況下であったが、2002 年 1 月には景気の谷を越え、景気回復局面に移行していた¹³とあるように、この頃

の日本経済は過渡期にあった。

また、中谷は、「教育勅語」について再評価する発言をしている。

戦後、日本に進駐してきたマッカーサーにとって、最大の課題の一つは、日本人の国家主義的思想を解消させることにあった。そのため、昭和二十三年には、国家主義的思想の温床とみなされた教育勅語が廃止された。

それに先だって定められた「教育基本法」と教育勅語（あるいはそれを修正したもの）が日本の教育を支える両輪となるべきものであったが、教育勅語が廃止されてしまったため、日本の教育から道徳教育という教育を支える両輪の一つがすっぽりと抜け落ちてしまったのである。¹⁴

つまりここでは、「教育勅語」（＝道徳教育）と「教育基本法」（＝教育の理念）を日本の教育を支える「両輪」であると捉えている。その片方である「教育勅語」が無くなってしまった結果、「日本の教育現場から、国家に対する誇りや社会と自分の関係を考える道徳教育は消滅した」¹⁵と主張し、次のように続けている。

やがて、道徳教育と軍国主義、国粹主義とはあたかも同一のものであるかのような思想が横行するに至り、道徳教育不在は決定的になった。

教育勅語は確かに軍部に利用されたという側面があるが、一方で、人間が当然身につけるべき徳目を説くという教育上有用な面も持っていた。文化や伝統を尊重し国を愛することは万国普遍に行われている教育の基本である。¹⁶

すなわち、「教育勅語」の持つ「徳目を説く」という側面については、人間が生きる上で必要となるし、また愛国心を養うことは、万国普遍であり、「それが欠落してしまえば、国家が存在基盤を失ってしまうのは当然だ」¹⁷と述べている。そして、「教育勅語」を軍部に利用されたという「不幸な経験の反動から頭ごなしに否定するのではなく」¹⁸、有用な側面については、形を変えてでも伝え残されるべきであったと主張している。また、

教育勅語廃止によって、日本の教育からは道徳教育というものが消滅し国家や伝統、公德心といった概念が全く教えられないという悲しい事態が発生した。その後、アメリカンデモクラシーのもう一方の柱である「権利意識」のみが強調されてしまったために、国や社会のことには無関心で、権利意識だけが強烈な無責任人間が大量に生産されてしまった。¹⁹

と述べ、民主主義を取り入れた戦後教育に対して批判をしている。そして、

国際人であるためには、自分の国のことをよく知り、誇りを持つということから始まる。日本という国を愛し、日本の文化や伝統を理解することなくして、真の国際人にはなれない。²⁰

と述べ、国際化の波を乗り切るためには、愛国心の育成が重要であると主張する。中谷は、最後に以下のように締めくくっている。

若者の表情が虚ろで、精神的に不安定になっているのは、教育の根本が歪んでいるからだ。国際的なアンケート調査でも、人生の目的の中で「社会に貢献すること」という項目で、日本の若者が圧倒的に低いスコアになるのもこのためであろう。企業の不祥事や官僚の汚職、利権政治家の横行など、大人の世界でもエリートと目される人たちの悪事が目立っているが、これも戦後教育の欠陥がいよいよはっきりした形で露呈しはじめたからではないか。²¹

すなわち、これからの日本経済を憂慮し、それを打開するためには、道德教育が必要であるとして、「次代を担う若者を育てる本格的教育改革が必要である」²²と結論付けている。しかし、具体的な方策については言及していない。

金井肇²³の主張

金井肇は、自身の著書『教育理念の再生』の中で、道德教育の現状について以下のように述べている。

今日の道德教育は、形骸化が言われ、十分機能しているとは言い難い。学校に問題行動が多発し、社会においてもこれまでには見られなかった凶悪犯罪や破廉恥な犯罪が多発するようになってきている。…また、自殺者の発生が低年齢化していることや、活力を持たない青少年の増加、…モラトリアム人間やフリーター、ニートなどの増加の形で表面化しているのも、道德教育が機能していないことの現われの一側面である。²⁴

また、金井は同著の中で、「教育勅語」について、

一般国民にとって教育の要諦とは、教育勅語の主唱する「忠」や「孝」などの具体的徳目の実践にあり、それは常に一貫したこの国の教育の大道であった。²⁵

と述べ、「教育勅語」の「徳目」は、国民にとってなくてはならないものであると主張している。そして、続けて

戦後の教育が、戦前の「国家主義」教育と訣別し、『国体の本義』を弊履^{へいり}の如く投げ捨てたとき、教育基本法は「人格の完成」を教育の目的にまつり上げたが、…日本人は…「人格の完成」には、少しも向かわなかった。代わりに日本人が向かったのは、…「単なる個人の発展完成のみを目的とする」個人主義的方向でしかなかった。これは昭和二十三年六月、教育勅語が占領軍の指示によって国会で「排除」「失効」させられたこととも深く関係している。教育基本法はもともと教育勅語を前提とし、教育勅語の権威に依りかかる形で、教育勅語にないものを「補完」した形で制定されたものに過ぎなかったから、教育勅語の権威を強権的に否定された当時の日本人が、“二階に上げて梯子を外された”と感じたのは無理もない。教育勅語という“根っこ”を欠いた教育基本法は、所詮立ち枯れる運命にあったのである。²⁶

と述べ、「個人主義」に傾倒した戦後の教育改革ないし、「教育基本法」を批判している。「それでも、戦前世代の大人たちがしっかりした価値観を持っていた間は、さしたる問題は生じなかった」²⁷が、

戦後教育しか受けなかった世代が親となり、また祖父母となっていくにつれ、問題は徐々に顕在化したのである。規範意識を喪失させた現代の大人は、子供たちの単なる恣意やわがままに過ぎないものを「個性」と誤解し、「個人の価値」「個人の尊厳」の名の下に、これを容認し、あるいは助長して憚らない。²⁸

そして「戦後教育」によって、「規範意識」を失った結果、「今日の無残な教育の荒廃」²⁹が生じたと述べ、道徳教育について「より根本のところから改革」³⁰する必要があると主張している。

杉原誠四郎³¹の発言

杉原は、『正論』2001年6月号で、「占領教育改革に端を発した現行の道徳教育は、いくら努力してもほとんど効果のないものとなっている」³²として、戦後の道徳教育の荒廃を指摘している。一方で、以下のようにも述べている。

修身は民主主義の教育にふさわしくないので占領軍によって廃止されたという誤解が生まれ、修身は復活不可能な教科となって日本の教育から消えていった。

真相はどうであったか。実は真反対なのである。修身停止指令を起草した占領軍の民間情報教育局の教育課員ロバート・キング・ホールは、戦争中の修身の教科書を調査して、日本の道徳は民主化を進める占領軍にとって受け入れられないものだという非難は根拠のないものだ、と結論づけていたのである。³³

また、『諸君!』1998年9月号でも、

今日、「修身」と言えば、聞いただけでも戦前の教育を代表する反動的な教科という印象を与える。が、実は戦後教育改革をとりしきった占領軍は「修身」に高い評価を下していたのである。にもかかわらず戦後教育改革のプロセスで消えていき、そのために反動的な教科と評価されて今日に至っているのである。³⁴

このように、「修身」について占領軍が高い評価を下していたことを述べることで、「修身」の正当性を主張している。

次に、「修身」の評価についての杉原自身の主張を見ていくことにする。彼は、修身について、『正論』2001年6月号で以下のように述べている。

考えてみれば、修身は江戸時代以来の、否、日本有史以来の道德教育の結晶のような教科であった。これに代わる社会科が理想どおりの成果をあげるならば問題はないが、社会科にはもともと原理的に理論と実践のあいだの乖離が大きくあり、道德教育的にはあまり力がなかった。

こうして日本古来の教育を踏まえて形成されていた修身はなくなり、日本の道德教育は崩壊するのである。そして道德教育を再建しようとして何か提言しようとする、それは当然ながら、修身における実践に近くなる。そうすると修身の復活だとして、先の誤解のもとに非難が寄せられ、実を結ばないことになる。先の教育勅語と合わせて日本の道德教育の再建は不可能となったのである。³⁵

すなわち、「社会科」には道德教育的要素が弱いと批判し、「修身」を「日本有史以来の道德教育の結晶」であるとして賛美しているのである。

また、『諸君!』1998年9月号では、

「修身」は、現在の「道德の時間」を教科としてはっきり位置づけたようなものと考えればよい。教科であるから、教科書もあり、成績評価もあった。例えば大正七年から使用された小学校第四学年の教科書には「博愛」という徳目でナイチンゲールがとりあげられているのである。…この「修身」は主に道德知識の評価に加えて、児童の品性、行為、情操、習慣などを評価する「操行」の評価と合わせて戦前の道德教育に絶大な効果を発揮していた。³⁶

と述べ、「修身」の道德的効果について「絶大」であったことを主張している。

そして、最後に、

現在の小学校や中学校で設けられている「道徳の時間」は・・・「修身」に代わるものとして新に設けられたものだが、その形骸化が指摘されて久しい。もはやこの時間の充実でもって道徳の教科を図ることは無理がある。³⁷

と述べ、「道徳の時間」は「生徒指導（生活指導）の集中的指導の時間」³⁸とすること、道徳教育を他の教科でもより充実させることを提言している。

むすび

以上、3人の保守主義者たちの主張を見てきた。これら保守主義者たちの主張を見ると三つの共通点があることが分かった。一つ目は、戦後教育について問題があったとの主張である。戦後の日本では、戦前の国家主義的教育の反省から、民主主義的な教育改革がなされた。しかし、それによって、日本人からは規範意識や愛国心が喪失し、今日の「教育の荒廃」や社会・経済の歪の原因となっていると主張している。二つ目は、「教育勅語」や「修身」は、道徳心を養うという面で優れていたという主張である。すなわち、「徳目」を教えることは、人間が社会で生きていく上で必要となる、規範意識や愛国心を養うのに有効であったというのである。そして、三つ目は、以上のことから、今こそ戦後教育を見直し、道徳教育を強化する改革を行う必要があるという主張である。

〔注〕

- (1) 約11億円（2001年度7億3000万、2002年度3億8200万）もの税金を使って作成された。この冊子は、「小学校一・二年用」、「小学校三・四年用」、「小学校五・六年用」、「中学校用」の四種類に分かれている。文部科学省が編集・著作し、民間出版社が発行しているのが、奥付に「発行 文部科学省」とあるだけで、著作者名や担当部署名、連絡先などは記されていない。実際は、心理学者である河合隼雄が編集責任者になり、彼のグループの臨床心理学者たちが協力して作成されたものである。
- (2) 京都大学名誉教授、臨床心理学・教育学博士。元文化庁長官。
- (3) 『週刊朝日』2002年7月26日号。
- (4) 当時の文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官であった。現在、京都市総合教育センター副所長を務めている。
- (5) 柿沼昌芳・永野恒雄『「心のノート」研究』批評社、2003年、【資料編】5頁、『「心のノート」活用に当たって』。
- (6) 同上。
- (7) 経済学者。一橋大学名誉教授、多摩大学学長、三菱UFJリサーチ&コンサルティング理事長。小渕内閣の首相諮問機関「経済戦力会議」の議長代理を務めるなど政府の委員を多く務め、政策

決定に大きな影響力を持つ。

- (8) 産経新聞「正論」、2003年6月25日付。
- (9) 同上。
- (10) 同上。
- (11) 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ecodata/pdfs/k_shihyo.pdf)、内閣府ホームページ (<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h17-kaku/percapita.pdf>) 等を参照。
- (12) 内閣府が国民経済の年間の動きを分析し、今後の成長の指針を示唆するために1947年から毎年発行している文書のことである。正式には「年次経済報告」という。
- (13) 内閣府「平成15年度年次経済財政報告」、2003年10月24日、内閣府ホームページ (<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/pdf/03-00101.pdf>)。
- (14) 前掲「正論」。
- (15) 同上。
- (16) 同上。
- (17) 同上。
- (18) 同上。
- (19) 同上。
- (20) 同上。
- (21) 同上。
- (22) 同上。
- (23) 大妻女子大学教授を経て、現在日本教育分化研究所所長。民間教育臨調教育理念部会長。
- (24) 金井肇『教育理念の再生』学事出版、2006年、108頁。
- (25) 同上、166頁。
- (26) 同上。
- (27) 同上、166頁。
- (28) 同上、167頁。
- (29) 同上、167頁。
- (30) 同上、112頁。
- (31) 武蔵野女子大学教授。
- (32) 『正論』産経新聞社、2001年6月号、319頁。
- (33) 同上。
- (34) 『諸君！』文藝春秋社、1998年9月号、138頁。
- (35) 前掲『正論』、320頁。
- (36) 前掲『諸君！』、139頁。
- (37) 同上、148頁。
- (38) 同上。

< 片田早美 >

4. 宗教的教情操の涵養について

はじめに

2003年3月、中央教育審議会の「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」の答申において、「宗教的情操の涵養」について以下のように述べられている。「人格の形成を図る上で、宗教的情操をはぐくむことは、大変重要である。現在、学校教育において、宗教的情操に関連する教育として、道徳を中心とする教育活動の中で、様々な取組が進められているところであり、今後その一層の充実を図ることが必要である。」¹この様に、教育基本法を改正する際に道徳教育に「宗教的情操の涵養」を取り入れようとしている動きが活発である。

そもそも宗教的情操というものがどういったものであるかは「日本の教育改革」有識者懇談会²役員であり、滋賀大学名誉教授の村田昇が以下のように述べている。

人間は誰しも幸福な人生を追い求めている。しかし、厳しい現実の中でさまざまな苦難に遭遇し、失敗や挫折を繰り返す。(中略) そのなかで、心の落ち着きや平静さを保ち、救いの道を求めることとなり、このためこの世のものならぬ超越的なもの・絶対的なものに憧憬し、それを尊崇することとなる。この聖なる価値を志向する思念が宗教的情操であり、それは「人間の力を超えたものに対する畏敬の念」と言い換えることができよう。³

村田は最近の日本人が、「人間の力を超えた大いなるもの」に対する畏れが欠落しているのではないかと考え、そのためにも宗教的情操を幼少期から涵養することが重要だと述べ、現行の道徳教育よりも充実したものを提示している。

この研究では「宗教的情操」や「人間の力を超えたものに対する畏敬の念」という発想に保守主義的な考えがどう関係するか時代を追って検証し、現在それらの考えを主張する人たちがどのような教育を目指しているかを明らかにしていきたい。

戦前の宗教教育

宗教と教育の問題が論じられるようになったのは明治30年頃であり、明治32年に私立学校令⁴の制定とともに文部省訓令第十二号「官公立学校等ニ於ケル宗教上ノ教育儀式施行禁止ノ件」がでる。これはキリスト教を警戒するために、宗教に対して中立的な態度をとるとして宗教一切を学校教育から排除することを明確にしたのである。しかし、実際にはキリスト教を学校教育から排除することが本意であり、神道については宗派宗教ではないと別立てになっていて影響がなかった。昭和10年に文部省は「宗教的情操ニ涵養ニ関する留意事項」なる通牒を発している。学校教育の中における宗教教育のあり方について述べていて以下がその一部である。

「宗教的情操ニ涵養ニ関する留意事項」

- 一、宗教的教育ハ家庭ニ於ケル宗教上ノ信仰ニ基キテ自然ノ間ニ行ハルルト共ニ宗教団体ノ活動ニヨル教化ニ俟ツモノニシテ学校教育ハ一切ノ教派宗派教会等ニ対シテ中立不偏ノ態度ヲ保持スベキモノトス
- 二、学校ニ於テハ家庭及社会ニ於ケル宗派的教育ニ対シ左ノ態度を保持スベキモノトス
 1. 家庭及社会ニ於テ養成セラレタル宗教心ヲ損フコトナク生徒ノ内心ヨリ発現する宗教的欲求ニ留意シ苛モ之ヲ軽視又ハ侮辱スルガ如キコトナカラントヲ要ス
 2. 正シキ信仰ハ之ヲ尊重スルト共ニ苛モ公序良俗ヲ害フガ如キ迷信ハ之ヲ打破スルニ如カムベシ
- 三、学校ニ於テ宗教的教育ヲ施スコトハ絶対ニ之ヲ許サザルモ人格の陶冶ニ資スル為学校教育ヲ通ジテ宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ（但シ学校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スルガ如キ内容及方法ヲ以テ宗教的情操ヲ涵養スルガ如キコトアルベカラズ）

宗教的情操ノ涵養ニ関シ学校教育上特ニ留意スベキ事項大凡左ノ如シ

1. 修身、公民科ノ教授ニ於テハ一層宗教的の方面ニ留意スベシ
2. 哲学ノ教授ニ於テハ一層宗教ニ関スル理解ヲ深メ宗教的情操ノ涵養ニ意ヲ用フベシ
3. 国史ニ於テハ宗教ノ国民文化ニ及ボシタル影響、偉人ノ受ケタル宗教的感化、偉大ナル宗教家ノ伝記等ノ取扱ニ留意スベシ
4. 其他ノ教科ニ於テモ其の教材ノ性質に依リ適宜宗教的の方面ニ注意スベシ（後略）⁵

これにより学校教育では宗教的な教育を認めないとしつつ、教育勅語を中心に国家神道的な宗教教育は認められる体制を作りだした。そして 1937 年には『国体の本義』、1941 年には『臣民の道』等、神話や古典を論拠に国史を語り、国体観の統一を目標とされた書物が文部省により編纂され、「宗教的情操の涵養」の名の下に、思想統制の徹底が計られていくのである。つまり「宗教的情操の涵養」の教科書はあくまで「教育勅語」であり、その具体的内容とは、「御真影の奉安」「天照大神の奉斎」、そして「神社仏閣への参拝」「朝夕の神仏の礼拝」「祖霊崇拜」に関する学校での諸行事、「皇大神宮」「忠君愛国」「祖先と家」「戦死者に対する感謝」、そして「敬神崇祖」としての感謝であった。そしてそれらの「宗教的情操」を涵養しその先に目指したものが「天皇神格化」への「畏敬の念」であった。現人神としての天皇への絶対的帰依の感情こそが、国家体制を維持してゆく手段であったがために、それは当然の帰結でもある。

戦後の宗教教育

敗戦を迎え、今日の日本の宗教教育が制限されている根源でもある日本国憲法が昭和 21 年 11 月 3 日に公布される。日本国憲法は第二十条で宗教について次のように規定している。

第二〇条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第三項にあるように公立学校においてはいかなる意味においても宗教教育を禁止しているかのような厳しい規定を設けたのは、当時日本が占領下であり、連合国総司令部が昭和 20 年 12 月に「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」なるいわゆる神道指令を発し、国家神道を政治・教育から分離し、また「教育勅語」の排除・失効の決議によって国家神道体制は解体された状況だったからである。しかし、実際にいかなる意味においても宗教教育を禁止するという解釈を避けるために帝国議会では昭和 21 年 8 月に「宗教的情操教育に関する決議」が決議された。以下がその決議である。

永久に戦争を放棄し、国民の安全と生活をあげて世界の公正と信義に委ねようと決議したわれらは、「戦争は罪悪である」という信念を以て、世界恒久平和運動を展開しなければならない。そのためには宗教的自覚による四海同胞、隣人愛、社会奉仕の思想を普及徹底させると共に、宗教的情操の陶冶を尊重せしめ、以て動議の昂揚と文化の向上を期さなければならない。⁶

これを受けて昭和 22 年 3 月 31 日に公布、施行された教育基本法の中の第九条では次のように規定された。

第九条

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

これにより公立学校で行ってはいけない宗教教育とは特定の宗教のための教育であると明示したのである。しかし、本来は、教育基本法の原案の九条の第一項では、「宗教的情操

の涵養は、教育上これを重視しなければならない。但し、官公立の学校は、特定の宗派的教育および活動をしてはならないこと」⁷と、議会の決議をそのまま受けた形のものであったが、総司令部のCIE（民間情報教育局）によって「宗教的情操」は特定の宗派宗教に基づくと解釈され変更を命じられた。

1950年、修身教育の復活を提言して物議を醸した文部大臣・天野貞祐が、「国民実践要領」の中で、「人格と人間性は永遠絶対的なものに対する敬虔な宗教的心情によって一層深められる」と道徳的基盤を「宗教的情操」にもとめた。1966年には中央教育審議会が発表した「期待される人間像」の中では「宗教的情操」が以下のように述べられている。

5 畏（い）敬の念をもつこと

（前略）すべての宗教的情操は、生命の根源に対する畏敬の念に由来する。われわれはみずから自己の生命をうんだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく。

しかもそのことは、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚させ、われわれに人間としての使命を悟らせる。その使命により、われわれは真に自主独立の気魄（はく）をもつことができるのである。

1977年に発表された中学校の学習指導要領の道徳の項目には「9.自然を愛し、美しいものに感動し、崇高なものに素直にこたえる豊かな心をもつ。（自然と人間とのかかわり合いについて考え、自然や美しいものを愛する心をもつとともに、人間が有限なものであるという自覚に立って、人間の力を超えたものに対して畏敬（いけい）の念をもつように努める。）」⁸と記された。

むすび

「宗教的情操の涵養」というものを時代を追って取り上げてみたが、一つ言えることはその表現が抽象的であるがために上手く利用されている主張であることがわかった。村田昇は日本人について以下のように述べている。

いまこそわれわれは自他の生命の尊厳さに目覚め、何か大いなるものによって生かされて生きていることに感謝し、それに応えるべく、日本人として祖国に根づいたよき伝統や文化を尊重し、自分がこの世で果たすべき役割と責任を求め続け、その実現に努めていかなければならない。⁹

道徳教育や宗教教育の必要性を説く中で登場する「人間の力を越えたもの」や「畏敬の念」といものが直接的に天皇をさしているか、さしていないかということは解釈の仕方によって変わるものであり、また、そういった考えの必要性を完全に否定できないのが難しい点である。日本人らしさや愛国心といったものを大切にすることが必要はあるがそれを国に押し付けられ、利用されてしまうと戦時中のような大変なことがおきてしまう。そういった意味でも新しい教育基本法を作ろうとする動きの中でこういった考えや表現を取り入れようとしているのはリスクがあるのではないだろうかと思えば必要があるのではないかと思った。

[注]

- (1) 「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」平成 15 年 3 月 20 日 中央教育審議会
- (2) 民間教育臨調、会長・西沢純一
- (3) 「日本の教育改革」有識者懇談会『なぜいま教育基本法か 子供たちの未来を救うために』P
HP 研究所、2004 年、137-138 頁
- (4) 私立学校の設立 閉鎖、校長 教員の欠格条項、設備、授業等の変更命令を定め、地方長官の監督を強化すると同時に、学則等を明らかにした
- (5) 日本連合教育界『宗教的情操の教育』、日本連合教育界、1968 年、223 頁。
- (6) 同上、224 頁。
- (7) 杉原誠四郎『教育基本法-その制定過程と解釈-』、博文社、2002 年、403 頁。
- (8) 文部省『中学校 学習指導要領』昭和 52 年 7 月。
- (9) 前掲『なぜいま教育基本法か 子供たちの未来を救うために』142 頁。

< 廣田雄大 >

第二章 国家と教育との関わりに関する保守主義の主張

1. 明治期における愛国心教育

はじめに

唐突だが、まず、明治期を代表する保守系雑誌「日本人」の第三十五号に載っている、加賀秀一¹「初等学校の英語科廃す可し」という論文を紹介したい。この論文では、当時小学校、尋常中学、師範学校などに徐々に導入されていた英語科に対して、

世の杞憂子をして「嗚呼此流潮にして進むて止まずんは、遂に我國をして東洋の英語國と化し去らしむるに幾からんか」との嘆辭を發せしむるに至れり²

と批判している。また、

特に日本の國土民人は古來其の漸成の風習慣例に依て、君臣父子夫婦の倫理を保ち、茲に相集て此の美國を成し來りともなれば、以上の諸學校に於て教ゆる所の修身教育は、専ら此風習慣例の主意に隨準せんとを以て要義となさざるはなけん³

と日本古來の風習を積極的に評価し、欧米の風習を含む「英讀本即ち『リーダー』の如き」は「錯雜曖昧なる倫理の勸念を抱かしむるをあるを免れず」⁴と危惧している。さらに、

此の如く英和兩主義の教育ありと雖とも、日本主義の教育は、主にして歐米主義は賓なり、殊に日本主義の教育は、兒童等か學校に在る時のみならず、家に歸て嚴父慈母の家庭教育を享くる、不知不識の間に於ても、常に感受する所のものなれば、彼の僅かに教場に於て、得る所の歐米主義を抹殺し得るのみならず、却て彼の主義を擯斥するの基因となり、思いさるの良結果を得るにあらずや⁵

として、英学の批判を続ける。後半では、

小學及尋常中學の如きに在ては、必ずしも英語を藉らすんは、其教育上不都合を感ずるの患あるをなし、然らば則ち今日に及んては、以上初等諸學校、殊に小學校に於ける英語の教科を全廢し、之に換ふるに専ら日本語を以て、日本流の教育を完全ならしむへし⁶

と結論づけている。

このような日本的なものを守っていこうとする主張は明治の頃も変わらずあったわけで

あるが、この種の、つまり「愛国的」な主張を育てた、当時の愛国心教育とはどのようなものだったのだろうか。本論では、「学制」発布時から「教育勅語」体制に至る、近代教育を確立していった明治期前半に着目し、当時の教科書の内容などを引用しながら、「明治期の愛国心教育」について明らかにしていきたい。

「学制」による愛国心教育

1872年に出された「学制」は非常に功利主義的、実利主義的な学問観・教育観だったとされている。また、「学問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキ者ニシテ人タルモノ誰カ学ハスシテ可ナランヤ」⁷などの表現からもわかるように個人主義的立身観をもとにしているのがあった。だが、この学制の発布に先立って当時の文部卿大木喬任が正院に提出した「学制制定に関する計画の上申書」の中には、

伏惟レバ国家ノ以テ富強安康ナル所以ノモノ、其源必世ノ文明人ノ才芸大ニ進長スルモノアルニヨラザルハナシ、是以学校之設教育之法其道ヲ不可不得……⁸

と書かれている。つまり、学校教育の必要は「国家ノ以テ富強安康」のためであり、教育はこの国家目的に奉仕するものとして想定されたのである。

では、このような国家主義的教育政策で始まった学校教育はどのようなものだったのだろうか。当時使われていた歴史の教科書を見ていくことで、その内容を探ってみたい。

歴史教科書として最初に用いられたのは文部省刊の『史略』である。この『史略』は「一、皇国 二、支那 三、西洋上 四、西洋下」という構成になっており、国史はその一部である。その記述を見てみると、

第一代神武天皇と申す……辛酉歳大倭橿原宮にして即位まします……遂に大倭に入宮殿を營造して帝位に即たまふ 第二代綏靖天皇と申す神武天皇の御子也……⁹

というように、歴代天皇の名前が挙げられ、多少の事績を説明している。現代の記述では、

第百二十二代今上天皇孝明天皇の御子也徳川慶喜大政を帰納し天皇万機を親裁し給ふ鎌倉以来凡七百年来の旧弊一洗して大政復古江戸を以て東京と改め皇居とす神武天皇元年辛酉より今年辛未に至りて二千五百三十一年也¹⁰

と書かれている。これから明らかなように、この教科書によって天皇中心の国体観を積極的に子どもに注入しようとする意図は感じられない。ただ、歴史という教材観そのものが歴代天皇とその事績を記憶させようとしたものであったことは注目しておくべきであろう。

『史略』の次に文部省から出された歴史教科書は『日本略史』であった。この教科書の

記述は割愛するが、『史略』とほとんど変わることはなく、天皇中心の編年史であるが特に国体を讃美しそれを国民に注入しようとする意図は見当たらない。このように、「学制」の発布された明治初期の教育は、決して日本の国体精神を積極的に浸透させようとしたものではなく、福沢諭吉の『学問のすすめ』に代表されるような啓蒙的、開明的な方向に向かっていたといえるだろう。ただし、細かく見ていけば、天皇制国体を意識させるような教育が既にこの時期から潜んでいたことも忘れてはならない。

「改正教育令」による愛国心教育

愛国心教育が急速に発展していくのは明治 10 年代以降である。その契機としてあげられるのが 1879 (明治 12) 年の「教育令」の翌年に出された「改正教育令」である。「自由教育令」とも呼ばれる最初の教育令は非常に自由主義的であったが、当時の自由民権運動の高まりなどからただちに改正され、教育に対して政府の統制が厳しい改正教育令が出されたのである。この改正教育令は当時の教育内容にどのような影響を与えたのだろうか。

まず第一に、改正教育令を元に 1881 年に出された「小学校教則綱領」において、歴史が「尊王愛国ノ志気ヲ養成センコトヲ要ス」¹¹とされ、それまでの開明的な歴史教育は愛国心養成のための教科として方向転換することが明確となった。第二に、修身が教育課程の首位に置かれ、その重要性が非常に高められた。1881 年の「小学校修身書編纂方大意」によると、

学校ニ従事スル者ハ宜ク先ツ我国体ヲ明カニシ幼稚ヲシテ夙ニ大義ノ在ル所ヲ弁シ其等ニ愛国ノ心ヲ養成スルを以テ一大首脳トスヘシ (中略) 必ス先ツ初学ヲシテ我万世一系ノ天胤ヲ尊崇シ金甌無欠ノ帝国ヲ尊重スルノ志気ヲ涵養セシメサル可カラス

¹²

としているのである。また第三として、これらが自然科学教育に与えた影響が挙げられる。

明治五年の「小学教則」に比して、算術以外の教学、科学関係の教科に割りふられている時間が大幅に減少している。週一時間、半年の授業を一単位とすると、小学校八年間を通じて四四八単位となるが、そのうち算術が八〇単位 (十八・〇%) で博物、物理、化学、生理、地文の合計は三八単位 (八・六%) を占めるにすぎない。¹³

という状況であり、「この減少した時間は……修身の四八単位 (一〇・八%) であって、これが科学関係の教科よりオーバーしてしまったのである。¹⁴

では、このような状況下での当時の教科書内容が、愛国心養成を目指してどう編集されたのであろうか。まずは筆頭教科であった修身の教科書であるが、その代表的なものとして古典からの引用句によって構成された文部省編の『小学修身書』を見ていきたい。

父母に孝行する心を以て。吾が皇上を尊敬すべし。

孝を以て、君につかふれば。すなわち忠なり。

孝経

忠臣は、孝子の門にいつ。

皇室の、永く栄えまさんことを。常に心に願ふべし。

同上孔伝

わが君は、ちよにやちよに。さざれ石の。いはほとなりて。こけのむすまで。

古今集¹⁵

などが忠君愛国を説き、

皇国の朝廷は。天照大御神の御皇統にして。即ち其大御神の神勅によりて定まらせた
まへる所なれば。万々代の末の世といへども。日月の天にまします限り。天地のかは
らざる限りは。いづくまでも。是を大君主と戴き奉りて。畏み敬ひ奉らでは。天照大
御神の。大御心にかなひがたく。此大御神の御心に背き奉りては。一日片時も。立つ
こと能はざるなり。

玉匣¹⁷

のように国体精神を説こうとしていたのである。

また、1882年には『小学唱歌集』という「日本で最初につくられた小学生用の音楽教科
書」¹⁷が出版された。山住正己によればこの教科書も「唱歌」というものを愛国心教育に
利用しようとする意図が明らかであり、91曲の収録曲のうち、「君が代」を祝うものが21
曲、忠君愛国を歌うものが5曲含まれているのである。

このように明治10年代に入るとそれまでの開明的な教育から反動的な教育が展開され、
忠君愛国の精神を積極的に注入しようとする愛国心教育が行われ始めていった。

「教育勅語」による愛国心教育

その後、時代とともに事態はさらに加速していく。1885年内閣制度が発足し、初代文部
大臣となった森有礼により1886(明治19)年に小学校令が出され、小学校の義務教育化や
教科書検定制など、国家主義的統制が非常に強くなっていったのである。ちなみに、当時
森が文部省に作らせた国語の模範教科書『尋常小学読本』(1887年)では、子どもの遊び
と兵隊やいくさを結び付けて教材化し、最後には「吾等がうまれた日本は、誠によいくに
で、其人かずは、三千七百万ほどで有ります。みやこを東京と云ひ、ここが天子さまのお
住みなさる、ところにて、大きくにぎやかなることは、日本一であります」¹⁸のように国
への視点を養おうとしている。また、文部省は1887年に「小学校用歴史編纂趣意書」を
発表し、その中で、

児童ノ教育ニ在テハ歴史ヲ誦習スルノ際自然ニ尊王愛国ノ情感ヲ養成セシムルノ必要

ヲ忘ル可カラス故ニ苟モ事ノ此目的ヲ達スルニ足ル者ハ意ヲ用ヒテ之ヲ記スヘシ¹⁹

と述べられている。

このように国家による統制が強まり、歴史教科書などを通じて行われてきた愛国心教育は明治20年頃からさらにピッチをあげて進められていった。この動きを集約し、体制化したのが1890年に出された「教育勅語」である。ここでは教育勅語に関する詳しい説明は割愛するが、それが当時から戦前・戦中までの日本の教育をどれほど規定してきたかは言うまでもないことであろう。この教育勅語体制のもと、愛国心教育はどのように行われたのであろうか。

先に述べた森有礼の時代に出された小学校令は、教育勅語が出されたあと「改正小学校令」として一層整備された。このもとに定められた「小学校教則大綱」の第一条では

徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道德教育国民教育ニ関連セル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス²⁰

と、道德教育、国民教育の重要性が述べられている。そのための実践として儀式教育が挙げられる。学校における儀式教育によって忠君愛国の思想を注入しようとする発想も森有礼によるものだ。文部省は1888年、「紀元節歌」を学校唱歌として制定し、すぐ後には「天長節歌」も定めた。また、官立諸学校には天皇の定期的臨幸、府県立以下の学校には御真影の下付を計画したとされる。このように儀式教育が急速に進められ、1891年には「小学校祝大祭日儀式規定」が定められた。

第一条 紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

- 一 学校長教員及生徒 天皇陛下及 皇后陛下ノ御真影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行ヒ且 両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス
- 二 学校長若クハ教員、教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス
- 三 学校長若クハ教員、恭シク教育ニ関スル勅語ニ基キ 聖意の在ル所ヲ誨告シ又ハ 歴代天皇ノ 盛徳 鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相応スル演説ヲ為シ忠君愛国ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム
- 四 学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス²¹

このような儀式は1945年まで継続され、その効果は絶大だったのである。

では、この状況下での教科書とはどのようなものだったのであろう。国語教科書で明治30年代を代表するものとして『尋常国語読本』（金港堂、1900年）がある。これを見ると全12巻のはじめと終わりに愛国心のための教材が巧みに配置されていることがわかる。具

体的に見ていくと、

巻二—終わりの課が「よい子ども」で、進級する兄弟が父からほうびだとして絵をもらうのだが、それが日清戦争の日本軍の奮戦を描いたものである。

巻四—はじめに「三つのおかげ」で父母、先生、天子さまをあげる。終わりは「天神様」で菅原道真の忠君をのべている。

巻五—第一課「我が国ノ昔話」で天照大神の神話が叙述されている。

巻六—同じく「我が国の昔話」の神話ではじまり、「日本の政事」で終わる。

巻七—第一課が「大和巡り」になっている。

巻八—はじめの「我が国」は、万世一系の国体を賛美し、終わりの「明治の初代」で帝国憲法、教育勅語、日清戦争、条約改正を記述している。²²

地理の教科書としては『小学地理』（普及社、1900年）がある。これは全四巻で、一巻と二巻が日本地理、三巻が世界地理で、四巻が総括なのであるが、「小学校教則大綱」に定められた愛国心の養成は第四巻が担っている。例えば四巻の第一章の「二、皇室」のところでは、

畏くも我が皇室は、世界万国に秀でて、尊厳にまします。その臣民を愛撫し給ふことは、称へ奉らん辞もなし。²³

という叙述で始まり、

ひとり、我が国は、文明、日に進み、国威、月に揚り、殊に、明治二十七八年戦没以後、一躍して、世界強国の一に列するに至れり。誠に、幸福の至ならずや。

然りといえども、之を欧米の諸国に比すれば、及ばざるところ遠し。我が国民たるもの、豈、奮励せざるべけんや。²⁴

と結んでいる。このように、国語にしる地理にしる、その本来の目的を離れて愛国心の養成のために使われていったのである。「教育勅語」というものがいかに強力であり、それが当時の国民にどれほどの影響を与え、どのようにして国家主義教育がなされていったのかわかるであろう。

むすび

以上、「学制」発布から「教育勅語」の時代まで、明治期の愛国心教育の実情を簡単に見てきたわけであるが、最後になぜこのような教育がなされることとなったのか、これまでの内容をもとに考察をしてみたいと思う。

まず挙げられるのが、「富国強兵」をスローガンとして西欧諸国に追いつこうとしていた近代化という時代特有の風潮である。国家が一体となって「富国強兵」を成し遂げるには国家主義的教育は必要不可欠だったのではないだろうか。「学制」の時代はまだ開明的な教育であったと述べたが、「学制」という制度自体が「富国強兵」のために果たした役割は大きかったはずである。また明治10年代から高まりを見せていった自由民権運動によって力をつけていく勢力に対して、国家の力を強くしようとしていたことも考えられる。「改正教育令」を出して、それまでの「教育令」による自由主義的教育から一転させたことがその良い例である。それに付随して、当時の文相森有礼の考え方も大きな影響を与えているであろう。森は、教育に関する意見書で、

教育の準的は、果して何等の方法を以て之を成遂することを得べき乎。顧みるに我国万世一王、天地と与に限極なく、上古以来威武の輝く所。未だ曾て一たびも外国の屈辱を受けることあらず。而して人民護国の精神、忠武恭順の風は、亦祖宗以来の漸磨の陶冶する所、未だ地に墮るに至らず。是即ち一国富強の基を成すか為に無二の資本、至大の宝源にして以て人民の品性を進め教育の準的を達するに於て他に求むるを仮らざるべきものなり。²⁵

と述べており、万世一系の皇室を中心とする国体に奉仕する精神をもって、欧米諸国に追いつこうとしていたことがわかる。

そして、このような流れを経て体制化された「教育勅語」の発布により、国民に天皇中心の愛国心を植え付け、それを通して強固なナショナリズムを形成させられるのが決定付けられたのであった。

〔注〕

- (1) 保守系団体「政教社」の創立メンバーのひとり。
- (2) 日本人」第百三十五号、政教社、1889年、17頁。
- (3) 同上。
- (4) 同上。
- (5) 同上。
- (6) 同上、18頁。
- (7) 日本教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第一巻』龍吟社、1964年、276頁。
- (8) 大久保利謙『近代史資料』吉川弘文閣、1965年、97頁。
- (9) 大槻健・松村憲一『愛国心教育の史的究明』青木書店、1970年、13-14頁。
- (10) 同上、14頁。

- (11)前掲『明治以降教育制度発達史 第二巻』、254-255 頁。
- (12)宮田丈夫『道徳教育資料集成 I』第一法規、1959 年、11-12 頁。
- (13)板倉聖宜『日本理科教育史』第一法規、1968 年、124 頁。
- (14)同上、125 頁。
- (15)前掲『愛国心教育の史的究明』、22 頁。
- (16)同上、23 頁。
- (17)山住正己『唱歌教育成立過程の研究』東大出版会、1967 年、79 頁。
- (18)前掲『愛国心教育の史的究明』、67 頁。
- (19)同上、68 頁。
- (20)前掲『明治以降教育制度発達史 第三巻』、95 頁。
- (21)前掲『明治以降教育制度発達史 第三巻』、88 頁。
- (22)前掲『愛国心教育の史的究明』、75 頁。
- (23)同上、76 頁。
- (24)同上、77 頁。
- (25)木村匡『森先生伝』金港堂、1899 年、148-149 頁。

< 吉田 潤 >

2. 戦後における愛国心教育の動向

はじめに

2006年12月15日、保守主義論者の長年の念願であった改正教育基本法の成立が現実のものとなった。この基本法改正に向けた動きが具体的に政治日程に上ることになったのは2000年前後のことであったが、この基本法に対しては制定過程から既に様々な批判があり、しばしば改正が試みられていた。中教審総会の事務局を担当する課長である文部科学省生涯学習政策局の山中政策課長は、2002年1月22日の第13回総会において、教育基本法見直しに関するこれまでの議論として次の六つを挙げている。¹

それは、1949年「教育宣言」²に向けての動き、1951年天野貞祐文相³の「国民実践要領」⁴、1956年臨時教育制度審議会⁵設置の動き、1966年中教審による「期待される人間像」⁶、1984年臨教審⁷の「教育基本法にのっとり」教育改革⁸、2000年教育改革国民会議⁹の「新しい時代にふさわしい教育基本法を」である。¹⁰

このように、基本法成立から今日の改正に至るまでの議論を追っていくことで、戦後における保守主義論者の動きは見るのであるが、ここでは、国家と教育との関わりに関する保守主義の主張として、戦後における愛国心教育の動向について見ていく。愛国心の問題は、保守主義論者がそろって必要性を強調するところであり、今日の基本法改正論議においても議論の最大の争点となり、国民の関心を集めた問題であった。はたして戦後昭和期においては、如何なる主張がなされていたのであろうか。上記の議論の中でも愛国心教育について明言している、天野文相の「愛国心」に関わる発言や、「期待される人間像」における「愛国心」記述とその執筆者である高坂の「愛国心」論、そしてその中間草案に対する保守系の意見を中心に、戦後における愛国心教育の動向を探っていきたい。

天野貞祐文相の国家論と「愛国心」

天野が1953年に発表した「国民実践要領」の中で、「愛国心」は、以下のように述べられている。

国家の盛衰興亡は国民における愛国心の有無にかかる。われわれは祖先から国を伝え受け、子孫へそれを手渡して行くものとして国を危からしめない責任をもつ。国を愛する者は、その責任を満たして、国を盛んならしめ、且つ世界人類に貢献するところ多き国家たらしめるものである。真の愛国心は人類愛と一致する¹¹

これを、後述する1966年中教審答申別記「期待される人間像」で説かれた「愛国心」の定義と比較してみると、そこには明確な連続性があることが分かる。これは、「国民実践要領」は、そもそも天野一人によって執筆されたものではなく、天野が高坂正顕(東京学芸大学学長)、西谷啓治(京都大学名誉教授)、鈴木成高(早稲田大学名誉教授)の三人に執筆を

委嘱し、三人によって作成された案に最終的に天野が手を加えて完成したものである。「期待される人間像」を審議した中教審第19特別委員会の主査は高坂正顕が務め、ここには天野も委員として参加していた。つまり、両者には人的な連続性があったのである。そういう点で、「国民実践要領」で示された理解は、天野独自のものというよりは、「戦後の保守派に共有された最大公約数的なものである」¹²とも言うことができる。

さて、天野には道徳教育について論じた著作は多数あるが、国家論や愛国心について論じたまとまった著作があるわけではない。¹³ しかしながら天野は、『今日に生きる倫理』¹⁴ や『教育論』¹⁵ においても国家論や愛国心について言及している。天野の「愛国心」に関わる発言を、天野の国家論の内容と合わせて見ていくことにする。

1951年2月7日の衆議院予算委員会において天野は、井出一太郎(民主党)の質問に答えて、自らの「愛国心」についての考え方を披露した。天野はここで、「愛国心といえば戦場に出て何かはなばなしいことをやるとか、そういう異常なことであるかのような考え」¹⁶ ではないとした上で、「静かなる愛国心」を次のように説明した。

ほんとうにこの国土、この日本が自分たちの基盤なのだ、自分たちはこの国土を離れてないのであり、またこの国土も自分たちを離れてはないのである。そういう自分たちの実体であり、国家の実体もまた自分たちである、と、そういう精神をどうかして植え付けたい。言い換えれば激越的な愛国心ではなく静かな、理性的な、ほんとうにこの国を自分の国と考える、自分がこの国であるという愛国心的な自覚をどうかしてさせたい。そういうことを強く考えておるものである。¹⁷

この「静かなる愛国心」は、天野の「愛国心」の簡潔な表現と見てよいであろう。天野は文相在任中、「愛国心」について、「国を愛するとはわたくしたちが国家をもって自分の存在の基体として自覚し、国家のことと感じ自分の存在が国家の一契機であると感じる心情」¹⁸ であると度々発言した。国家と個人との関係を重視した天野の理解は、この国会答弁の中でも明瞭に示されていたといえる。では、そもそも天野は、国家をどのように定義していたのであろうか。その端的な表現を「国民実践要領」の中で確認しておく。

人間は国家生活において、同一の土地に生まれ、同一のことばを語り、同一の血のつながりを形成し、同一の歴史と文化の伝統のうちに生きているものである。国家はわれわれの存在の母胎であり、倫理的、文化的な生活共同体である。それゆえ、もし国家の自由と独立が犯されれば、われわれの自由と独立も失われ、われわれの文化もその基盤を失うこととならざるをえない。¹⁹

端的に言えば、国家が個人存在の母胎であり、「倫理的文化的な生活共同体」であるとする天野の国家についての定義は、天野によって繰り返し述べられた。

このような天野の国家論を前提とすれば、天野の「静かなる愛国情」の内容もより明確な輪郭を備えることになる。すなわち、天野にとっての「愛国情」とは、「国が値打があれば愛し、値打ちがなければ愛しない」²⁰という利害関係に基づくものではなく、「もっと自然に、自分の存在の母胎」²¹として、さらには、「とにかく祖先このかた、同じ土地に住み、同じ言葉を話し、同じ皇室をいただき、同じ運命を背負い、そうして一つの民族を形成した生活共同体、運命共同体」²²として自覚することであるとする。²³

ところで、日本では敗戦後、学校の儀式の場から「日の丸」「君が代」は姿を消しており、それが問題になることはなかったが、1950年10月17日、天野は来るべき11月3日の文化の日に「日の丸」を掲げ、「君が代」を斉唱することを求める談話を発表し、全国の教育委員会と大学に通達を出した。²⁴天野の中では、「理由なき劣等感を少年の魂に植え付けるにもまして残酷な教育」²⁵はなく、「少年が自国に対して愛と矜持」²⁶を持つことは肯定されるべきものであった。そして天野は、そのための最上の方法が、「国旗を見たり国歌を斉唱したりすること」²⁷であり、これがいわゆる「天野通達」を出した理由であると説明する。

「期待される人間像」における「愛国情」

1963年6月24日、荒木萬壽夫部文相は、中教審に対して、「後期中等教育の拡充整備について」を諮問した。諮問は、「後期中等教育のあり方について」と、「すべての青少年を対象として後期中等教育の拡充整備を図るにあたっては、その理念を明らかにする必要があり、そのためには今後の国家社会における人間像はいかにあるべきかという課題を検討する必要がある」とする「期待される人間像について」の二つの課題を中教審での「検討すべき問題点」として提示した。²⁸諮問を受けた中教審は、「期待される人間像」を検討する第19特別委員会と「後期中等教育のあり方」について検討する第20特別委員会の二つの委員会を設置して、それぞれに関わる審議を開始した。「期待される人間像」は、第19特別委員会において、延べ20人の委員によって審議された。²⁹

1965年1月11日、高坂の執筆した「中間草案」は中教審第98回総会において予定通り了承され、同日午後発表された。高坂は、「中間草案」の発表にあたって主査談話を発表しており、ここでは、後期中等教育の理念を明らかにするために、「今後の国家社会において期待される人間像はいかにあるべきか」という課題に対して、第19特別委員会では合計17回の審議を行ったと述べ、この「課題の重要性に鑑み、この段階で試案として中間発表し、広く国民各位の意見を求める」ためとして、「中間草案」発表の経緯を説明した。³⁰この「中間草案」に対しては様々な意見・要望が寄せられたが、この内容については後で取り上げる。

「愛国情」については、「中間草案」の時点では、「第4章 日本人として 1 正しく日本を愛する人となれ」との表題の下、記述されているが、1966年10月31日の「答申」では、「第4章 国民として 1 正しい愛国情をもつこと」と、表題が改められるとともに、

一部加筆修正された。「答申」においては「愛国心」について以下のように述べられている。

今日世界において、国家を構成せず国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団である。個人の幸福も安全も国家によるところがきわめて大きい。世界人類の発展に寄与する道も国家を通じて開かれているのが普通である。国家を正しく愛することが国家に対する忠誠である。正しい愛国心は人類愛に通ずる。(後略)³¹

この「期待される人間像」は、1966年10月31日、中教審答申の別記として発表された。これを受けて、『文部時報』第1072号は、11月臨時増刊号として「後期中等教育・期待される人間像」を特集した。この中で高坂は、第19特別委員会での議論を振り返りながら、「愛国心」の問題などについての自らの見解を踏まえた論を展開している。

高坂は、「愛国心」には三通りのものがあるとし、それを自然的愛国心・対抗的愛国心・向上的愛国心と区別する。自然的愛国心は「一種の運命共同体であり、生活共同体でもあり、言語共同体でもあるという実感」³²の中から自然に出てくるものであり、対抗的愛国心は「外国の政治力や文化がのしかかってきた場合、それに対して対抗的に生まれるもの」³³であって、これらの「愛国心」は、どちらも自然に生じるものであり、時として過激な国粋主義、国家主義になる危険性があり、「私はむしろこのような愛国心を警戒すべきものとする」³⁴と述べている。

そして、答申で取り上げているのは向上的愛国心、すなわち「親が子供の生命の存在とその価値の増大を願うように、ある国民がその国家の持続とその価値の増大を願う心」であり、それには価値の増大のための努力が伴うが、それは「単に自然なものではなく、ある程度まで導かれ、教えられる必要もある」³⁵とする。このような向上的祖国愛は、「誤った国粋主義等に、国に対する愛がゆがめられないために、正しく教えられえて当然だ」³⁶と高坂は主張するのである。

「期待される人間像」中間草案に対する意見

「中間草案」が発表されて以降、新聞、雑誌等では、「中間草案」をめぐる活発な論議が展開され、中教審に対しても個人や団体から多数の意見が寄せられた。これらの意見を見ていく際に参考になったのが、文部省調査局調査課が1965年8月31日にまとめた『期待される人間像(中間草案)に関する主要論文等意見』と『期待される人間像(中間草案)についての事項別意見』という二つの冊子である。文部省調査局は、これら二つの資料によって、「期待される人間像(中間草案)についての意見、要望の大要を一応紹介しうるものとする」³⁷と位置づけたが、以下では特に「愛国心」に関する意見として、「愛国心形成に役立つ、民族的バックボーンを示すものである」という意見や「愛国心はもっとはっきり強調してほしい」という保守系の意見を取り上げて見ていく。

日本アラブ協会³⁸理事長の中谷武世は、『民族と政治』（1965年1月号）の中で次のように述べている。

一人の人が魂をほどばしらせて書いたものでないからそういう迫真力がありませんけれども、とにもかくにもこの環境に在って、民族と天皇をうたい、日本人としての自覚を強調しているという点では……これは新しい一章を画したものと思う。³⁹

また、『日経連タイムス』⁴⁰（1965年1月21日付）は、「主張」（社説）において、

教育基本法制定当時と現在とは内外の情勢も変わっているし教育基本法は、日本の伝統、使命に全く触れていない欠点がある。やはりこれらの点を考えて、新たにつくることは意味がある。ことに青少年に寄せるわれわれの期待は極めて大きいだけにその必要はとくに緊切だといえよう。また社会も安定の度を加え、祖国を見直し、われわれの抛るべき規範を正したいという風潮が社会にうつ然と起こっているとき、タイミングも得ているといつてよい。⁴¹

と述べているが、このような『日経連タイムス』の教育関係「主張」については、東京都立大学人文学会の小沢有作らが、「戦後教育政策思想への一考察」と題して分析を行っている。

この分析によると、『期待される人間像』は、日経連のとなえる青少年対策の方向を理念化したものとして評価されたが、そのなかでも「愛国心」の大胆な提起が日経連の共感をよんだ⁴²といえる。すなわち、「能力開発」はこのような「愛国心」（人間形成）にうらうちされ、指導されてこそ、十全なものになる、と想定されたのであるが、この背景には、「開放経済下に独占資本が国際経済競争にのりださざるをえなくなり、そのためにはつよい国家意識を労働者にもたせて、企業繁栄＝国益のシエマのとりこにさせ、企業にナショナリズムの筋金をとおさなければならないという客観的な要請」⁴³があったのだという。独占資本は「期待される人間像」の効果に期待することが大きかったといえる。

また、日本教師会顧問で京都大学教授法学博士の相良惟一は、『日本の教育』（1965年2月1日付）の中で、現在の日本について「このような祖国喪失の状態は、まことに憂うべきことである」とし、

正しい国家主義、正しい愛国心のあり方、持ち方についてももっともっと力点をおいてのべてよかったのではあるまいか。とくに、自衛の精神、国家防衛についての心構えを持つべきことなど、当然触れてよいことではなかったかと思われる。⁴⁴

と述べている。そして、第19特別委員会の委員でもあった天野は、『文部広報4』（1965

年3月13日付)の中で、次のように述べている。

国は芸術品ではない。芸術品なら値うちがあれば愛し、そうでなければ愛さないということはある。しかし、自分の国は値うちのあるなしで愛したり、愛さないというものではない。日本国は……先般の大戦を含むあらゆる困難をしのいで今日にきた運命共同体である。したがってこういう共同体はわれわれの生存の母体だというそういう気持ちを自然に人がもつはずだと思う。自然的に自分が属する運命共同体を愛するというのは、当然なことだと思う。⁴⁵

ここには、前述した天野にとっての「愛国心」の内容がそのまま表れている。

むすび

戦後昭和期の保守主義の主な動向としては、ここでも取り上げたように、天野文相の「国民実践要領」を中教審答申別記「期待される人間像」が引き継ぐ流れが見て取れるが、そこには天野や高坂の人的な連続性があったことについては先に触れた。しかしながら、両者の「愛国心」に関わる発言を比較してみると、天野のいう「一つの民族を形成した生活共同体、運命共同体」としての自覚を意味する「愛国心」は、高坂が区別する三つの「愛国心」のうちの自然的愛国心にあたるものであり、高坂はこれを「時に盲目的となり、偏狭な国粹主義になる場合がある」⁴⁶として警戒している。少なくとも「愛国心」の定義については、両者の捉え方は一致していなかった。

また、『日経連タイムス』の主張の分析からは、企業家が教育問題に精力的に発言をするようになった背後には、「独占資本の期待する人間の形成に戦後教育がこたえていないという批判」⁴⁷が含まれており、前述したような「人間形成＝『愛国心』形成の論は、国益擁護の名目で独占資本の利益を擁護していく偽装の観念操作として」⁴⁸役立ったことがわかる。

このように見てみると、ひとえに戦後昭和期における愛国心教育といっても、その意味する「愛国心」は一つに定義できるものではなく、また、愛国心教育の必要性を説く理由もそれぞれの立場によって異なっていることがわかる。

しかしながら、ここで取り上げた主張に共通していたのは、戦後日本の風潮として、過去の日本を全て否定しようとするあまり、過去の生かすべきものまでも生かされていない傾向があるという危機感を抱いている点であった。このことは、天野の、教育勅語のような「従来の道徳は決してすべて妥当性を失ったわけでない」⁴⁹という理解や「天野通達」、高坂の、「戦後の日本人は、日本の過去を否定するに急であって、民族性の忘却にいたる危険を蔵し、日本の世界における位置と使命を忘れしめた」⁵⁰という認識に見られるものである。

保守主義の主張については、歴史的に見ても様々な主張が様々な立場からなされており、

これらの主張を一つにまとめることは難しい。しかし、だからこそ、安易に一面的に捉えるのではなく、各論者の主張の異なる点を明確にし、また共通する点を見出していくことによって、保守主義の主張の全体の輪郭が徐々に姿を現してくるのではないか。そして、彼らの主張の今日における意義や危険性についても、より具体的に議論していくことが可能となるのではないかと考える。

[注]

- (1) 市川昭午『教育基本法を考える』教育開発研究所、2003年、17頁。
- (2) 1949年6月、吉田内閣に設置された文教審議会において、教育勅語に代わって民主主義国民の道徳的指針ともなるべき教育宣言を出したらどうかという提案がなされたが、世論の反対も強く、構想の段階で終焉を迎えた。
- (3) 哲学者・教育者。京大教授。一高校長・文相(1950年5月6日～1952年8月12日)などを歴任。
- (4) 1951年9月、吉田内閣の天野文相は、「“国民実践要領”なるものを出し、日本国民が真に自主独立の精神をもって道徳的に生きていく目標を示したい」旨の発言をした。10月、天野の「国家の道徳的中心は天皇にある」との発言から反対論が強まり、11月、自ら白紙撤回を表明した。
- (5) 1956年2月、鳩山内閣によって設置法案が提出されたが、結局廃案となった。教育基本法の改正も、占領軍の押し付け論を理由に調査審議の対象とされた。
- (6) “人づくり”を謳った池田内閣時代、1963年6月、荒木文相から諮問を受けた中教審は、3年4ヶ月の審議の後、1966年10月に有田文相に答申別記として「期待される人間像」が示された。
- (7) 中曽根内閣時代の1984年8月成立した設置法に基づき、首相直属の諮問機関として設置された。
- (8) 設置法第一条「教育基本法にのっとり」という設置目的に鑑み、教育基本法を尊重し、徹底するという口実でその解釈改正が図られた。
- (9) 2000年3月に小渕首相の私的諮問機関として設置された。9月に中間報告、12月に最終報告「教育を変える17の提案」を提出した。
- (10) 前掲『教育基本法を考える』、17頁。中央教育審議会第13回総会(2002年1月22日)議事録参照。
- (11) 天野貞祐『今日に生きる倫理(天野貞祐全集第四巻)』栗田出版会、1970年、404頁。
- (12) 貝塚茂樹『戦後教育のなかの道徳・宗教〈増補版〉』文化書房博文社、2006年、71頁。
- (13) 同上、72頁。
- (14) 前掲『天野貞祐全集第四巻』
- (15) 天野貞祐『教育論(天野貞祐全集第五巻)』栗田出版会、1970年。
- (16) 「第十回国会における問題と天野文相答弁要旨〈衆議院の部〉」(『文部時報』第884号、1951

- 年4月)、34頁。
- (17) 同上。
 - (18) 前掲『今日に生きる倫理』、172頁。
 - (19) 同上、402頁。
 - (20) 前掲『教育論(天野貞祐全集第五巻)』、294頁。
 - (21) 同上、295頁。
 - (22) 同上、296頁。
 - (23) 前掲『戦後教育のなかの道德・宗教〈増補版〉』、74頁。
 - (24) 堀尾輝久他『「日の丸・君が代」と「内心の自由」』新日本出版社、2000年、82頁。
 - (25) 前掲『教育論』、212頁。
 - (26) 同上。
 - (27) 同上、328頁。
 - (28) 『文部時報』第1072号(1966年11月臨時増刊号)、228頁。
 - (29) 前掲『戦後教育のなかの道德・宗教〈増補版〉』、151頁。
 - (30) 同上、164頁。
 - (31) 「期待される人間像」(中野光、藤田昌士編『史料 道德教育』総合労働研究所、1982年)、230頁。
 - (32) 前掲『文部時報』、86頁。
 - (33) 同上、37頁。
 - (34) 高坂正顕『私見期待される人間像増補版』筑摩書房、1966年、187頁。
 - (35) 同上。
 - (36) 同上、151頁。
 - (37) 文部省調査局調査課『期待される人間像(中間草案)に関する主要論文等意見』(1965年8月31日)、はじめに。
 - (38) 日本とアラブ諸国との親善関係の増進と、経済・技術協力の推進を図る目的で1958年発足。
 - (39) 『民族と政治』1965年1月号、58頁。
 - (40) 日本経営者団体連盟(日経連)が発行する週刊の機関紙。
 - (41) 文部省調査局調査課『期待される人間像(中間草案)についての事項別意見』(1965年8月31日)、23頁。
 - (42) 東京都立大学人文学会『人文学報』大日本図書、1971年3月号、219頁。
 - (43) 同上、220頁。
 - (44) 前掲『期待される人間像(中間草案)に関する主要論文等意見』、12頁。
 - (45) 前掲『期待される人間像(中間草案)についての事項別意見』、152頁。
 - (46) 前掲『文部時報』第1072号、37頁
 - (47) 前掲『人文学報』、228頁。
 - (48) 同上、221頁。

(49) 前掲『今日に生きる倫理』、225-226 頁。

(50) 「期待される人間像」について(主査談話)(前掲『私見期待される人間像増補版』)、231-232 頁。

<澤登理恵子>

3. 今日における愛国心教育

はじめに

「教育の憲法」ともいわれる教育基本法が、1947（昭和 22）年の制定以来、59 年目にして改正されようとしている。2006 年 4 月に国会に提出された教育基本法改正案には、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が「教育の目標」の中に盛り込まれた。なかでも注目されているのは、「愛国心」の問題であり、議論が高まっている。

たとえば、愛国心をどう教えるのか、成績として評価するのか、と教育現場が戸惑っているという。すでに「愛国心」表記を通知表の評価項目に盛り込んでいる公立小学校が埼玉県で 52 校に上り、岩手・茨城・愛知県にもあることが明らかになった。これによると、たとえば埼玉県のある小学校の通知表には、「わが国の歴史と政治、および国際社会での日本の役割に関心を持って意欲的に調べ、自国を愛し、世界の平和を願う自覚を持とうとする」という項目があり、担任によって 3 段階で評価されているという。¹「国を大切にす」「国を愛する心情」といった、いわゆる「愛国心」を評価できるのか。小学生の愛国心を教師が 3 段階で評価するのは非常に難しいと言わざるをえない。

日本人の愛国心が強く喚起されるような流れが起きつつある。どうして保守主義者は愛国心教育を必要と考えているのか。今日における愛国心教育に関する発言をいくつか取り上げ、探っていく。なお、愛国心は論理的なものであるとする発言と、それ以外の人為的に愛国心教育を行うべきであるとする発言に分けて紹介していく。

愛国心は論理的なものであるとする発言

京都大学教授の佐伯啓思²は、国会での教育基本法の改正問題の焦点であった「愛国心教育」の問題について、世論は賛否相半ばといった様相であることに對し、

賛成派は「国を愛する心を持つのは自然な感情だから、それを教育で教えるのも当然だ」と言う。一方、反対派の多くは「愛国心をもつのは当然だが、国が特定の価値や信条を国民に押し付けるのは間違っている」と言う。しかし、どちらも説得力にかけ。前者に対しては次のような疑問が出されよう。まず、自分の国を愛する気持ちは、ただ「自然」で「自明」というわけではない。今日、日本人にとって自明の感情はといえば、むしろ利己心である。本当は「自然な感情」ではないからこそ教育の対象にもなりうるのであるし、もし「自然な感情」だから教育の対象となるのなら、利己心や戦闘本能さえ教育の対象になってしまう。一方、反対派の論拠も説得力はない。たとえば反対派は、戦後憲法は平和主義や基本的人権といった理想的価値を高唱したものだ—と述べてきた。だが、それでは憲法は、国家が国民に一定の価値を押し付けたことになってしまうだろう。現行の教育基本法も、憲法とアメリカの占領政策が打ち

出した価値を国民に押し付けたものといわねばならない。³

と、両者の意見に反論している。そのなかで、反対派の議論は、近代国家はあくまで個人の生命、財産の安全確保を目的とするのみで、価値や信条という個人の「内面」には関与すべきではないし、価値中立的であるべきだというリベラルな国家観であり、これは左翼の進歩的歴史観である、ととらえている。そして、この考えからすると個人の信条にかかわる「愛国心」を国家権力が強制するのは自由の侵害だということになるが、しかしこれはホッブズの近代国家のロジックを意図的に狭く理解した結果である、と主張した上で、

ホッブズの議論の中心は、あくまで、市民社会の平和が担保され、人々の自由が保障されるには、国家への絶対的な権力の委譲という自発的な契約が不可欠だ—という点にあった。したがって、仮にホッブズの契約論をもって最初の近代的国家論（中立的でリベラルな国家観）だとするなら、人々の私的な自由が確保される前提としての国家への忠誠義務こそが注目されなければならない。国家への一定の範囲での忠誠義務が自発的になされて、はじめて市民社会が成立するのである。つまり、ホッブズの論理は一方で、確かに国家と市民社会（個人の自由）の対立という面を持つと同時に、他方では国家と市民社会の相補性という構造を持っているのである。⁴

と、国家への忠誠義務が自発的になされて、はじめて市民社会が成り立つのだと指摘している。さらに、

私には、「愛国心」とは、この国家への根底的な自発的な忠誠義務を言い直したものである。だが、それは決して自明で自然の感情ではない。むしろ、上のような近代国家の論理を踏まえて、ようやく理解できる「論理的なもの」ではなかろうか。しかしだからこそ、それは国家の意味とともに「教えられ」なければならないのである。

⁵

と、愛国心とは自発的な忠誠義務であると主張している。そして、論理だからこそ教えるべきものであり、押しつけでも自然の感情によるものでもないとしている。

愛国心に関する発言

首都大学東京学長の西澤潤一⁶は、「愛国心とか優れた人材をどんどん育てて天分を發揮させるという教育の基本が、現行教育基本法に謳われているとは思えません」⁷と教育基本法改正を求める発言をしたうえで、取り戻すべき日本の教育について以下のように述べている。

教育とは、DNAの中に持っている個人の才能を発露させることと、その民族や国家社会の養ってきた文化を継承してゆくことだと考えている。(中略) 敗戦後の処置が、国家社会に対する配慮を欠くこととなり、今度は逆にまったく個人中心の勉学目標の下で学習して、その結果が、個人個人が自ら参加して国家社会を守り立ててゆく機能を失わせてしまった。⁸

と、個人のあるべき形を社会に対して取り戻すことから教育の力を取り戻さなければならなくなっていると主張している。ここで、民族や国家社会の養ってきた文化の継承を重要視している。そして西澤は、

本来、自分の属する組織に、法的義務を超えた好意をもって対応してゆくことは、近年の事故原因を見、自国内にいながらにして他国から潜入した人物によって拉致されてしまう現実を顧みれば、必要であることは言を要しない。⁹

と、愛国心は、人間として必要不可欠で重要な基本的感性であるとしたうえで、

常識的に、愛国心は、ひとりでの目覚めてくるのを待つべきだという常識論は通用しなくなっているのが現実である。(中略) それを観念論から導かれた「子どもの教育は自然に任せるべきだ」という標語に踊った戦後教育は、取り返しのつかない日本社会の秩序崩壊を招来してしまった。¹⁰

と述べ、愛国心が自然に身につくのを待っているのでは日本という国も日本民族の将来もなくなってしまうのではないかと懸念し、愛国心教育を評価している。

次に、作家の曾野綾子¹¹は、「愛国心」という言葉への世の中のイメージがあまりよくないことについて、

「愛国」という言葉はまだかなり恐れられていますね。近頃出された、教育基本法改正に向けての中間報告でも、「国を愛する心」ととっているでしょう。内容は愛国心と同じなのに。(中略) それに愛国心を悪いといっている国は、世界のどこにもいない。国旗と国歌のない国がないのと同じですよ。私は愛国心というのは「鍋釜並み」の必需品だと思う。衆を侍んで人間が生き抜くために必要不可欠なものなんです。¹²

と、「愛国心」と表現すべきことを主張し、愛国心の必要性は「鍋釜並み」であると説いている。さらに、

愛国心というとどうして恐れられるのか、私にはわかりませんね。「国を愛する」こ

との本当の意味は「他人に仕える」ということなんです。子どもの友だちとか、同じ町内に住む人、同じ会社に勤める人、同じ地方出身の人などに仕えるということで、何も悪いことじゃない。ところが戦後の教育では「要求することが人権だ」としか教えない。だからひとに仕えるという感覚が、日本人の意識からほとんど消え去ってしまったんです。¹³

と述べ、民族の文化、風習を残すことが国を愛することにつながると主張している。また、曾野は、「国家なしで生きている人々など、私が歩いた世界の120カ国ほどのどこにも私は見たことがない。愛国心なしでは生きていけないのだ。これが国家といえるのか、というほどの汚職と貧困に喘いでいる国でも、人々は愛国心をもっている。」¹⁴と述べており、人は国家と愛国心なしでは生きていけないと主張している。

次に、ジャーナリストの櫻井よしこ¹⁵は、『文藝春秋』2006年7月号の愛国心大論争という対談のなかで、保守的な立場から論じている。

「究極のレベルは教育基本法が必要ない社会ではないだろうか。何か問題がおきても自ら正していくことができる。そうやってこそ先進国としてなに憚ることのない全き国といえるのではないか。」という池内恵¹⁶の問いに対し、

たしかに日本が「全き国」であれば、ことさらに「国を愛する」と法律に記す必要はないですね。日本は本来、世界に稀なる「全き国」でした。しかし、高い道徳心や自分を律する心、さまざまな美德を備えていた日本国のあり方は、戦後の占領体制によって根底から変えられました。占領は七年弱ですが、その後も六十年ずっと占領政策を基本にしてきた結果、物質的には豊かなのに、精神文明は荒廃しきった。悲しいことですが、だからこそ、教育基本法には「愛国心」が必要なのです。¹⁷

と、戦後日本の精神文明は荒廃したとして、愛国心の必要性を説く。愛国心や自国への誇りを尊ぶという精神的価値観を欠落させている日本の現行憲法こそが歪である、と続けている。さらに、

しかし愛国心に関して、わたしたちは一人で生まれ育ったわけではない以上、ふるさとや家族や国家を大切にしなければなりません。人間は基本的に自由を保障されるべきですが、自由には責任が伴うのと同じです。¹⁸

と、自分を愛し信頼することの出来ない人間が、真に他者を愛し信頼することは難しく、それは国家にたいしても同様だと主張している。日本の歴史も、自分たちの祖先が日本という国に連なるものであり、一続きにつながっているという点で愛国心の必要性を説いて

いる。

むすび

ここまで、保守主義者の愛国心に関する発言を見てきた。今日、愛国心を教えること自体の是非が問われている。

この本文の中では、愛国心は論理だからこそ教えるべきものであり押しつけでも自然の感情によるものでもないとする意見や、愛国心が自然に身につくのを待っているのではおそいとする意見などを見てきた。見てきたように、「愛国心」という言葉からイメージされる内容は個々人でまったく異なるものであって、明確な定義はない。

たしかに過去の歴史において、国家主義的愛国心教育を通して、人間の感情・情緒に訴え、郷土愛を賛美し愛国心を喚起しながら、支配への自発的な服従を形成させるような歴史があった。しかし、ここで紹介した主張の根底には、今の日本国に極端に忠誠を尽くせということではなく、過去の歴史も、これからつくる未来も含めての愛国心があると考えられる。愛国心を人為的に教え込むことはいささかいきすぎた教育だと主張しておくが、その中でこれらの発言に共通していることは、日本を守り発展させてきた先人に感謝するとともに、子孫に日本を継承していく、そのための自国の文化や歴史に誇りを持たせるための教育をしようとする点であり、それが保守主義ととらえられる認識なのではなかろうか。

〔注〕

- (1) 『毎日新聞』2006年5月26日付。
- (2) 経済学者である。京都大学大学院人間・環境学研究科教授。
- (3) 『産経新聞』2006年8月1日付。
- (4) 同上。
- (5) 同上。
- (6) 「ミスター半導体」、「光通信の父」とも呼ばれ、独創的な研究で世界的に有名な半導体工学者である。日本学士院会員。
- (7) 文藝春秋『文藝春秋』2006年11月臨時増刊号特別版、10頁。
- (8) 同上。
- (9) 同上。
- (10) 同上。
- (11) カトリック教徒の作家で、作家の三浦朱門と結婚している。
- (12) PHP研究所『Voice』2003年1月号、55頁。
- (13) 同上、56頁。

- (14) 『産経新聞』2002年6月21日。
- (15) かつて日本テレビの報道番組で、ニュースキャスターを長らく務めたが、今はフリージャーナリストである。
- (16) 日本のアラブ研究者で、国際日本文化研究センターの助教授である。
- (17) 文藝春秋『文藝春秋』2006年7月号、99頁。
- (18) 同上、104頁。

<三浦千鶴>

4. 愛国心教育推進派の主張—保守系政治家の主張から—

はじめに

近年、教育基本法の改正問題や日の丸・君が代の問題に絡んで、日本の愛国心教育の在り方について、議論が活発に行われている。しかし、愛国心教育の理念や具体的な取り組みに関して、私たちは深い理解をしていないのが実情である。今回、愛国心教育推進派の意見を読み解くことで、愛国心教育にこめられた本来のねらいを理解し、その是非を考えていきたいと思う。

1. 中曽根康弘の発言

まず、首相経験者である中曽根康弘の発言から見ていきたいと思う。中曽根は終戦記念日に靖国神社に参拝するなど、戦後日本のあり方について疑問を投げかけてきた人物としてもよく知られている。中曽根は2000年5月発行の『諸君！』の中で、教育の立て直しについて次のように述べている。

戦後の教育は、どういう人間になるかという発想がなかったのはそのとおりですが、強いていえば、「蒸留水みたいな人間になれ」ということであるのかもしれない。(中略) 私は現行憲法も教育基本法も、その制定の根源を尋ねれば、それは日本解体の一つの政策の所産とみています。「平和」「民主主義」「国際協調」「人権尊重」という立派な徳目を身につけた人間を育てようと言われていたが、日本民族の歴史や伝統、文化、あるいは家庭には言及せず、国家、あるいは共同体に正面から向き合っていない。つまり、(中略) それはブラジルでもアルゼンチンでも、韓国でも適応されうる。ようするに、「蒸留水みたいな人間を作れ」ということであって、立派な魂や背骨を持った日本人を育てようということではないのです。(中略) 今や青少年のモラルの低下は覆いがたいものがあり、援助交際や学級崩壊という現象まで起きるようになった。(中略) これを治療するのは、文部省や教育改革国民会議だけの仕事ではなくて、総理大臣の仕事です。教育革命によって戦後教育の体系を創造的に破壊し、そこから新たな建設をしなければならない。¹

中曽根によると、戦後教育で教え込まれた価値観とはアメリカの価値観であって、日本的な価値観は一掃されてしまった。その結果、日本人としての自覚を持った人間が減っていき、祖国を愛する心をもった人間が減っていったのだ、という解釈ができるというのである。そこで国をあげて、日本の伝統文化を教えていこうという主張が導き出されているわけである。中曽根の意見は、教育学的な観点よりも政治的意味合いが色濃いものになっている。

また中曽根は今年6月の東京新聞でのインタビューで次のようにも述べている。

自分たちが生まれて生活している祖国に愛情をもつのは世界的趨勢で、日本だけが特別にやっているわけじゃない。「国家」という概念に対し、われわれは「祖国」という概念で考える。国家というと権力的行政機構を連想するが、われわれのは歴史的伝統的、文化共同体という思想だ。

教えられたから愛せるわけではないという考えはある程度正しい。しかし、自分の家庭を愛するように、生まれた国や文化、歴史を尊重する。それから愛情が生まれるのは自然なことだ。そういう自然的作用を法律に書くことは、強制的に教えるということ、教え込むことではない。²

中曽根は日本人が日本に愛国心を抱くことは自然な作用だと考えている。だからその自然的作用を法律に書いたとしても、それは当然のことを書いているだけのことであり、教え込むとか強制するといった類のものではないと結論づけているのである。

もう一つ、中曽根の発言で注目したいものがある。2001年6月の『諸君!』の中で、彼は教育基本法改正案の議論の中で、なぜ愛国心教育が必要なのか、次のように述べている。

「なぜ教育がこういうふうに荒廃したか」といえば、公の観念とか道徳律が麻痺したからです。日本が持ってきた伝統的な武士道とか、恥の精神とか、自己抑制、犠牲、奉仕とか、隣近所は隣組のコミュニティーを中心に生きている。子供の教育だって家庭と同時に隣近所のおじさんの力が非常に強かった。そういうような要素がないですよ。それを私は言っているんです。(中略)教育は平均じゃない。個性なんだ。日本の個性なんだ。³

要するに、現在日本のモラルが低下したといわれる所以は、元来日本にあった伝統的な精神が失われたからだと考えているのである。それは教育の中から日本の個性が失われてしまったという訴えの言葉によく反映されていると思う。個性ある、日本独自の教育を行なうためには、日本の伝統を愛する心が必要だということなのである。

2. 西部邁の発言

次の考えを見ていこうと思う。先述の2000年5月の『諸君!』の中で、評論家の西部邁は次のように述べている。

(日本の教育を行うと) いったいここから生まれる文化とは何なのか。これはグローバリズムそのもので、一億二千万の個人が砂粒のように散らばっている状態を文化と呼べるのかどうか。(中略) 真理とはなんぞや、平和とは、個人とは、尊

厳とは……を内実ある形で議論しようとするれば、当然各国固有の歴史に関わってこざるをえないし、その歴史をどう解釈するかという哲学の問題にも関係してくる。(中略)各国の個性的、独自の解釈が残り、それを通して各国独自の価値や規範が打ち立てられるのだと思います。⁴

個性を主体にした社会を突き詰めていくと、求心力がなくなるんです。日本だけでなく、どこの国でもどういう共同体を作っていくか、非常に深刻な問題になってきている。個が主体になって共同体より強くなっていくと、あらゆるものが分解して、いわば人権のビッグバンであり、その状態は安定的には存続しえない。とりわけ戦後日本はこの問題が顕著に露呈してきているんだと思います。⁵

国という概念を日本国民の中に植えつけることによって、国を一つにまとめていこうというのが西部の考え方である。現在の日本は個性を重視した教育を行っているために、個々の日本人がバラバラの考え方を持っている。すると個性が強調されすぎるあまり、国は一つにまとまることができず、崩壊してしまうというのである。国を一つにまとめ、国家として成り立たせるためにも、日本人一人一人が国を愛する心を持つ必要があるというのである。

3. 石原慎太郎の発言

次は、東京都の首長でありその言論にも常に注目が集まる石原慎太郎都知事の発言である。石原はHPの中で、愛国心というカテゴリーを作り、その考え方を明確に公表している。

本来歴史教育というのは、その国の風土を慈しみ、先人達の功罪を学びながら、功の部分在今后にどう活かすかを考えさせるものです。

その基本にあるのはその国と先祖同胞の逸材をこよなく愛するという姿勢です。しかしナショナルなもの、国家的なものへの愛着、敬意を欠いた歴史教育などは何の意味も価値もありはしない。⁶

国家というだけで、ナショナリスト、と身構えるような国は日本のほかには絶対にない。現実の世界は国家単位で構成されているという当たり前のことを、何かとナショナルなものを嫌い、避けて逃げる日本人は、覚えておくべきだ。

今の中国の江沢民政権は反日のムードを煽りすぎているようで、中国人だけは例外かもしれないが、それ以外の国の人にはナショナルな気概のある日本人こそ忌憚なく話し合える相手として歓迎してくれる。アメリカに行ってもしかりだ。これも当然のことだろう。自分の依拠している場所を誇りにできないとしたら、それこそ何かのトラウ

マを持っていることの証左だ。⁷

死に繋がる貧困、飢え、戦争の危険の欠落は、せいぜい年にかかわらず万人に一人かかるかも知れぬ癌か、自業自得の交通事故の可能性以外、日常、我々、特に若い男に、死を予感させるものを与えない。

死の予感に晒され苛まれることのない男とは、つまり、自らの愛するもののために、場合によっては生命を賭した闘うべき義務責任を負わぬ男でしかない。だから日本の男は男でないとはいわぬが、男が男としてあるための必要絶対的な属性、男から眺めても女から眺めても、男が男として移るための一つの要件はこの日本では欠落したままに過ぎて来た、とだけはいえる。⁸

石原の意見からは、愛国心教育を行うことをナショナリズムであると批判する人々に対しての嫌悪感を伺い知ることが出来る。同時に、ナショナリズムこそ国家の基盤となっている考え方であるとも言っている。そしてナショナリズムを教え込まれなかった場合、男性は男性として不十分な属性しかもたないと言わんばかりの言い方をしている。

4. 尾誠夫の発言

最後に、作家で公立高校教諭でもある長尾誠夫の意見を紹介したいと思う。長尾の愛国心教育に対する意見は次の通りである。

この国に、多様な問題はあっても、自らを守り育ててくれる存在（国家）に感謝し、大切にしようと思うのは人間として当然の姿勢であろう。家族や故郷を愛しく思うのが普遍的な心理であるように、愛国心の涵養は自然な感情に従ったものであり、思想信条に係るようなことではないのだ。逆に、恩義ある対象（国）の過去をことさら暴きたてて貶め、国旗国歌を実施させないことでその存在を無視するように命じる「日の丸・君が代」反対運動こそ、偏狭なイデオロギーによる洗脳教育であり、思想信条の自由を侵害するものであろう。⁹

GHQが「日の丸」掲揚を禁止したのは、愛国心や帰属意識を抹消して、国民を個々に解体するためであった。帰属意識が喪失すれば、国家への忠誠心は消え、恩愛や献身といった徳目は失われる。他者への認識を基本とする恩愛や献身の心が消えれば、解体された個々のエゴがむきだしとなり、社会秩序は乱れていく。¹⁰

現代の諸問題も、その多くが国家意識（公的意識）の欠落によって説明できる。ここでいう公的意識とは、国家への帰属意識であり、自らが国家（社会）によって生かされていると同時に、自らが社会の大切な一員であることを自覚することである。こう

した意識はそれぞれにアイデンティティという安心感を与え、社会的使命や責任を自覚することで、自分が社会に必要とされているという自己肯定の意識を育み、それが自立心や「生きる力」を培っていく。¹¹

長尾の意見の全体を通じて主張されていることは、愛国心こそ国家の軸を作っているものであるということである。つまり、愛国心が中心にあることによって国民はまとまっていくという考えである。また愛国心をもつことによって、国民一人一人も自らの存在すべき場所を認識することができ、国民が安定感をもち、国も安泰であるという考えにいたっている。

以上、四者の意見を総括してみると、愛国心教育を支持する人々は次のような考えに基づいて、その教育の必要性を説いている。

まず第一に、現在の教育が戦後アメリカ主導で導入された非常にアメリカ的要素が強いものであるという立場をとっているということである。戦後 60 年、今こそ脱・アメリカ教育を成功させ、元来伝統的に日本で行われてきた教育を行おうと考えるのである。

第二に、愛国心を国民に植え付けることによって、国民に帰属意識を持たせようという意図が伺える。自分はなぜ存在しているのか、自分はこれからどのように生きていけばいいのか、という哲学的な問いに対する答えを与えるのである。愛国心教育推進派の人々は大概現在の日本は退廃しているという考えを持っている。日本国民は乱れていると。乱れているから犯罪が起こったり、子どもたちにも異変が生じているという考えである。もし国民が国を愛するようになれば、日本人は自分の愛する国がもっと世界で活躍の場を増やせるよう願うようになるし、そのために自分も頑張って仕事をしようとか頑張って勉強しようとか思うようになるはずであるという論理に基づいている。同時に、彼らはこれまであまりに個性重視の教育を行ったせいで、国民一人一人が自分がどこに帰属していい人間なのか分からなくなっているという考えも持っている。そして、愛国心教育を行うことで、国民に自分は国にとって必要な人材なのだとか、同じ日本国民は仲間なのだという認識をもたせ、それによってそれぞれが抱えている孤独を克服していこうと主張しているのである。

第三に、愛国心を持たせることで、日本人の真髓を強くしていこうという考えが伺える。これは長尾が言っている、「生きる力」に通ずるものであろう。石原も言っているように、今の日本人には力強さがないと感じている人は多い。そこで、先述した通り、国民に帰属意識をもたせることによって、個人個人に国のために生きているのだという意識と責任を持たせ、現状に甘んじている日本人をもっとしっかりさせようというのである。一人ひとりに自分は日本人であるという自覚を植え付けていこうとしたのである。

そして最後に、日本という国を愛すること、つまり今以上に国民に国を意識させる必要があるという立場をとっているということがあげられる。戦後の教育を脱し、国民に国を

意識させることによって、国を軸に国民が一致団結するような意識を育てようというのである。これは例えば国歌斉唱の問題や国旗掲揚の問題に深く根付いている。このような教育を行うことによって、日本という国を基盤の強い国にしていこうという考えが伺える。それは例えばアメリカの愛国心教育であったり、中国の愛国心教育であったり、そういったものと根本的には同じような教育であろう。国民に強く国を意識させることで、何かあった時に、国のために動ける人間を作ること、目的の一つなのではなかろうか。

おわりに

以上、この四点が、私が愛国心教育推進派の意見から読み取った、愛国心教育の根底を流れる立場である。

しかしながら、現状はどのようなのであろうか。2006年7月16日の朝日新聞で、私は興味深い記事を見つけた。タイトルは『どんな時「日本」思う』。数名の日本人にどんな時に愛国心を感じたかを答えてもらうという企画だった。多かった意見は、サッカーのワールドカップの時。テレビで日本代表を応援する姿が「カミカゼと大本営発表」のように見えたという人の意見が紹介されていた。確かに、あの時は私自身も自然と応援に熱が入った。選手達は日本のために戦っているわけではないけれど、応援する側は同じ日本人として、選手と一体化して応援するのである。また、こんな意見もあった。留学をしていたとき、現地の学生から日本のいいところを尋ねられたとき、日本のことを懸命にアピールしたいのにありきたりのことしかいえなかった経験から、「いま思うと、あの時の複雑な気持ちが、私にとっての愛国心の第一歩だったのかも」と思ったそうだ。

このような意見を見ていると、愛国心というのは個々それぞれ違ったものであるような気がしてならない。それを一つの定義でまとめようとしても、一つの定義に基づいて教育しようとしても、それは本当の愛国心と言えるのであろうか。所詮、教科書的なものなのではないだろうか？それぞれの視点で、それぞれの経験から、国を意識すればいいのではないだろうか？また、政府が誠意をもって国民の生活を良くしていく努力を怠らなければ、自ずと日本が好きだ、今の日本を守りたいと思う人も増えるのではないだろうか？

この新聞記事の中で、もう一つ面白いものがあった。「生まれ変わるならどこの国？」という質問を朝日新聞を愛読している1万1009人の人に尋ねたのである。うち、57.1%がまた日本に生まれたいと答えている。どちらともいえないが23%、他の国が19.9%である。また日本に生まれたいと思う人が増えてこそ、本当の愛国心が根付いたという証明になるのではないだろうか。

[注]

1 『諸君!』文芸春秋、2000年5月号、144-145頁。

- 2 東京新聞HP
http://www.tokyo-np.co.jp/00/kakushin/20060611/mng_____kakushin000.shtml
- 3 前掲『諸君!』、2001年6月号、301-302頁。
- 4 前掲『諸君!』、2000年5月号、146-147頁。
- 5 同上、147頁。
- 6 石原慎太郎HP <http://www.sensenfukoku.net/human/na.html>、『「父」なくして 国立たず』
抜粋。
- 7 同上、『国家意志のある「円」』抜粋。
- 8 同上、『バカでスウェルな男たち』抜粋。
- 9 前掲『諸君!』、1999年7月号、96頁。
- 10 同上、101頁。
- 11 同上、101頁。

<山下由起子>

第三章 教育制度・行政に関する保守主義の主張

1. 教育基本法改正問題

はじめに

2006年12月16日、1947年に制定されて以来、初めて教育基本法が改正された。そして、12月22日には公布され、即日施行された。改正教育基本法にはいまだに賛否両論があるにしても、教育基本法改正問題・議論は終わりを迎えることになった。

教育基本法は、成立以来、憲法改正の動向と深く関わりながら改正の問題が起こってきた。日本の保守勢力が目指しているのは、日本国憲法の改正であり今回の教育基本法の改正は、それに先行する形で行われたということになる。また、いじめや学級崩壊の増加や学力低下が様々な調査で明らかになるたび、そのような諸問題が起こる原因は教育基本法にある、とも唱えられてきた。(これについては後述する)例えば、しかし、その主張を具体的に把握している人は少ない。そこで今回、代表的な保守主義者の発言をいくつか取り上げて分析することで、彼らが共通して主張していることを明らかにしようと思う。そうすれば教育基本法に関する保守主義とは何かということが浮かび上がってくるであろう。

誰が保守主義者であるかということをはっきりと判断するのは難しい。そこで、今回は保守的な雑誌に寄稿していればその人は保守的だと判断することにする。主に用いる保守的な雑誌は文藝春秋社発行の『諸君!』と産経新聞社発行の『正論』である。

教育基本法改正の動き—1945年から2003年—

ここ最近、教育基本法改正の話題を新聞や雑誌で見かけることが多くなったが、それは2003年3月20日、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会(以下、中教審とする)が「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」についての答申を出したことにより、この教育基本法の改正が政治日程に上がってきたことによる。¹そこで、まず1945年から2003年までの教育基本法改正論議の概観を見ていながら、保守主義者の発言を取り上げていきたい。なお、教育基本法の成立過程やその意義、性質などについては紙面の都合上、割愛する。

まず、教育基本法は成立当初からすでに様々な議論がなされていた。2002年1月22日の第13回中教審総会において、文部科学省(以下、文科省とする)生涯学習政策局政策課長がそれまでの改正論議を六点あげている²ので、簡単に見ていく。

(1)「教育宣言」に向けての動き

吉田茂内閣は、1949年5月7日の閣議決定をし、内閣に文教審議会を設置することにした。6月17日開催の第一回会合では、教育勅語に変わって民主主義国家の道徳的指針と

しての教育宣言を出すべきではないかという提案がなされた。この教育宣言は実際に作成されたが、世論の反対などにより、内容審議はせずに6月29日の第二回会合で作成公布が見合わせられ、結局、構想段階のまま終わってしまったのである。³

(2) 天野貞祐文部大臣の「国民実践要領」

1951年9月22日、天野貞祐文部大臣は「講和会議が国会で批准される機会に文部大臣名で、「国民実践要領」なるものを出し、独立回復後の日本国民が真に自主独立の精神をもって道徳的に生きていく目標を示したい」という趣旨の発言をした。しかし、同年10月15日の参議院本会議で「国家の道徳的中心は天皇にある」との発言に批判が続出し、また、11月26日での参議院文部委員会公聴会においても参考人から批判的な意見が多く出たため、その翌日に天野自身がこの発言の撤回を表明し、この「国民実践要領」の問題は具体的な論議に入らずに終わった。⁴

(3) 臨時教育審議会設置の動き

1956年2月1日に鳩山一郎内閣は、教育基本法の改正や国家の教育内容に対する責任の明確化、学校制度の再検討を行うための機関としての臨時教育制度新議会設置法案を第24国会に提出した。この法案は衆議院を通過したが、参議院では審議未了のまま廃案となってしまった。法案提出の際、鳩山内閣の清瀬一郎文部大臣は、「教育基本法改正のしだいの理由は教基法がアメリカ軍の占領下に制定されたため、日本人の理想が十分に盛られていない」と理由を説明した。⁵ この法案が廃案となったあとも、教育基本法の再検討という課題は池田勇人内閣の荒木萬壽夫文部大臣に引き継がれ、見直しの試みが続けられたが、成功にはいたらなかった。

(4) 中教審答申による「期待される人間像」、

1966年6月24日、前述の荒木文部大臣より「期待される人間像について」の諮問を受けた中教審は1969年に佐藤栄作内閣の有田喜一文部大臣に答申した。その具体的な内容については文科省のホームページ参照していただきたい。⁶ この「期待される人間像」は「教育基本法の改正を断念して、それをもっと日本の風土に定着させるものとして作成」したものであり、内容や哲学的基盤は前述の「国民実践要領」を引き継ぐものであった。⁷

(5) 臨時教育審議会の「教育基本法にのっとり」教育改革

戦後政治の総決算という大きな課題を提起したのは中曽根康弘内閣である。1984年に首相直属の諮問機関として設置された臨時教育審議会（以下、臨教審とする）は、「今次教育改革は幅広い国民的合意を基礎に、教育基本法をさらに深く根付かせ、二十一世紀に向けてこの精神をさらに創造的に発展させ、実践的に具体化していく」⁸ と言い、教育基本法を尊重し、徹底するということでその解釈改正が図られた。現在でも教育基

本法の改正は困難な問題であるのと同様に、当時も具体的に改正し、あるいは新法を制定することはとても困難であった。したがって「法改正が困難だとすれば、法解釈ないし解説によって欠陥を是正し、教育が追及すべき価値や原則についての国民的合意を形成する努力を続けることが重要になってくる」⁹と言うしかできなかったのである。

(6) 教育改革国民会議の「新しい時代にふさわしい教育基本法を」

2000年3月24日、小渕恵三首相の私的諮問機関として教育改革国民会議¹⁰が（以下、国民会議とする）発足した。1990年代後半には、97年の神戸市小学生殺害事件や98年の黒磯市立黒磯北中学校の生徒による教師ナイフ刺殺事件などの少年犯罪やゆとり教育による学力の低下がマスコミを通じてクローズアップされることで広く周知の事実となった。こうした教育荒廃に対する社会の強い不安感を背景として、国民会議では議論が行われていた。国民会議は2000年9月22日の中間報告で「教育基本法の見直しについての国民的議論を」¹¹と述べたのである。

その後、同年12月22日には、「教育を変える17の提案」として、国民会議は最終報告を出した。この最終報告について詳しくは国民会議のホームページを参照していただきたい。¹²この最終報告を踏まえて、土屋龍一郎や上島一泰、松山政司¹³との対談で中曽根康弘は以下のように述べている。

・・・「公」の概念です。教育基本法に欠落しているのはこの点です。・・・教育は日本の教育なんで、イギリスの教育でもアメリカの教育でもない。日本の歴史、文化、日本の自然とマッチし、そこから生まれてくるものでなければ実らない。・・・最終報告には縦の軸がない。そこを補強しなさい。横の軸としてはいい商品が並んでいる。枝っぶりはいい。しかし日本の歴史的伝統的精神の汲み上げられる根っこがない。¹⁴

この発言から、教育とは普遍的なものでなく、各国にふさわしい形があり、日本の場合は日本独自の教育が必要だということが分かる。また、縦の軸、つまり歴史や伝統を重視していることが分かる。この縦の軸では後で詳しく触れることにする。

上記の区分では中曽根内閣から小渕内閣までの間がないが、それは教育基本法に関する審議があまりなされていなかったからである。例えば、竹下登内閣の時には1988年の時にリクルート事件が発覚したこと、また、海部俊樹内閣のときには1990年に湾岸戦争が起こったことなどが挙げられる。

さて、国民会議の最終報告以降、2001年1月、文部科学省二一世紀教育新生プラン、同年7月には教育改革関連六法案成立、2002年11月には衆議院憲法調査会の中間報告、中教審による中間報告と教育基本法改正論議はますます高まり、急速に加速していった。

この中教審の中間報告を受けて、「[民間教育臨調シンポジウム]教育再建への指針」とし

て、長谷川三千子、小川義男、石川水穂、高橋史郎、中西輝政¹⁵が議論を交わしている。

長谷川：教育は国家戦略を考える上での最重要課題です。ところが今ある教育基本法は日本の国家戦略に基づいて出来上がっているのではない。アメリカの国家戦略に基づいて出来上がっている・・・これこそが現行教育基本法のもっとも重大な問題点だと思います。

小川：老若、それぞれの世代が、少しずつ遠慮しあい、気を配りあって生きる姿勢の教育、つまり「孝」の教育が、今最も強く求められているのではないのでしょうか。しかし、今の教育基本法には、これが致命的に欠けている。「公を重んずる心の教育」「孝の教育」、やっぱり改正しなくてはならないでしょうね。

石川：中間報告を見る限り、「国を愛する心」「伝統、文化の尊重」といった、現行の教基法にはない重要な教育理念が入っており・・・

高橋：国家戦略としての視点からどう改正をすべきか・・・そこには「国を愛する心」や国づくりへの参加、道徳心や伝統文化の尊重などの理念が、現行教基法では十分にうたわれていないから、それらを十分に補強しなくてはいけないと。

中西：先進国が衰退から立ち直るには、やはり国家観の回復を基軸とした国民意識のある程度のまとまりがないと、国家国民の繁栄は再生できないんですね。・・・戦後の日本の歩みを見れば、終戦直後にはまだ存在していた「共同体」意識が社会から徐々に喪失していき、ついには一九七〇年代には「個人」が肥大化してしまいバランスを失ったのではないかと・・・これも「日本の衰退」の大きな要因といえましょう。¹⁶

これらの発言から、前述の中曽根のものと同様に、「日本」、「公」、「伝統、文化」、「国」「歴史」、「共同体」といったキーワードが浮かび上がってくる。これらのキーワードが保守主義を解釈するためのヒントとなりそうである。

教育基本法改正の動き—2003年から現在—

ここでは、2003年以降の具体的な動きを見ながら、それに対する保守主義者の発言を取り上げていくことにする。

2004年は、東京女子大学教授である林道義が「現在、教育基本法改正への動きが停滞しているが」¹⁷と述べたように、それ以前よりも教育基本法改正の論議があまりなされていなかったようである。林は家庭教育が崩壊し、それを立て直す必要があると主張し、以下のように述べている。

教育基本法においては、家庭教育が教育の最も大切な基礎だということは謳われていない。・・・教育とは、誰がいつ誰をどのように教育するかという問題に帰する。・・・家庭教育の与え手は親権者であるということ、親権者は子供に躰を施す責任と義務がある

ことを、明記するのでなければならない。¹⁸

また、教育基本法は教育勅語の存在を前提としており、教育勅語を家の土台と例えた上で、

土台だけが壊された・・・土台とは、憲法の中に家族が社会の基本単位であるという規定を入れ、教育基本法の中に家庭教育が基礎であるという条項を入れることである。

19

と述べている。このように家庭教育を重要視している理由は、前述の2002年11月の中教審の中間報告を踏まえての発言から読み取れる。個人単位思想²⁰なるものが隠されているとした上で、

個人が社会を構成する単位となるためには、その個人はしっかりとした自我を持っていなくてはならない。ところが当然ながら個人の自我は社会と無関係に形成されるのではない。家庭や社会からさまざまな影響を受け、価値観を継承しながら、それらを組み合わせることで自我が形成される。・・・要するに家庭や社会の前に個人の自我があるのではなく、家庭や社会によって自我が形成されるのである。

それゆえ、子供の自我形成にあたって、まず前提となるのが家庭や社会であり、その文化的な伝統であることは、理の当然といわなければならない。・・・親の責任とは、共同体の文化的価値意識を子供に継承させ、社会規範を教え、それにそって自己をコントロールする能力をつけさせる義務を意味するのでなければならない。²¹

と述べている。子供の自我形成には家庭や社会での働きかけ、つまり教育が必要不可欠であるとしている。この発言から保守主義に関係していそうなキーワードを取り出すと、「継承」、「文化的価値意識」、「共同体」であろう。これらもやはり前述の中曽根や民間教育臨調のメンバーらの主張と合い通ずるところがある。

ここまでは識者の主張や発言だけを取り上げてきたので、次に政治家のものを取り上げたい。2005年には第二次小泉純一郎改造内閣で、文部科学大臣の就任した中山成彬である。はじめにでも述べたが、いじめや学級崩壊の増加や学力低下が起こる原因は教育基本法だ、と述べる人物の一人である。彼は以下のように主張する。

教育現場、そして教育に起因するいろんな社会問題に対処するための教育改革を進めていくと、つまるところ「教育基本法」に行き着くのは間違いありません。現在の教育をめぐる問題の一つは、個人の価値や個性の尊重を強調するあまり、ややもすれば「個人主義」が行き過ぎになっている点です。・・・戦後、・・・日本では個人主義が利己

主義になってしまった。自分のことだけ主張して、「周りのみんながいて、自分がいる」ということがなくなりました。権利があるところには義務もあるし、自由には責任もある、そういった公共の精神や、日本人として日本の伝統・文化をしっかりと守っていくということを若いころからきちんと教えるためには「教育基本法」をできるだけ早く改正したい。²²

このように、この発言からもやはり「伝統・文化」というキーワードや個人主義がいき過ぎていたため、「周り」がないがしろにされている、つまり「公」がという考えがなくなっている、ということが分かる。

むすび

これまで様々な発言を見てきた。そして、保守主義に関係していそうなキーワードを取り上げてきた。ここでは、そのキーワードを用いて教育基本法に関する保守主義とは何か、ということに迫っていききたい。

これまで取り上げたキーワードは、「日本」、「公」、「伝統、文化」、「国」「歴史」、「共同体」、「継承」、「文化的価値意識」であり、まとめると「日本国」、「伝統・文化、歴史の継承」、「公としての共同体」にまとめられる。なるほど、なんとなくではあるが保守主義がどういうものか見えてきた気がする。だが、まだぼんやりとしか分からない。そこで、前述した「縦の軸」について分析することにする。

この「縦の軸」については既出の民間教育臨調のメンバーである明星大学教授高橋史朗が以下のように述べている。

二十一世紀に求められるのは、日本文化を土台として、日本の伝統文化の長所と欧米の近代社会の長所を補完的に活かす「補完的進歩」をめざす「共創」社会（違いを活かし合い補い合って新しい秩序をともに作る社会）の建設である。教育基本法改正はこのような新たな視点から検討されるべきである。²³

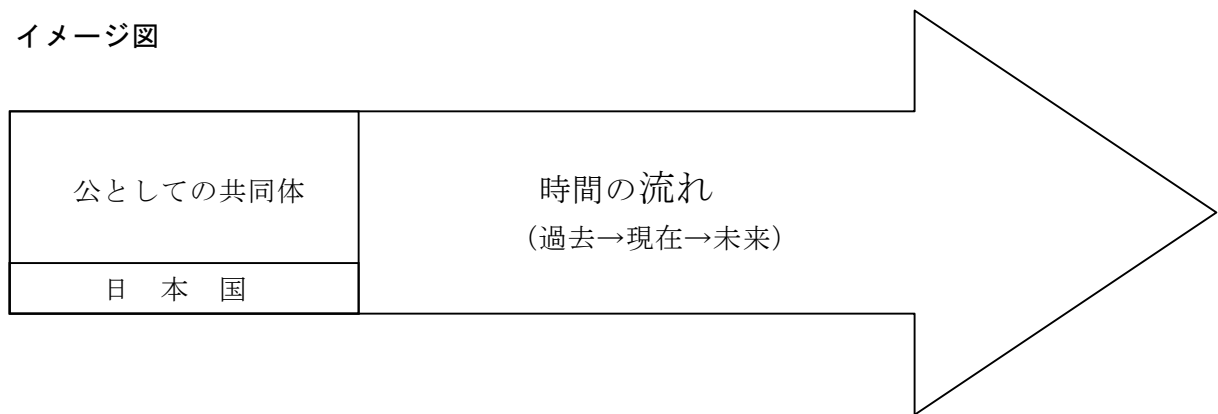
・・・戦後の憲法学が国家を権力機構とみなしたのはロックやホッブズに代表される社会契約説の影響が大きい。社会契約説によれば、国家は国民に人権を保障するために作られた人工装置でしかない。「国を愛する」という場合の「国家」とは、このような人工的装置としての「政府」ではなく、歴史、文化、伝統を共有する国民の「有機共同体」としての国家である。

それは、時間的には過去、現在、未来へと続く国民の共同体であり、空間的には、家族、地域社会、その延長としての国家と把握できよう。教育基本法改正で最も大事なポイントは「教育の目的」であるが、現行法には「国民教育」の視点が欠落しており、「伝統文化の継承」「愛国心の涵養」「道徳教育の振興」を新たに教育理念に盛り込む必要が

ある。そこで大切なのは、「他と切り離された個」の自立ではなく、家族や郷土、国という共同体という横軸と、先祖から子孫へと至る縦軸の「つながりの中で生きる個」の実現という視点である。²⁴

「伝統・文化、歴史」を「継承」という「流れ」、過去と現在と未来という「流れ」、先祖と自分と子孫という「流れ」、このような「流れ」を非常に意識した発言をしている。イメージとしては、「流れ」の中を「公としての共同体」が流れていき、「公としての共同体」のベースには「日本国」という概念がある。（「公としての共同体に「日本国」が含まれている」）これを図に表すと以下のようなになる。このような考えが教育基本法についての保守主義といえそうであり、新たな教育基本法に盛り込まれていると考えることができる。

イメージ図



〔注〕

- (1) 大内裕和『教育基本法改正論批判—新自由主義・国家主義を超えて』白澤社、2003年、p23。
- (2) 市川昭午『教育基本法を考える—心を法律で律すべきか』教育開発研究所、2003年、p17。
- (3) 貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、2001、p243。
- (4) 貝塚茂樹、前掲、第二部第四章。
- (5) 鈴木英一『教育行政』東京大学出版、1970年、pp.351～355。
- (6) 文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/661001.htm#26)
- (7) 杉原誠四郎・高橋史郎編『臨教審と教育基本法』至文堂、1986年、p118。
- (8) 市川昭午、前掲書、p23。
- (9) 杉原誠四郎・高橋史郎編、前掲書、p52。
- (10) 教育改革国民会議には部会が三つあり、第一部会は「心美しい活力ある日本人を育む分科会」

である。(大内裕和、前掲書、p28)

(11) 教育改革国民会議ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/index.html>)

(12) 同上 (<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>)

(13) 日本青年会議所新旧会頭。

(14) 産経新聞社『正論』2001年6月号、pp.301-303。

(15) 民間教育臨調(「日本の教育改革」有識者懇談会)のメンバー。

(16) 文藝春秋社『諸君!』2003年4月号、pp.160-176。

(17) 産経新聞社『正論』2004年4月号、p276。

(18) 同上、p280。

(19) 同上、p281。

(20) 林によると、個人単位思想とは、個人をつねに自立し正しい判断力を持った完成した単位と考え、その個人が集まって社会や国家を作り、意思決定をすれば理想の社会が出来上がると考える思想(同上、p286)である。

(21) 前掲、『正論』p286、287。

(22) 文藝春秋社『諸君!』2005年5月号、p136。

(23) 産経新聞社『正論』2004年7月号、p264。

(24) 同上、p270。

<白岳 昌>

2. 歴史教科書問題—「新しい歴史教科書をつくる会」の主張から

はじめに

2001年4月、扶桑社版の『新しい歴史教科書』、『新しい公民教科書』が検定意見箇所を修正、合格して同年6月に市販された。あわせて76万部のベストセラーを世に送り出した新しい歴史教科書をつくる会（以下、つくる会とする）ではあるが、各方面からのつくる会に対してさまざまな圧力があつた。国内からでは、2001年7月に新しい歴史教科書の採択を決定した栃木県下都賀（しもつが）地区教育委員会委員宅に脅迫が行われたり、同年8月7日につくる会事務所が革労協木元派革命軍¹により放火された。対外的にも2001年5月に韓国や中国が再修正を日本側に要求している。そもそもつくる会のようなものが発足した背景は何なのか。それは1982年に当時官房長官だった宮沢喜一が新華社通信（中国）による「進出を侵略に書き換えた」とする報道に対して、「政府の責任において、教科書の記述を是正する。今後は近隣諸国との友好、親善が十分実現するように配慮する」と発言したことにより同年11月に「近隣諸国条項²」が追加され、教科書作成のために近隣諸国に配慮しなければならなくなったことにあると考えられる。この近隣諸国条項により、日本の教科書の記述に対して近隣諸国が介入する根拠が与えられたのではないか。そして近隣諸国に配慮するあまり、自虐的歴史観にあふれた教科書が作られ、つくる会が従来の教科書に変わる新しい歴史教科書、といったものを作成するにいたったとつくる会が考えたのではないだろうか。

ここではつくる会の発言から歴史教科書問題における保守主義とは何かを明らかにしていこうと思う。ここではつくる会の概要等は割愛する。

つくる会の主張

（1）『国民の油断』にみる主張

つくる会は1996年12月2日に創立の記者会見を行い、翌年1月30日に創立したが、それに先立つ1996年11月につくる会初代会長・副会長となる西尾幹二、藤岡信勝共著の『国民の油断』が刊行された。つくる会創立以前のものであるが、後の会の中心人物の著作であるので挙げておく。そのなかで藤岡信勝、西尾幹二は次のように述べている。

私は、一読後、来年の四月から教室でこの教科書が、多感な中学生に与えられることを想像して、暗澹たる思いを禁じえませんでした。すさまじいばかりの暗黒史観・自虐史観・反日史観のオンパレードなのです。（中略）事態がここまで悪化してしまったのは、日本の国民が経済方面だけを気にかけて、国民にとって大事な歴史観や歴史教育の問題をないがしろにしてきたからだとはいえないでしょうか。歴史教科書問題はそのひとつの象徴的なあらわれです。いわば国民の油断が、この危機的状況を作り出してしまったのです。（藤岡信勝）

わざわざ選り好んで自国を意図的に悪くいい、先人たちの過失を誇大にねじ曲げ、必死の努力を悪しざまに罵り、日本の教科書だというのに、外国の反日宣伝の言葉を喜んで書き込み、みっともない写真やマンガをプロパガンダのようにして出し、外国人による日本の歴史への共感というものをすべて拭いさってカットする——この精神構造はいったいなんでしょう。(西尾幹二)

ここでは暗黒史観・自虐史観・反日史観にあふれている当時の教科書をかなり感情的ともいえるほど批判している。しかしこの『国民の油断』では検定済み七社の近代以降の記述にしか言及していない。その上で、明治維新以降の国際環境に視野を向けるべきである、とか朝鮮支配・日中戦争(日華事変・支那事変とも)における自虐的描写をやめるべきだという従来の教科書を否定するのみという消極的主張にとどまっている。であるのでここではキーワードとして「自虐史観の克服」というものが挙げられる。

(2) つくる会趣意書に見る主張

『国民の油断』の翌年、1997年1月につくる会は正式に発足した。その設立の総会でつくる会は会としての趣意を宣言した。以下がその一部である。

日本の国土は古くから文明をはぐくみ、独自の伝統を育てました。

日本はどの時代においても世界の先進文明に歩調を合わせ、
着実に歴史を歩んできました。

欧米諸国の力が東アジアをのみこもうとした、あの帝国主義の時代、
日本は自国の伝統を生かして西欧文明との調和の道を探り出し、
近代国家の建設とその独立の維持に努力しました。

しかし、それは諸外国との緊張と摩擦をともなう厳しい歴史でもありました。

(中略)

ところが戦後の歴史教育は、

日本人が受けつぐべき文化と伝統を忘れ、日本人の誇りを失わせるものでした。
特に近現代史において、

日本人は子々孫々まで謝罪し続けることを運命づけられた罪人の如くにあつかわれて
います。

冷戦終結後は、この自虐的傾向がさらに強まり、
現行の歴史教科書は

旧敵国のプロパガンダをそのまま事実として記述するまでになっています。

(中略)

私たちのつくる教科書は、

世界史的視野の中で、日本国と日本人の自画像を、品格とバランスをもって活写します。

私たちの祖先の活躍に心踊らせ、失敗の歴史にも目を向け、

その苦楽を追体験できる、日本人の物語です。

子どもたちが、日本人としての自信と責任を持ち、

世界の平和と繁栄に献身できるようになる教科書です。

この趣意書は大きく分けて三つのメッセージがこめられていると考える。まず一つ目は、わが国は歴史的に国際社会との関係の中で伝統を生かしつつ発展したということ。二つ目は戦後の歴史教育は自虐史観に根ざしているという現状認識。三つ目は自虐史観によらない世界的視野の中で日本人が日本人としてのアイデンティティを自覚できるような教科書作りを行うというつくる会の目標である。上述の目標を達成するためにつくる会は「自虐史観からの脱却」を主張している。初代副会長の藤岡信勝は自身の著書『「自虐史観」の病理』で、慰安婦問題・南京大虐殺・戦時中の植民地統治等の問題に対して従来の歴史観とは異なる角度で述べており、従来の歴史教科書に記載されている歴史観を否定している。ここではその詳細は割愛する。

また、これに先立つ1996年の設立記者会見でもつくる会の声明として以下のようなことが主張されている。それは現行の教科書は近現代の日本の歴史は侵略の歴史であるとか、証拠不十分のまま従軍慰安婦問題を記述し自虐的な歴史観に基づいた教科書になっているということである。その原因には戦後50年間、米ソ二超大国の歴史観をあいまいに共存させてきた結果、原理的には対立しながら同じ対日戦勝国として日本の歴史を否定する二つの歴史観が戦後の日本人の頭の中で共存して日本自身の歴史意識を見失ったからだ、としている。また、日本にも独自の歴史像、他国とは異なった歴史意識があり安易に歴史認識を共有すべきではなく、次世代の日本人に自信を持って伝えることの出来る教科書を作成することを目標としたのである。やはりここでも「自虐史観の克服」が大きなポイントである。

(3) つくる会シンポジウムにおける主張 i

1997年6月30日につくる会による第二回シンポジウム「新しい歴史像を求めて—私たちはどんな歴史教科書をつくるか—」が開催された。そのなかで坂本多加雄³が「歴史教科書をつくる際の12の要点」ということを述べている。坂本は現行教科書の特徴を以下のように述べている。まず一つ目は記述が断片的であるがところどころに特定の歴史観、つまり「漠然たる民衆闘争史観」があり国家は民衆を絶えず抑圧しているという歴史観があるということである。二つ目は、現行の教科書は各時代の今日の学問の研究水準を取り入れておらず、研究レベルが昭和30年代で書かれており、国家を一貫して抑圧者と見る歴史観で書かれているということである。三つ目は国際関係の中の日本という見方が欠けて

いるということである。日本の国家制度の変遷を多面的な見地で見なければならぬし、近代史における戦争について倫理的判断が前面に出すぎており、こちらも国際社会の関係の中で論じられなければならないとしている。そのような現行教科書の現状を認識した上で坂本の発言の特徴をまとめる。

坂本が自らの主張の中でもっとも強調しているのは、国際社会と日本の状況に関係付けて述べるべきだということである。特に明治維新以降の日本について、国際社会の中の日本ということを念頭に述べるべきだとしている。特に要点の8番目の「軍国主義の時代をどう考えるか」という項ではほかの項よりも多くの記述があり「共産主義との潜在的な戦い」を抜かしては20世紀の歴史は語れないと述べている。

坂本の主張で特徴的なのは、西尾幹二や藤岡信勝が『国民の油断』で述べていたような自虐史観、暗黒史観、反日史観の克服という点についてさほど述べていないということである。江戸時代は閉鎖的で農民に対して抑圧的という歴史観を克服すべきという主張は要点の4では述べられていたが、要点の半分にも及ぶ主張の根源にあるのは、国際社会の中の日本という視点で教科書をつくるべきだということである。

(4) つくる会シンポジウムにおける主張 ii

1998年1月17日、つくる会によるシンポジウム「古代史最前線からの眺望—古代史はいかに語られてきたか—」が開催された。これまでつくる会の主張では近現代、とりわけ昭和史における自虐史観への非難や国際社会の中の日本という視点でかかれるべきだという主張が多かったが、ここでは古代史、特に神話についてのつくる会としての主張を紹介したい。ここでは高橋史朗⁴の報告『教科書はどう神話と古代史を記述してきたか』を取り上げる。

戦後占領下において歴史教育が始まった際、昭和21年2月4日付の教科書検閲の基準を定めたGHQ文書によると、「愛国心につながるような、たとえば国体⁵、国家、国民的、わが国、さらには神話の起源や国家的英雄、道義的人物としての皇族などにふれてはならない」と厳しく禁じられている。

高橋は戦前の「国史」が廃止され、歴史が社会科に組み込まれることにより歴史は軽視されるようになり、神話を否定し古代史を軽視する風潮が社会科創設によってうまれた、と主張している。また日本人は愛国主義と軍国主義を混同し、戦争の反省が自国の歴史や文化に対する自信喪失にまで発展しているとし、社会科導入の際のドイツを例に出し⁶自国の歴史に対する誇りを取り戻すことが必要であるとも主張している。

ではなぜ神話教育が今必要と考えているのか。「いま教育に求められている「神話の知」という項で高橋は次のように述べている。

河合隼雄⁷さんは古事記神話の三つの柱の神々のうち、タカミムスヒ⁸、カミムスヒ⁹の神は父性原理、母性原理の象徴にとらえ、その中心にいる天之御中主神¹⁰を無為の

存在としています。この構造を「中空構造」と呼び、日本神話の均衡のとれた全体性を高く評価しています。

(中略)

共通している問題は、子供とのかかわり方において、父性原理と母性原理のバランスが崩れているということです。厳しさとやさしさ、父性原理と母性原理のバランスが取れた「神話の知」こそがいま教育に求められています。

最後に河合さんがこう言っておられます。現代人と神話の関係について、「人間がこの世に生きていくためには、自分という存在を、それを取り巻く世界とのかかわりにおいて、トータルな人間存在として自分自身を把握していく必要がある。近代の科学によって人間はそのようなことを忘れ、すべてのことを自分自身を含めてあまりに合理的に科学的に把握しようとし、それによってすべてがわかるかのごとく錯覚しはじめたときに、現代人は苦悩を抱え込むに至ったといえることができる」。

(中略)

子供たちにいかに神話を教えるかという前に、現代に生きる私たち一人ひとりの行き方の問題として神話をとらえる必要があるのではないのでしょうか。

上述の父性と母性のバランス、優しさと厳しさのバランスが崩壊している背景には、1997年の神戸少年連続殺傷事件や、1996年の東京湯島・金属バット殺人事件¹¹にある。自分自身の父性や母性のバランスが崩れてきている現在にこそ、父性と母性のバランスの取れた神話を教えるべきだと主張しているのである。父性原理は主体と客体、善と悪、心と体のようにすべてを「切断する」ことに特性を示し、母性原理はすべてのものを区別なく「包容する」特性を持つ。キリスト教のように善悪判断のはっきりした社会は父性原理が優勢な社会であり、唯一絶対の神を中心とした「中心統合構造」である。これに対し、多神教では母性原理が優勢な社会であり、対立よりも受容が中心の「中空均衡構造」である。維新以来の日本は西欧に追いつけ追い越せの精神で近代国家として発展した。その急速な発展の背景には神道の持つ母性原理の受容性があった。ところが戦後経済大国となり自らが決断しそれに責任を持つ父性原理が必要とされる社会になった結果、西欧的な個人主義に生きている。しかし個人主義に必要な父性原理が身につけてないまま個人主義で生きた結果、父性と母性のバランスが崩れ、上述のような事件が起きていると高橋は考えている。今、教科書で神話を教えることによって、父性原理と母性原理のバランスを保つのが教科書に求められた役割なのではないか。このようにここではわが国に歴史的に語り継がれてきている神話をもって、日本人として、人間として自信と父性と母性のバランスを持った人間作りを目指しているところがつくる会の目指す「日本人としてアイデンティティを自覚できるような教科書作り」という趣旨と近いと思われ保守的と判断した。

むすび

以上つくる会の主張をいくつか取り上げてみたが、そのなかで最も特徴的な主張をまとめてみた。それは「自虐史観の克服」である。特に太平洋戦争（大東亜戦争）期については国際社会という広い視点を持ち日本国内にのみ問題の原因を求めるべきではないという主張である。このことはつくる会が今回参考にした文献等に十分語られている。

「自虐史観の克服」をもってつくる会が目標としていることは何か。それは趣意書にもある以下の内容である。「子どもたちが、日本人としての自信と責任を持ち、世界の平和と繁栄に献身できるようになる教科書です。」

つまり「自虐史観を克服」し、「日本人としてのアイデンティティを自覚」し、「世界に貢献する日本人」になるということである。他国の歴史観に左右されない自国独特の歴史観を持った日本人を生むことこそがつくる会の目標であり、つくる会の教科書の根底にあるものであると考える。

[注]

- (1) 革命的労働者協会。新左翼（反スターリン、マルクス、レーニン主義）系過激派の一派。少数だが強行的路線。
- (2) 教科用図書検定に定められている「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。」という規定。義務教育、高等教育どちらにも適用される。
- (3) 当時学習院大学教授。専門は法学。2002年に逝去。
- (4) 1999年7月から2004年11月までつくる会副会長。
- (5) 万世一系の天皇を君主とする日本の国家を称揚する観念。
- (6) 米国の対独教育使節団の社会科導入勧告に対しヘッセン州のみ受け入れ。ナチズムを批判すれども自国の歴史や文化に対しての誇りを見せたとされる。
- (7) かわいはやお。日本における分析心理学の第一人者。日本心理臨床学界の元理事長。2006年8月逝去。
- (8) 日本神話の神。古事記では高御産巢日神、日本書紀では高皇産靈神と書かれる。天地開闢（てんちかいびやく。世界が生まれた時）の時、天御中主神・神皇産靈尊とともに高天原に出現。女神的要素を持つ神皇産靈神と対になって男女の「むすび」を象徴する神でもあると考えられる。
- (9) 日本神話の神。古事記では神産巢日神、日本書紀では神皇産靈尊と書かれる。天地開闢の時、天御中主神・高皇産靈神の次に高天原に出現。本来は性のない神であるが、三神の中でこの神だけが女神であるともされる。
- (10) あめのみなかぬしのかみ。天地開闢の際に高天原に最初に出現した神であり性別のない神。
- (11) 息子の度重なる家庭内暴力に耐えかねた父親が、息子を金属バットと縄跳びで殺害した事件。

父親には懲役3年が言い渡された。

< 勢良幸太郎 >

3. 歴史教科書問題—教科書問題に関する政治家の主張—

はじめに

歴史教科書について、1980年代以降様々な論争がなされてきたが、その中心には常に政治家の存在があった。

今回の共同研究においては、1980年代と2001年に起こった教科書問題を取り上げ、その都度近隣諸国の反発に日本政府がどの様に対処していったかをみていく。そして、次に「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（以下「若手議員の会」に省略。）に所属する国会議員の歴史教科書に関する発言を取り上げ、保守政治家がどの様な思想や意図をもってこの問題に取り組んでいるのか検証していこうと思う。

教科書問題をめぐる政治家の一連の発言を通して、彼らがどの様な歴史観、国家観を有して、教育によって何を作り上げようとしているのか、明らかにしていきたい。

1980年代の歴史教科書問題

日韓、日中国交正常化以後、「歴史問題」が外交争点となったのは1982年の教科書問題が最初であった。この問題の発端は6月26日付の新聞報道にあった。報道内容は日本の高校教科書における日中戦争にかかわる記述が、文部省の検定によって、「侵略」を「進出」や「進攻」などの表現に訂正させられたり、南京虐殺事件のような日本軍の残虐行為の記述が改めさせられたというものであった。その一ヵ月後、中国政府は、文部省が「日本軍国主義が中国を侵略した事実を改竄」した行為を批判し、検定教科書の誤りを正すよう求めた。

中国の抗議に対して日本政府は、教科書記述の適正化には最善の努力を行っているとしたが、その修正には応じないとする立場を明らかにした。自民党文教族に配慮したと思われるこうした姿勢は、中国及び韓国の反発を強める結果となった。この年の九月に行われる予定であった鈴木首相の訪中にも悪影響を及ぼす様相となり、これを受けて日本政府は、事実打開のために外務、文部両省の幹部を中国と韓国に派遣し、8月26日宮沢喜一官房長官談話の形で修正に応ずる方針を政府統一見解として打ち出した。¹

しかし、中国側が「直ちに確実に有効な措置」を講ずべきであるとして、納得した態度を見せなかったため、文部省と自民党の反発が強まるなか、政府は宮沢談話のラインを崩さず、検定基準の改訂時期などの補足説明によって乗り切った。

これらの教科書問題の衝撃を受けて、日本政府は82年11月、歴史教科書検定基準のひとつに「近隣諸国条項」を設け、「近隣アジア諸国との近現代史の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること」と規定した。

第二教科書問題は86年であった。問題となったのは「日本を守る国民会議」が編集した『新編

日本史』であった。「国民会議」は自主憲法制定などを運動目標に掲げる政治団体であったが、日本史教科書の編修に乗り出したきっかけは、82年の教科書問題における日本政府の対応の「軟弱」にあったという。『新編 日本史』は、教科用図書検定調査審議会において、その復古調な中身に異論も出たが、5月末には検定の実質的な最終段階にあたる「内覧本審査」で、一部の手直しを条件に合格とされた。²

しかし、「東亜解放」のために大東亜戦争に突入したとするなど、日本の対外侵略を正当化する傾向や、日本側の被害を強調する記述が目立ち、中韓両国が激しく反発した。

第二の教科書問題は、中曽根首相及び文部省の素早い対応によって事態の拡大を防いだ。しかし、この問題が沈静化した直後の86年7月下旬、内閣改造によって文部大臣に就任したばかりの藤尾正行が、今回の検定過程を問題視する発言を繰り返し行った。しかも、発言中に韓国や中国を強く刺激する内容の文言が含まれ、特に韓国から強い抗議声明がなされた。さらに藤尾は日韓併合の責任の一端は韓国側にもあること、靖国参拝における首相の判断は弱腰であることなどを書いた論文を発表したため、86年10月に罷免された。

2001年の歴史教科書問題

2001年の春、「新しい歴史教科書をつくる会」(以下「つくる会」)による中学歴史教科書が検定合格となり、それに対して韓国、中国は反発した。まず、韓国の韓昇洙外交通称部長官はただちに寺田駐韓大使に抗議し、5月8日には、「つくる会」の歴史教科書について25ヶ所の修正を要求した。中国もまた、4月3日以来、抗議と修正を繰り返した。

新たな教科書問題の発生から1ヶ月後、鳩山党首を代表とする民主党の訪韓団が韓長官と会談した際、韓長官は、教科書問題に関する韓国の立場は、1) 82年の近隣諸国条項、95年の村山談話、98年の日韓パートナーシップ共同宣言を基礎としており、2) 世界に模範を示す教科書を作成してほしい、と述べた。また金大中大統領との会見では、大統領は、1) 感情的に非難するのではなく、問題の中身を学問的、実証的に検証すること、2) 日本人のすべての考えではなく、日本人全体を批判したり、感情を害したりしないよう区別することを指示した。

この会見に示されるように、金大中氏の抑制的で慎重な姿勢にもかかわらず、2001年7月9日、韓国政府による教科書修正要求に対し、近現代史については誤りがないとする日本政府の方針が明らかになるや、韓国世論はエスカレートし、7月12日韓国政府は日本文化の解放停止という措置に至る。さらに、自治体や民間レベルでの交流事業が中止されるという事態にも発展する。「つくる会」の教科書採択が最小限にとどまったため、やがて韓国や中国の反発は沈静化していく。その後、小泉首相は10月初旬に中国を訪問して、盧溝橋などを巡り中国に対する「侵略」行為を改めて謝罪し、10月中旬の韓国訪問

では、首脳会談で「反省とお詫び」の意思を明瞭にしたうえ、日韓歴史教科書の共同研究の推進について合意した。

「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」とは何か

「若手議員の会」は、「つくる会」が発足した一ヶ月後の97年2月27日に自民党の当選五回以下の87名の国会議員を中心に結成された議連である。中学校歴史教科書に従軍慰安婦の記述が載ることに疑問を持つ戦後世代を中心とした若手議員が集まっている。日本の前途について考え、かつ健全な青少年育成のため、歴史教育のあり方について研究・討論すると共に、国民的議論を起し、行動することを目的として設立された。代表は中川昭一、事務局長は安部晋三、幹事長は平沼赳夫である。³

「若手議員の会」は、「つくる会」と綿密に連携し、「つくる会」の活動を全面的にバックアップしてきた。「若手議員の会」は、99年に文部省の教科書課長などの幹部や教科書会社社長、教科書執筆者などを呼んで、侵略戦争や「慰安婦」問題の教科書記述について激しい詰問・追及を行った。さらに、「慰安婦」問題で旧日本軍と日本政府の関与を認めた93年の河野洋平官房長官（当時）談話に対して、「確たる証拠もなく『強制性』を先方に求められるままに認めた」と非難し、河野を会に呼びつけて撤回を迫った。⁴

「若手議員の会」で話し合われた論点

若手議員の会は97年の結成以降10回に渡り勉強会を開き、以下の論点で議論をおこなってきた。各勉強会では大学教授や文部官僚、教科書協会幹部を講師として招き、国会議員が講義を受けて、質疑応答をするという形式をとっていた。

- ① 検定制度
- ② 採択制度
- ③ 慰安婦記述の背景
- ④ 官房長官談話と慰安婦「強制連行」の問題
- ⑤ 慰安婦記述への対処
- ⑥ あるべき歴史教科書の姿
- ⑦ 日本の外交姿勢

「あるべき歴史教科書の姿」についての講義と議論の内容

第六回の議論では、「教科書のあり方を問う！歴史教育の教科書はいかに書かれるべきか」という演目で学習院大学の坂本多加雄教授が講師として招かれ講義をおこなっている。

この講義で坂本は、教科書に載せる歴史と歴史研究は異質のものであるとし、中学校段

階の歴史の教科書では、日本史を特徴付ける最低限の事項を列記するべきであると述べている。従って、従軍慰安婦の様な戦地という特殊状況下における性処理の制度は日本の戦時中の歴史を特徴付ける決定的な要素でもなく、証拠も不十分であるため記述すべきではないと主張している。

さらに坂本は中等教育の歴史は基本的には国民意識の形成に寄与するものでなければならぬとし、以下の様に述べている。

19世紀以来、どの国でも歴史教育というのは整えられていますが、そこではやはり国民意識を形成するというのは大きな課題になっていました。国民意識というのはどういうものかという、「我々日本人」という形で物事が論じられるような意識であります。⁵

この様に、「我々日本人」というレベルでものを考えられる、個々人の中でそういった意識の層ができるということが国民意識の形成であり、それを歴史教育を通して育成することが大きな課題であるとしている。

また、国民の歴史というのは、基本的には何をしてきたかを語ることで、将来どのように生きていくのかという態度を決めるものであり、過去の歴史をどう語るかによって、国民のあるべき姿というものが規定されてくるとも述べている。

以上の様な講義を受けて、質疑応答の際、安倍晋三は小中学校の歴史教育のあるべき姿は、自身が生まれた郷土と国家に、その文化と歴史に、共感と健全な自負を持てるようになることだと述べ、発達段階に合わせて教える内容や態度を変えていくべきではないかと提言している。小中学校においては記念碑的な歴史を教え、ある程度考える力がついてから、幅広い歴史的事象について教えれば良いのではないかと、坂本に同調する意見を述べている。⁶

また、新藤義孝も坂本の後半の主張を言い換えるかたちで以下のように発言している。

自分たちの国はこういうことをやってきたけれども、この先はそういう歴史を踏まえて、我々の役割はこういうことがあるんじゃないか、国家としてはこういう道を歩んでいこうということをもっとはっきりさせたほうがいいんじゃないか。そのためには歴史教育というものが大変重要になってくるんです。⁷

これらの発言から、歴史教育の意義は、まず第一に国民のアイデンティティの形成にあると考えられていることが分かる。従って、小中学校段階では戦争に関する否定的なイメー

ジを植えつける事は問題であるので、従軍慰安婦の記述は不適切であり、中等教育までは必要最低限歴史事象を教え、日本が行った戦争に関する詳細事項や責任問題は、発達段階に応じて教えていくべきだという考え方がみられる。

研究の場でない「教育」の現場において行う歴史教育は、将来の日本を背負って立つ児童教育であり、日本国民としての「誇りと自信」を持ち、世界に通用する「日本人」を形成する為のものであると「若手議員の会」では考えられている。

勉強会を踏まえて出された国会議員の意見

「若手議員の会」で行われた9回の勉強会の後、28名の国会議員が意見を発表している。その中で多くの議員に共通してみられた代表的な発言をいくつか取り上げていく。

A 従軍慰安婦に関する発言

軍や官憲による慰安婦の強制連行を示す資料は存在せず「強制性」認定の根拠は16人の元慰安婦の証言のみであったこと、及びその証言に対しては、何らの「裏付け調査」もされていないことが明らかにされた。(衛藤 晟一)

B 河野官房長官談話に関する発言

そのような「強制性」認定の背景には、日韓間にまたがる慰安婦支援団体の激しい運動があり、こうしたものがもたらす外交的側面、あるいは両国国内政治への影響というようなものの総合的判断から、かかる認定に「政治的・外交的決着」がなされたことが明らかにされた。

官房長官談話の評価については、その背景に高度な外交的配慮が必要であった事情は認めるとしても、やはり確かたる根拠もなく「強制性」を先方に求められるままに認めたことは浅慮であり、同談話の早急なる撤回、あるいは修正が必要である。(衛藤 晟一)

C 自虐史観に関する発言

自虐史観にもとづく歴史教科書記述は、世界各国の歴史教科書と比較しても異常な事態であり、歴史は民族の尊厳にかかわる事であると認識すべきである。(大野 松茂)

自国の悪事を事細かに書いてある教科書が、どこの国にあるか。過去に悪事のない国などあるのだろうか。(狩野 安)

自分の国、民族の歴史に誇りを持たない国民が自虐的になるのは当然である。しかし、それでは、自国の将来に希望を持てるはずがない。これは決して健全な姿とはいえず、最近各地で続発している異常な事件と無関係とは思えないのである。(桜井 郁三)

D 日本人の主体性に関する発言

日本における近代の歴史評価は、一部学者の誘導の下に、外国からの批判に迎合し、

形成されてきたものようだ。それが、そのまま教科書に登場して、それに触れることすらタブー視されているという異常な状況が長く続いている。(小野 晋也)

E 歴史教育の役割に関する発言

義務教育、とりわけ歴史教育は、国民としての共通した感性・文化を伝えるものであり、また歴史教育によって、国際的にも通用する独立した個人と国家を形成していくべきである。(坂井 隆憲)⁸

むすび

政治家は歴史家とは異なり、歴史を科学として捉えるのではなく、国民形成の一つの手段としてみていることが分かった。歴史教科書には、その国民にとって「オーソドックスな歴史」を教えるという役割と、「国民意識の形成」に寄与するという積極的役割があると彼らは考えていて、歴史教科書が作られる場合、この点がまず何よりも踏まえらるべきであると主張している。

1980年代の教科書事件以後、近・現代史部分については「事実よりも外交配慮」という姿勢が検定においては確立されている。93年の河野談話もあくまでも「外交・政治の産物」であり、実証的な裏づけも取らずに教科書への慰安婦記述の根拠となってしまうことに憤りを感じている議員が多くみられた。

戦後処理の問題では、サンフランシスコ平和条約、及びその後の2国間条約等で、既に「最終的、かつ完全」に決着がついている、という認識を持つ政治家にとって、教科書の記述に対しての韓国・中国の抗議はときとして「外圧」として映ることになる。

日本人としてのアイデンティティを形成する重要な役割を担う歴史教育に他国の干渉が入り、それによって検定事項が左右させられたり、日本人にとって耳の痛い戦時下での戦争犯罪についての記述が歴史教科書に盛り込まれるようになるという事は、保守政治家にとって許しがたいことであり、この様な動きを阻止するために議員連盟が作られ、それが発展する形となって「つくる会」の運動に繋がっていった。

[注]

(1) 『日本経済新聞』1982年8月27日付

- (2) 『朝日新聞』 1986年5月24日付
- (3) 日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会 『歴史教科書への疑問』展転社、1997年、519頁。
- (4) 俵 義文 『小泉第2次内閣の超タカ派の大臣たち』 子どもと教科書全国ネット 21、2003年。
- (5) 日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会 『歴史教科書への疑問』展転社、1997年、336頁。
- (6) 同上、360項。
- (7) 同上、370項。
- (8) 日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会『歴史教科書への批判』展転社、1997年、448~472頁。

4. 国旗・国歌問題

はじめに

現在、我々が国旗・国歌に触れる場所といえば、日本代表戦等のスポーツか学校の入学式、卒業式、運動会くらいのものであろう。そして今回問題としてとりあげるのは、学校行事における国旗・国歌の取り扱いについてである。この問題に関しては、「日の丸」、「君が代」を推し進める教育委員会と、それを批判する日本教職員組合¹との間で板ばさみになった校長が自殺するという事件が起きる程の事態となった（平成11年2月28日広島県立世羅高校等）。こういった背景もあり、政府は「国旗及び国歌に関する法律」²を制定する等して対応。また、国旗・国歌を半ば強要する東京都教育委員会と、それを良く思わない教職員の間では、学校での国旗・国歌の取り扱い方を問う裁判も行われている（国歌斉唱義務不存確認等請求事件）。この問題の保守主義の主張としては、国旗・国歌の強制があるのではないか。

まず、今日日本の国旗・国歌として定着している「日の丸」、「君が代」がどのようなものなのか理解する必要があるだろう。

日の丸の歴史

「日の丸」は日本では古くから使われている。大宝律令にいう「日象」³がその起源であるとされたり、戦国時代の何人かの武将がこれを使用したこと、さらには江戸幕府が城米廻船⁴にこれを使っていたこと、などがあげられたりする。しかし、日本の国として、何らかの国のしるしが必要となったのは幕末の開国以降である。「日の丸」の使用指示についてはペリー艦帰帆後の1854年8月2日、今後、海上で外国船と遭遇することを予定し、大型船には「白地に日の丸の幟」を使うことがあげられている。この幕府の指示以後、大型商船にはこの旗が掲揚されるようになり、明治政府はこれを引き継ぐ形で、太政官布告⁵を出したのだ。太政官布告により、1870年のうちに商船国旗、陸軍国旗、海軍国旗の3つの国旗が決められた。いずれの旗も白地に紅色の丸ではあったが、縦横の日や日の丸の直径、位置が違っていた。その数年後、政府は商船と陸海軍に限らず、祝祭日には官公庁だけでなく、一般家庭でも「日の丸」を掲げるよう府や県に通達を出した。そうして徐々に国民の間にも「日の丸」が浸透していき、戦争で「日の丸」を国旗として扱った。出征兵士を送るときや、日本軍が戦果をあげたときには、国民は旗をふったり、ふらされたりした。そして文部省は、この旗を「天来神授」の旗として子供に教えよと教師に指示していったのである。しかし、国旗国歌法が制定される平成11年まで「日の丸」を国旗と定める法律はなく、それまでは「国民的確信」を前提とする慣習法として、政府は「日の丸」を国旗としてきた。（以上、山住正巳、『日の丸・君が代問題とは何か』〔大月書店、1988年〕、15－24項参考）

君が代の歴史

「君が代」の始まりは、『古今和歌集』巻第7「賀歌」の「題知らず・読人知らず」の先頭におかれて

いる

わがきみは千代にやちよに さざれいしのいはとなりてこけのむすまで
であるとされている。だが、この歌の「わがきみ」が天皇だという証拠はどこにもない。むしろこの場合の君については、岩波書店版「日本古典文学大系」『中世近世歌謡集』の浅田健二氏の校注では、「天皇の意ではなく、『君が代』は一般に対者の長寿をさす」とされている。「君」には、こういう意味がこめられていたのだとすれば、ある人に向かい、その人の長寿を祈ってうたう歌なのだ、と解釈すればいいのではないかと思うが、今日の「君が代」とこの歌を同列に論ずることはできないだろう。

今のメロディーで最初に「君が代」が演奏されたのは 1880 年の 11 月 3 日である。この日は、今は「文化の日」であるが、当時は天長節⁶であり、明治天皇の死後は明治節という祝日であった。こういった祝日に明治政府は祝日大祭日唱歌を歌うことを決めた。これは「主トシテ尊王愛国ノ志気ヲ振起スルニ足ルヘキモノ」がふさわしいとされ、「君が代」を公式に取り上げた。はそのため、義務教育の小学校で「君が代」は教えられた。また、日清戦争が切迫して愛国心が高まっていたこともあり、学校を強力な媒体として「君が代」を国歌として広めていった。「君が代」も「日の丸」同様に国旗国歌法ができるまでそれを国歌と定める法律はなかった。(以上、山住正巳、『日の丸・君が代問題とは何か』[大月書店、1988 年]、25-53 項参考)

「日の丸」、「君が代」の問題点

「日の丸」、「君が代」の問題点というのは、それらがどういうものなのか教えられていない点にあるのではないだろうか。都立校教員である川口和也はこう述べる。

「日の丸」も「君が代」も過去の履歴が国民から忘れ去られ、不問に付されるようになった今日だからこそ、帝国時代の亡霊たちによって「国旗・国歌」としてリニューアルされ、法制化されました。⁷

このように、先に述べた歴史的背景から「日の丸」、「君が代」に対して負のイメージを抱く人々もいる。しかし、逆に「日の丸」、「君が代」を学校で教えるよう強引に推し進める人々もいる。「日の丸」、「君が代」というのは上に述べたように、少なくとも明治時代以降からはしっかりとした歴史あるものである。また、起源が古いということからも「日本的なるもの」ということができるのではないか。それを「国旗・国歌」として子供たちにおしえていくことで発展的継承をなしていけるのではないだろうか。こういった理由で「日の丸」、「君が代」を強引に推し進める人を保守主義者と判断する。その代表的な人物として、土屋たかゆき⁸ があげられる。彼は学校での「国旗・国歌」の強制政策に対する日教組の抵抗をうけ、それについて次のように述べている。

私は国旗・国歌は慣習法だとしておくことが日本らしいと考えていた。学校におけるルールも当たり前の常識として処理すべきだと思って来た。しかし、わが国を解体しよ

うとする勢力が教育に介入し、教育を通じてその思想の実現を図ろうとするなら、彼らと闘争しなければならない。私はこれを左翼教条主義勢力との闘争と位置づけている。

9

この闘争がどのようなものだったかということ、土屋の主張を交えながら述べていこうと思う。

国旗・国歌と東京都教育委員会

東京都教育委員会は、2003年10月23日に都立学校に「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施方針」を通達した。これは、2003年の東京都教育委員会第2回定例会議で、土屋氏が提案したものである。以下がその内容である。

1 国旗の掲揚について

入学式、卒業式等における国旗の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 国旗は、式典入場の舞台壇上正面に掲揚する。
- (2) 国旗とともに都旗を併せて掲揚する。この場合、国旗にあつては舞台壇上正面に向かって左、都旗にあつては右に掲揚する。
- (3) 屋外における国旗の掲揚については、掲揚塔、校門、玄関等、国旗の掲揚状況が児童・生徒、保護者その他来校者が十分認知できる場所に掲揚する。
- (4) 国旗を掲揚する時間は、式典当日の児童・生徒の始業時間から終業時刻とする。

2 国歌の斉唱について

入学式、卒業式等における国歌の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 式次第には、「国歌斉唱」と記載する。
- (2) 国歌斉唱に当たっては、式典の司会者が、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。
- (3) 式典会場において、教職員は、会場の指定された席国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。
- (4) 国歌斉唱は、ピアノ伴奏等により行う。

3 会場設営等について

入学式、卒業式等における会場設営等は、次のとおりとする。

- (1) 卒業式を体育館で実施する場合には、舞台壇上に演台を置き、卒業証書を授与する。
- (2) 卒業式をその他の会場で行う場合には、会場の正面に演台を置き、卒業証書を授与する。
- (3) 入学式、卒業式等における式典会場は、児童・生徒が正面を向いて着席するように設営する。
- (4) 入学式、卒業式等における教職員の服装は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われる式典にふさわしいものとする。¹⁰

さらに、この「新実施方針」は、「国旗掲揚及び国歌斉唱の実施の当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを、教職員に周知すること」としている。この「新実施方針」に対して土屋は次のように述べている。

東京都教育委員会は昨年、学校式典における、国旗・国歌の不適切な扱いを正すために新しいルールを作った。ルールは、(中略) 儀礼上極々あたりまえのものばかりである。学校式典で国旗を掲げたり、国歌を歌ったり、服装はその場にふさわしい物と言っているに過ぎない。ところが、教職員組合などはこのルールが気に入らないという。

国旗国歌法は国会で決まっており、国旗・国歌の理解、尊重は教育現場でのルールである学習指導要領に明記されている。教育委員会の決定は、教育行政全般に及ぶものであり、教育公務員としては当然遵守すべきことである。法治主義の観点に立てば、どれもこれも当たり前で民主手続きで決まったことばかりなのだ。¹¹

この「新実施方針」によって「日の丸」、「君が代」は強制されたわけである。ここで問題になったのが、これは「思想・良心の自由」¹²を侵害するということだ。土屋は、「思想・良心の自由」に対しては

君が代の旋律が音楽的に許せない「内心の自由とぶつかる」。そんな理由が延々と続く。本当は違おうだろう。日の丸・君が代が大嫌い。天皇制も大嫌い。みんなで決めたルールも大嫌いなのだ。¹³

と述べ、この部分でしか「思想・良心の自由」については述べられていない。土屋は、学習指導要領、「国旗・国歌法」、「新実施方針」というのは正当な民主手続きで決まったことなのだから、これに従わないことなどありえないというように考えているようである。

国歌斉唱義務不存在確認等請求事件

2004年1月30日、都立教員と都立障害児学校の教職員228名が、東京都教育委員会と石原都知事¹⁴を被告として「日の丸」、「君が代」強制反対の裁判を起こした。東京都教育委員会と石原都知事はこの裁判に敗れている。これに対し土屋は、自身のホームページ上で次のように述べている。

学校式典において、国旗・国歌に敬意を払うよう教員に義務付ける命令は違憲と言う驚くべき判決が東京地裁で出た。

教員に職務命令を出すことは「こころの自由」を侵害すると言っている。では、東京都教育委員

会がなぜ、職務命令まで出して入学式・卒業式の秩序を維持しなければならなかったのか。

かつて、東京都において、入学式・卒業式における国旗掲揚率は全国最低レベルであった。

入学式における国歌斉唱校もわずか 12 校(平成 11 年)というありさまだった。

翌年、都教委は、国旗の掲揚を校長に指示、国歌伴奏を拒否する教員がいることから CD まで作成して都立高全校に配布したが、効果は全くなかった。

国旗を掲揚しろと言えば、早朝、学校の屋上に掲揚したり、三脚を立てて舞台の幕の陰に置く。卒業式に、斜線を入れた日の丸を胸に付けて出席する。これは私が実際に経験したことだが、国歌のメロディーを流すレコーダーが突然故障する。あるいは、ほとんど聞き取れない音量でメロディーが流れる・・・

「日の丸の白は骨の色。赤は血の色」「教育基本法の理念を考えると日の丸・君が代と天皇の存在がいかに間違っているか分かる」と教え、生徒が君が代を歌ったり、日の丸を描くと「それは戦争の歌だから」「暴走族が使っているから」と指導する。

これが果たして正常な教育現場か。

では、若者は君が代を忌避しているのかといえそうではない。サッカーのスタジアムでも国歌斉唱は厳粛に行われている。となると一般社会の常識から都立高のみが隔絶しているということになる。隔絶させているのはとりもなおさず、「反日の丸・君が代」闘争に明け暮れている教員だ。そんな異常な状態を正常に直すために、入学式や、卒業式など学校式典におけるルールが作られた。それでも守らない非常識があるので、やむを得ず職務命令を出すことになったというのが経過である。

マ マ

今回の判決はこうした教育現場の驚愕すべ現実を裁判官が全く見ていない結果といえる。都教委はこれに影響されることなく、今まで貫いてきた教育の正常化路線を堅持して、多くの都民の期待に応えるべきである。

追記: 同じ東京地裁でも、「君が代伴奏拒否事件」¹⁵ では教育公務員の内心の自由は「制限を受ける」との判決がある。組合はこの判決は不当と言っているが、他にもあらかた組合側の主張が裁判で退けられている。

つまり、今回の判決が”特異”なのだ。

学習指導要領の法的有効性が確定した「伝習館事件」¹⁶ 最高裁判決を組合は”過渡的判決”だと言っている。最高裁判決を「過渡的」と言い張り、たったひとつ出た地裁判決で、自分たちのわがままな言い分(と言うより非常識)が認定されたかのような言い様は一体何なのか。

こう言う教師に教えられた生徒の”人権”が心配である。¹⁷

このように、東京地方裁判所の判断を痛烈に批判している。ここでは、他の関連する裁判の判例を引き合いに出し、自らの意見の正当性を主張している。

むすび

土屋の発言を見ると、天皇、愛国心などといった主張はなかったが、「日の丸」、「君が代」

を都立学校に強制していくという強い意思が感じられた。上のようなキーワードはなくとも、「日の丸」、「君が代」自体に天皇、愛国心といったものが見え隠れする。国歌斉唱義務不存在確認等請求事件では都教委側は敗訴したが、今後も戦いは続くであろう。「日の丸」、「君が代」の強制に嫌悪感を示す人々が少なくない中で、これをどのようにして保守していくのか注目していきたい。

[注]

- (1) 教職員で構成する組合と、教育関連団体スタッフによる組合を単位組織とする連合体組織。
- (2) 日本の国旗・国歌を定めている法律。平成 11 年 8 月 13 日法律第 127 号。
- (3) 日の形を象るもの。
- (4) 飢餓に備えて蓄えてあった米を配ること。
- (5) 太政官によって公布された明治初期の法令。
- (6) 天皇の誕生日を祝う日。
- (7) 批評社『「愛国心」の研究』柿沼昌芳、永野垣雄、批評社、2004 年、p 142。
- (8) 民主党所属の都議会議員。都議会民主党総務会長。
- (9) 産経新聞社『正論』2004 年、6 月号、p 125。
- (10) 前掲『「愛国心」の研究』、p 82、83。
- (11) 前掲『正論』、p 115。
- (12) 日本国憲法第 19 条で定められた権利。自由権の一つ。
- (13) 前掲『正論』、p 124。
- (14) 石原慎太郎。減東京都知事。
- (15) 1999 年春、「国旗・国歌法制化」の直前に、日野市の小学校の音楽専科教員（当時）が、入学式の「君が代」ピアノ伴奏を拒否し戒告処分受け、その処分は不当であると撤回を求めた裁判。
- (16) 県立高等学校の三人の社会科教諭が、授業における教科書の不使用、学習指導要領の脱、一律評価等を理由に、県教育委員会から懲戒免職処分を受けたため、その取消を求めた裁判。
- (17) 土屋たかゆきホームページ <http://www2u.biglobe.ne.jp/~t-tutiya/enter.html>

第四章 文化・伝統に関する保守主義の主張

1. 「日本の教育改革」有識者懇談会の議論から

はじめに

自民党は教育基本法改正にあたり「公共心、伝統や文化を尊重し、郷土や国を愛する心を養い育てる」¹という理念が必要であるとし、今年4月に出された教育基本法改正案に「伝統と文化を尊重し」という言葉を入れた。また本研究で集めた保守主義的な教育者の主張をみていくと「伝統文化の尊重」を掲げているものが多い。これらの事実から「伝統文化の尊重」について追求していくことは保守主義的な教育を考える上で重要な手がかりになると考え、本章では文化・伝統に関する項目を扱うこととなった。そして私の担当においては「日本の教育改革」有識者懇談会（略称「民間教育臨調」）の会員の発言から、保守主義者の主張する「伝統・文化」とは何なのか、またなぜ尊重しなければならないのかを探っていく。

「日本の教育改革」有識者懇談会は「改めてわが国の光輝ある歴史と伝統に基づく教育理念の再構築と、それに伴う教育政策の改正」²に取り組むために民間有識者を集め、平成14年に設立され、会長は西澤潤一（首都大学東京学長）、副会長は石井公一郎（元ブリヂストンサイクル社長）である。懇談会は教育理念部会、学校教育部会、家庭教育部会、教育制度部会の4つの部会にわかれており、それぞれの部会長は金井肇（日本教育文化研究所所長）、村田昇（滋賀大学名誉教授）、林道義（東京女子大学教授）、小林正（元参議院議員）である。日本最大規模の保守主義、民族主義系の政治・言論団体と言われている日本会議³の役員が4割近くが名を連ねており、役員も多くは大学教授や民間企業人だが、設立大会記念シンポジウムでは中曽根元首相と森元首相から祝電が寄せられるなど政治家との関連も強い。主に教育基本法改正のために活動をしており、集会やシンポジウムを開催している。

国家存続を理由とする発言

これから個別に発言をみていくことにするが、「伝統・文化の尊重」理由によって3つのタイプにわけた。一つ目は本節の国家存続を理由とするもの、二つ目はナショナル・アイデンティティの確立を理由とするもの、三つ目はその他の理由のものである。

杉原志啓（学習院女子大学講師）は日本政治思想史学者であり音楽評論家である。彼は民間教育臨調の本の中で「歴史・伝統・国家」の節を担当し、伝統文化を尊重する必要性について述べている。⁴

教育とは長期的な視点に立たなければ成果が見えないため、政治的情勢や社会的変化に流されることなく人間の内在価値や精神を強く保とうとする強い意思こそが後世の人間に影響をおよぼし、時代ごとの思潮や時流に影響されない伝統の保持という課題と大きく関係しているとする。そして坂本多加雄⁵の著書から次の文章を引用している。

「伝統」とは、古くからある本来の形態や様式をそのまま保存・維持していくことではない。過去の歴史的遺物や、あるいは生活様式・芸術・学問・精神などは、要するに過去を想起する素材に過ぎない。そもそもまた「伝統」とは、常に「創られ」続けていくものである。なぜなら「伝統」の維持とは、それまでの形態や様式の本質と思われる部分を、各時代ごとに解釈を通し、新たな形を与えて、その活性化を図ることにほかならない。⁶

近代国民国家はこの「伝統の創造」によって形成される面が強く、仮にこの「創造」が不可能になったりした場合、国家形成も失敗する。よって私たちは「伝統」の尊重と創造＝伝統の活性化を常に図っていかなければならないというわけである。⁷

これらの考えを引用し、杉原は国家の形成、存続にとって伝統は必要であるとし、伝統を尊重する意味を示している。また、小堀桂一郎（明星大学教授）と木村貴志（福岡教育連盟事務局長）の対談でも似たような発言が見られた。現代の高度信頼社会、競争社会の中においてそれを支えるものは共同体の中で生きていくための道徳であるという話から、木村は

結局は人生の意味や命の価値といったものも、自らの属する歴史の連続性の中でしか確認できないのだと思います。自分以外の諸々、歴史や伝統や自然といったものとの関係を無視したところで人は生きられない。⁸

と、共同体の中で生きていく個人と伝統の関係について述べている。さらに小堀は

常に繰り返し繰り返し、伝統に新たな息を入れ、新たな力を入れて再生していかなければ日本国は本当に危うい。そう考えると日本人を育てる教育の一番の根幹は伝統です。⁹

と言い、それに対して木村が

伝統への回帰というのは、実は“新しい適応”のために不可欠なのだと思います。日本人としての時間軸、伝統は敗戦で断絶させられそうになった。教育にしてもそれま

では「日本人を育てる」ということを日本社会は常に意識してきたと思うんです。抽象的な人間ではなくて、日本という国の永続のために日本人を育てる。それがアメリカの占領政策は、そこに何か観念上想定された“理想的な人間”というものを持ち込んできた。そして、その価値観に基づいて憲法や教育基本法をつくり、日本人ではない無国籍の人間を育て始めた。その流れで戦後ずっとやってきたことが、国語軽視や伝統否定につながっているのだと思います。¹⁰

と述べている。とくに小堀の発言から、伝統は日本人らしい国を作る上で重要なものだと読み取れる。しかし同じ対談でこの前に小堀は「やはり（教育の）根幹は道德教育以外にはない」¹¹ という発言をしており、ここで伝統イコール道德という図式が成り立つが、そのようなことは一切触れていない。これらの発言は対談であり、論理的でない点に注意しなければならない。

ナショナル・アイデンティティの確立を理由とする発言

中西輝政（京都大学教授）は、「日本の教育改革」有識者懇談会のシンポジウムで、現代のグローバリゼーションの話から

こういう時こそ、日本人が自分たちの歴史認識や文化に対してちゃんとした座標軸を持たなくてはいけなくなっていることは、議論の余地がないところでしょう。つまり、「あらゆる国のどんな文化も歴史認識も尊重しましょう。でも、日本としての基本の座標軸、アイデンティティとはこういうものです」と対外的にちゃんと提示する必要がある。また多文化の社会になるということは、バラエティを尊重するということとともに、その中で主流の文化はこれです、と教育の場でしっかりと教える必要が強くなるということです。（中略）そういう意味で、今後は世界のどの国も自己の伝統的な文化を互いに尊重すると同時に、過去の歴史上の他国とのさまざまな戦争体験や歴史観の違いは違いとして相対化し、全体的に大きなバランス、成熟した考えをもって交流する環境が徐々に定着していくと思います。¹²

と述べ、ナショナル・アイデンティティを確立するためには自国の伝統文化を尊重する必要があるとしている。

さらに佐藤健二（東京都教師会会長）は日本文化の要は祖先崇拝であるとし、各地の祭りや人々の結びつき、年中行事と家族の結びつきが現代でも見られることは幸せなことだと述べたのち、

家族の心、村や町といった地域の心、広くは国民の心、そして人と神（超越的存在）との心を、季節季節に行われる多彩な祭りが一つに結び合わせるのである。このよう

な心意の共有を基盤として、教育は国民意識を育て、日本人のナショナル・アイデンティティを育成する大きな力となるのである。

我々はあらためて伝統文化の力を認識し、その継承に努力すべきである。¹³

とし、はっきりと伝統が日本人のナショナル・アイデンティティを育成するとはっきりと述べている。

また金井肇（教育理念部会部会長、日本教育文化研究所所長）は日本の伝統文化がなぜ軽んじられているかという、教科書に反映されるような自虐的な史観によって日本の歴史をおとしめる人が多いからだとしている。そしてなぜそれがいけないかという「わが国の国民であることに自信を失い、活力をもっていきることができない人間が増え、人間らしい誇りをもたず、目先の利益にのみ動かされる人間が増えれば、わが国は国としてのまとまりを失い、弱体化する」¹⁴からだという。この部分は第1節の国家の存続を理由とする発言に近い。そしてさらに「わが国の歴史の全体像を知れば、複眼的に世界史の中で広くわが国の歩みと果たしてきた事跡とを知れば、わが国とその国民であることに自信と誇りをもつことができる。正しい愛国心をもって初めて国際理解を深めることができ、国際社会に貢献することができる。」¹⁵とし、正しい歴史認識から愛国心、そして国際社会への貢献につなげている。¹⁶

また日本人の生き方の根底には精神的な清らかさ、美しさ、気高さがあり、これらが失われれば日本の社会が崩壊するだけでなく、国としての存立も危うくなるという。幕末に日本が植民地化を免れたのは当時の日本人の気高さがあったからだという見方を持ち出し、この精神文化の大切さを強調している。また精神的気高さを象徴しているのは万世一系の皇室であり、多くの国民が皇室を尊重しているとして日本の精神文化が底流ではなお健在だとも述べている。さらに伝統的な精神文化として「和」の精神も持ち出し、日本人の集団志向は欧米の個人志向に劣るものではなく、むしろ自然破壊の問題の深刻さを見れば自然とも調和していくという態度の重要さがわかるとしている。これらの精神文化の必要性から伝統文化の尊重を強調し、「諸外国の慣習や文化はそれぞれの個性として尊重し、わが国の伝統文化は大切なものとして保持する。それによってわが国の自己同一性が保たれ、異なる文化の理解や国際理解も進むのである。」¹⁷としている。金井も伝統文化を大切にすることがナショナル・アイデンティティ（わが国の自己同一性）の保持につながるとしている。

その他の理由の発言

高橋史朗（明星大学教授）は教育基本法改正で「伝統文化の継承」「愛国心の涵養」「道徳教育の振興」を新たに教育理念にもりこむ必要があると主張し、

愛国心の土台となるものは、自分が生まれ育った家族、郷土、自然、慣習、伝統、文

化など、人間が自然にもっている愛着心である。¹⁸

と、伝統や文化とは愛国心につながるものだとしている。そして基本法改正の理念において大切なのは「家族や郷土、国という共同体という横軸と、先祖から子孫へと至る縦軸の「つながりの中で生きる個」の実現という視点」¹⁹だという。つまり高橋の主張においては伝統文化を尊重することは、共同体や先祖とのつながりを意識し、尊重することである。

また、林道義（家庭教育部会長、元東京女子大学教授）は反フェミニズム論者であり、夫婦別姓を「日本文化の型を崩す暴挙」²⁰と呼ぶほどである。林は昔ながらの日本の家族形態を守るべき日本文化ととらえており、

共同体でのつながりとか、家族の絆とかをなくしてしまった人たちが何に走っていくかという、権力なんです。権力欲、出世欲が強くなっていく。²¹

とし、日本文化を壊す危険性を述べている。

高橋と林の意見を合わせると、伝統文化を尊重しないと共同体のつながりが希薄になり、個人が権力に走ってしまうため伝統文化は尊重する必要があるという主張になる。ただ権力欲、出世欲が強いとどうよくないのかについて林は「本当に取り返しのつかない社会をつくってしまうことになる」²²としか説明していない。

むすび

これまで保守主義者の主張をみてきたが、大きくまとめると彼らは伝統を共同体（国）の歴史的つながり、文化を同時代的つながりで見なしているようだ。またそれらが尊重されないと国家の存続、形成が困難になりナショナル・アイデンティティが喪失される、つまり共同体のハード面とソフト面が機能しなくなると考えている。

確かに日本という共同体で生きていくためには伝統文化を尊重していくことは大事であり、それは保守主義者でない人もとくに反対する理由はない。日本が培ってきた文化は素晴らしいし、各地で行われる伝統行事はこれからもずっと続いてほしいと思わない人はいないだろう。しかし伝統文化を固持し、変化のない社会を望むことばかりがよいのだろうか。伝統を守ることは変化すること以上に絶対的な価値があるのだろうか。私はそうではないと思う。それでは共同体の発展が望めず、大きな視点で見ると人類の進歩につながらないからだ。伝統文化を大切にしようという考えは伝統文化にとらわれず新しいものを作っていこうという考えと同価値を持つ考えであり、どちらが正しいといったものではなくどちらも必要な考えである。ここで取り上げた保守主義者の主張のように、伝統文化を尊重すればすべての問題が解決されるものではない。よって私は保守主義者のいう伝統文化の尊重は正しいが、それをことさらに強調することは間違いであるということはこの研究を通して主張したい。

〔注〕

- (1) ホームページ <http://www.jimin.jp/jimin/closeup/2084/closeup.html>
- (2) ホームページ <http://www.kyouikukaikaku.net>
- (3) ホームページ <http://www.nipponkaigi.org/>
- (4) 西澤潤一監修『日本の教育改革をどう構想するか 民間教育臨調の提言① 教育理念の再生』学事出版株式会社、2006年。
- (5) 坂本多加雄(1950-2002年)政治学者、元学習院大学法学部教授。「新しい歴史教科書をつくる会」理事、「追悼・平和記念のための記念碑等の在り方を考える懇談会」委員。保守派の論客として知られる。
- (6) 前掲『日本の教育改革をどう構想するか 民間教育臨調の提言① 教育理念の再生』32頁。
- (7) 同上、32頁。
- (8) 産経新聞社『正論』2002年5月号、240頁。
- (9) 同上、240頁。
- (10) 同上、240頁。
- (11) 産経新聞社『正論』2002年5月号、239頁。
- (12) 文藝春秋社『諸君!』2003年4月号、171頁。
- (13) 西澤潤一監修『日本の教育改革をどう構想するか 民間教育臨調の提言③ 家庭教育の再生』学事出版株式会社、2006年、115頁。
- (14) (日本の教育改革) 有識者懇談会『なぜいま教育基本法改正か 子供たちの未来を救うために』PHP研究所、2004年、110頁。
- (15) 前掲『なぜ今教育基本法か 子供たちの未来を救うために』111頁。
- (16) 愛国心から国際理解へという同様の論理展開は高橋史郎も行っている。愛国心から国旗・国歌の尊重が生まれるとして「自国の国旗や国歌を粗末に扱うことが他国の国旗や国歌をも尊重しない歪んだ精神を生み、ひいては他国の人々の名誉や誇りを理解できない日本の若者を生み出すことになる」(産経新聞社『正論』2004年7月号、269頁。)と述べている。
- (17) 前掲『なぜ今教育基本法改正か 子供たちの未来を救うために』114-115頁。
- (18) 産経新聞社『正論』2004年7月号、268頁。
- (19) 産経新聞社『正論』2004年7月号、270頁。
- (20) 産経新聞社『正論』2002年1月号、283頁。
- (21) 産経新聞社『正論』2000年3月号、263頁。
- (22) 同上、263頁。

<上西あい>

2. 保守系政治家たちの議論から

はじめに

政府は、2006年4月28日に教育基本法の改正案を閣議決定し、国会に提出した。改正の理由としては、「子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下」¹を挙げている。そして、教育の目標の一つに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」²を法案に盛り込んでいる。しかし、この教育基本法改正の動きは今に始まったことではなく、2000年3月に設けられた内閣総理大臣の私的諮問機関である教育改革国民会議が12月に教育基本法の見直しを提言したことから本格的に始まった。それ以前にも、第三章で取り上げられた中曽根康弘に代表されるように保守系政治家たちの間では教育基本法の内容について議論がなされていた。そして、その議論には「伝統・文化の尊重」という文言を入れるべきだという意見が挙がる。

本論では保守政党政治家の議論から彼らの考える伝統・文化が何を指しているのか、そして何故彼らが伝統・文化を尊重すべきだと考えるのかを考察する。

中曽根康弘の発言

中曽根康弘は1982年に内閣総理大臣に就任した。彼が首相だった1980年代には、公明党や日教組の反対があったために、教育基本法改正は打ち出されず、教育基本法の枠内での改革に留められた。しかし、以下の発言にもあるように中曽根は教育基本法改正に積極的である政治家の一人である。次の文章は2000年に出版された本からの引用である。

この社会のバブルの崩壊がいまの教育崩壊の根底にあるのです。たとえば政治、財界、官庁の至るところに汚職が蔓延しました。あるいは学校においては学級崩壊や、女子学生の援助交際や、中学生、高校生の殺人事件が頻発しています。これらすべてのことは戦後五十年経った日本の文明病からきているのです。いうなれば、政治家も経済人も教育者も、すなわち日本国民全体がこの文明病にかかっているのです。だから、この文明病を治すことから改革をはじめなければなりません。……教育改革国民会議では、教育基本法も見直さなければなりません。いまの教育基本法は、昭和二十二年、アメリカの占領下でできたものです。……この教育基本法は内容的には民主的で立派なものです。……しかし、そこには、歴史や伝統、あるいは共同体という概念がなく、個人という概念が全面的に表に出てきています。だから民族がもっている歴史的な伝統的な文化的な背景というものはまったくない、書かれていません³。

以上のように中曽根も現在の政府が主張しているのと同じように、2000年当時の社会問題を引き合いに出してその原因を教育基本法にあるとしている。そして、伝統と文化の記

述を必要としている。

では、中曽根の言う伝統・文化とは一体何なのか。中曽根は自著の中で次のように述べている。

いま梅原さんは、何が日本のアイデンティティかと問うとき、天皇制もさることながら縄文時代からの心の流れのほうを重視すべきだといわれました。そういう面は源流として確かにあるとは思いますが、しかしやはり、集団あるいは共同生活体として日本人が独自に形成した天皇制について考えねばなりません。……もう一つ忘れてはならないのは、わび、さび、もののあわれといった、日本人の感受性です。これは日本独自のものだと思います。それこそ縄文時代からの歴史の中で、自然の水や空気や光で育まれてきたこういう感受性が日本人には DNA の中に組み込まれてしまっている。時たま来る台風も貢献している。それが、歌舞伎や、茶道、華道の中に、あるいは日常の挙措の中に、現在も生きているわけです⁴。

彼が教育基本法改正の中に盛り込もうとしていた伝統・文化が指すものは「天皇制」だと考えられる。それに付け加えて「わび、さび、もののあわれといった、日本人の感受性」「歌舞伎や茶道、華道」を挙げている。

教育基本法における「歴史的な伝統的な文化的な背景」の無記述 → 社会問題 → 教育基本法改正

//

天皇制・わび・さび・もののあわれ・歌舞伎・茶道・華道

森喜朗の発言

森喜朗は 2000 年に内閣総理大臣に就任し、小渕恵三内閣に引き続き教育改革国民会議を開催し、教育基本法改正を提言した。森も中曽根と同様、教育基本法改正の理由として次のような社会問題を挙げている。

頻発する青少年の凶悪犯罪、いじめ、不登校、学級崩壊、校内暴力・家庭内暴力、キレる子供、学力低下……。まだある。援助交際、薬物中毒、引きこもり……。今日の教育荒廃の実態は、もはやここでいちいちあげつらうまでもないほど、毎日のように人々の耳目に触れている⁵。

そして以上のような問題が起きる原因が教育基本法にあると述べている。

教育の荒廃の原因はさまざまに指摘されている。しかし、私はその大きな原因の一つに、戦後教育が本質的に抱え込んできた問題があることを指摘しておきたい。戦後教

育の理念を謳った現行の教育基本法には、道徳教育の理念が欠落しているという問題である。原点には GHQ による日本の占領統治政策がある。アメリカは、教育を通じて日本の精神的弱体化を図ろうとした。GHQ は、戦前の日本の歴史・伝統・文化の連続性の分断を図り、それまでの日本人の精神的支柱を根こそぎ抜き取った⁶。

森は、教育基本法には道徳教育の理念が欠落しているとし、それが教育の荒廃の大きな原因の一つと考えている。そして、道徳教育の理念の欠落の根本の原因を GHQ の占領統治政策にあるとしている。しかし、GHQ の一方的な押し付けで戦後の教育改革が行われたわけでないという考えもある中で、以上のような主張をするのはあまりにも主観的である。

また、教育基本法に取り入れるべき文言は「『国家』『郷土』『文化』『家族』『自然の尊重』」⁷だと述べる。では、森の考える伝統・文化とは何を指すのだろうか。森は神道政治連盟国会議員懇談会⁸の役員をしているのだが、その会の主な取り組みとして「世界に誇る皇室と日本の文化伝統を大切にす社会づくりを目指します」⁹という内容が挙げられている。ここでも中曽根と同じように「皇室、天皇制」を守るべきだと考えているのだ。

何故、伝統・文化を尊重すべきかという点に関しては、

近年は、経済のグローバル化が進み、情報技術もめざましく発達・普及しています。そして、世界平和や地球環境の保全を求めるための取り組みの中で、国家の枠を越えた交流活動も盛んになっています。ここで大切な視点は、国家に対する帰属意識は、自己の主体性の原点でもあり、その確立なくして真の国際交流も、異文化理解も成し得ないということです。教育の指針である教育基本法に「教育の目標」として、「伝統文化の尊重」とともに「愛国心の涵養」を明記することに何の躊躇もありません¹⁰。

とし、世界に通用する日本を作り上げる手段として伝統・文化を捉えている。但し、「伝統文化の尊重」と「愛国心の涵養」によって真の国際交流や異文化理解が本当にできるのかについては述べられていない。

GHQによる占領統治政策

→ 教育基本法における「道徳教育の理念」の欠落 → 社会問題 → 教育基本法改正

//

日本の歴史・伝統・文化の連続性、皇室

町村信孝の発言

町村信孝は、2000年に文部大臣及び科学技術庁長官に就任し、そして、2001年に文部省と科学技術庁が統合された後は文部科学大臣を務めた。町村は自著の中で自らを保守主

義者と名乗っている¹¹。そして、中曽根、森と同じように、「伝統・文化」の重要性を唱え、それを伝えるために現代の社会問題を取り上げている。文部科学広報においては、「少子化や都市化の進展、家庭や地域社会の『教育力』の著しい低下などを背景としたいじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な少年犯罪の続発。また、科学技術の急速な発展、経済社会のグローバル化、情報化など社会が大きく変化する中で、これまでの教育システムが時代や社会の進展から残される」¹²と社会問題を指摘し、問題の解決策を次のように示している。

私はいま日本人が取り戻すべきは、元来日本人に備わった「凜として美しい」姿勢であると考えています。またそれは、「国家としての品格」と言ってもよい。われわれは一人当たり国民総生産世界一を目指して生きているわけではありません。われわれは高い品格の国家を目指すべきだと、私は思います。日本固有の美しい自然、誇るに足る歴史、伝統、文化、これこそ品格と言ってもよい。日常の立ち居振る舞いも、言葉遣いもその中に含まれるでしょう。そこに、日本人としての自信も、矜持も生まれる¹³。

中曽根と森が述べていた「天皇制、皇室」についても同じように重要視している。

わが日本国を考えると、長い歴史の中でときに危機的状況もありましたが、これまでに十分にリレーは機能していたと思います。その機能が働いていたことの象徴が「皇室」です。二千年余に亘り連綿として続いてきたのです。これは世界にもっとも誇ることのできる先人の努力の賜です。このような国家は世界の中でも希です。ですから大事なことは、過去の日本を一方向的に否定したり、断罪したりするのではなく、過去に生きた方々の成功も失敗も呑み込んで、過去を愛おしみ、過去に学ぶことであると思います¹⁴。

町村は教育における問題を含め、日本が抱えているさまざまな社会問題の原因は伝統、文化、歴史、自然、そして「凜として美しい」姿勢を失いつつあることだとし、問題を解決するためにそれらの「皇室」に代表される日本的なものを保存、継承、発展させようとしている。

「凜として美しい姿勢」

「凜として美しい姿勢」

「国家としての品格」の喪失 → 社会問題 → 「国家としての品格」の回復

//

//

日本固有の美しい自然、歴史、伝統、文化、日常の立ち居振る舞い、言葉遣い、皇室

安倍晋三の発言

安倍晋三は 2006 年 9 月に内閣総理大臣に就任し、「私が総理になった暁には、まず教育

改革に着手したい。目の前にある教育基本法の改正案を成立させる。さらに教育の再生の施策をまとめていきたい」¹⁵と教育基本改正に力を入れている政治家の一人である。そして、伝統・文化の大切さにも言及している。

私が目指すこの国のかたちは、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた、「美しい国、日本」であります。この「美しい国」の姿を、私は次のように考えます。一つ目は、文化、伝統、自然、歴史を大切にする国であります。二つ目は、自由な社会を基本とし、規律を知る、凜（りん）とした国であります。三つ目は、未来へ向かって成長するエネルギーを持ち続ける国であります。四つ目は、世界に信頼され、尊敬され、愛される、リーダーシップのある国であります¹⁶。

これは2006年9月29日に行われた初の所信表明における演説から引用したものである。ここでは、文化・伝統が何を指すかを具体的には説明していないが、伝統・文化の大切さは強く主張している。そして、同じ演説の中で教育における問題を挙げ、中曽根や森と同じように教育基本法の改正へと論を展開している。

私が目指す「美しい国、日本」を実現するためには、次代を背負って立つ子どもや若者の育成が不可欠です。ところが、近年、子どものモラルや学ぶ意欲が低下しており、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下も指摘されています。教育の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家、社会をつくることです。吉田松陰は、わずか3年ほどの間に、若い長州藩士に志を持たせる教育を行い、有為な人材を多数輩出しました。小さな松下村塾が「明治維新胎動の地」となったのです。家族、地域、国、そして命を大切にする、豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間の育成に向け、教育再生に直ちに取り組みます。まず、**教育基本法案**の早期成立を期します¹⁷。

教育基本法の中に、「伝統・文化」という文言を入れるべきであるという意見は以下の対談内容からも分かる。

（教育基本法には）一見、立派なことが書いてある。事実、立派なことが書かれてあるのですが、これは、個人の権利等々を書いてあって、急に人類普遍の価値に飛ぶんですね。原理に飛んでいく。そこには、大切にしなければならぬ家族であったり、あるいは郷土であったり、あるいは自分たちが紡いできた歴史や伝統や文化であったり、そして国であったり、そういうことがすっぽりと抜け落ちている。そこをしっかりと子どもたちに教えていくことはとっても大切ではないか。日本人として生まれたことに誇りを持つことについで、そうしたこともやっぱり教えていくことが大切ではない

か¹⁸。

安倍首相は繰り返し「美しい国、日本」を目指すと発言し、自分の内閣を「美しい国づくり内閣」と命名しているが、この日本像は「教育の再生」論と深く結びついている。つまり、「美しい国、日本」の再生、再興のために、「美しい日本人づくり」のための「教育再生」が不可欠ということなのである。安倍首相は、先にも示したように「美しい国、日本」を四点に整理しているが、現行の教育基本法には「美しい国、日本」の担い手をつくる部分がないと考え、現行法を批判しながら、現行法を改定しようとしているのである。また、安倍首相は、自著の中で「日本では、天皇を縦糸として歴史という長いタペストリーが織られてきたのは事実」¹⁹「日本の国柄をあらわす根幹が天皇制である」²⁰と述べている。つまり、彼は、天皇制を中心とする「伝統や文化や歴史を大切に作る」教育を考えているのである。

教育基本法における「歴史や伝統や文化」の抜け落ち → 社会問題 → 「美しい国、日本」の再生
//
教育基本法改正
天皇制

むすび

このように四名だけではあるが、伝統・文化に関する保守政党の政治家の発言を追っていくと次の点が共通していることが明らかとなる。

第一点は論の展開方法である。少年少女の犯罪や学力低下などの問題がある度に、教育基本法を元にした戦後教育が悪いという議論だ。そして教育基本法改正を主張し、そこに「伝統・文化の尊重」という文言を入れようとしている。

第二点は「伝統・文化」の指すものである。伝統・文化の定義をはっきり述べていた政治家はいなかったのだが、日本を強調するものを指しているのが共通している。その具体的なものとして四名が共通して挙げていたのが「皇室、天皇制」である。皇室や天皇制を日本的なものと考えてそれらを尊重すべきとっているのだから、保守政党の政治家の考えとしては、日本というものを国民に意識させ、さらにそこへの帰属意識を高めさせようということなのだ。では、それは何の為だろうか。

それは、これまでの政治家の発言にあったように教育を含む現在の社会問題を解決するため一つであろう。但し、どの政治家にも共通することだが、「伝統・文化の尊重」によって「美しい日本人」「凛とした姿勢」をした日本人が育ち、社会の問題が解決され、世界にも通用する日本となるという考えには、論理的な説明を加えていないのだ。彼らは伝統・文化を含む日本的なものがすばらしいと思ひ込み、その思ひ込みによって論を進めているのである。これを第三の共通点と考えることができる。

[注]

- (1) http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan/siryo/setsumei.pdf
- (2) 同上。
- (3) 中曽根康弘『二十一世紀 日本の国家戦略』PHP 研究所、2000 年、190 頁。
- (4) 中曽根康弘、梅原猛『政治と哲学：日本人の新たなる使命を求めて』PHP 研究所、1996 年、149-150 頁。
- (5) 清和政策研究会『人づくりは国の根幹です！—教育基本法改正へ5つの提言』中経出版、2002 年、22 頁。
- (6) 同上、23-24 頁。
- (7) 同上、47 頁。
- (8) 略称・神政連。世界に誇る日本の文化・伝統を後世に正しく伝えることを目的に、1969 年に結成された団体。
- (9) <http://www.sinseiren.org/>
- (10) 同上。
- (11) 町村信孝『保守の論理—「凜として美しい日本」をつくる』PHP 研究所、2005 年、18 頁。
- (12) 文部科学省大臣官房『文部科学広報』2001 年 2 月 26 日。
- (13) 前掲『保守の論理—「凜として美しい日本」をつくる』、60 頁。
- (14) 同上、18-19 頁。
- (15) 安倍晋三「『総理』という大志」(『週刊新潮』28 号、新潮社、2006 年、所収)。
- (16) <http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2006/09/29syosin.html>
- (17) 同上。
- (18) B 対談「サミット後に私の考えを—これからの政治—」(『じゅん刊・世界と日本』第 1070 号、内外ニュース社、2006 年、所収) 47 頁。
- (19) 安倍晋三『美しい日本へ』文芸新書、2006 年、84 頁。
- (20) B 同上、101 頁。

<大川裕子>

3. 日本語教育論から

はじめに

世界の公用語は英語である。その英語を身につけさせるために、新学習指導要領において小学校から英語教科を必修化させようとする動きがある。¹しかし、そのことについて否定的意見を述べた人物がいる。伊吹文部科学大臣である。2006年10月3日のニュースによれば、

新学習指導要領の焦点の一つになっている小学校での英語必修化について、伊吹文部科学相は9月27日、「私は必修化する必要は全くないと思う。美しい日本語ができないのに、外国の言葉をやったってダメ」と話し、否定的な見解を示した。

小学校英語をめぐるのは、文科相の諮問機関である中央教育審議会の専門部会が今年3月、5年生から週1時間程度の必修化を提言、中教審で議論が進められている。

伊吹文科相は小学校での教育について、「最低限の日本語の能力が身につけていない現状がある」と指摘。必修化については、中教審の最終答申までに、この現状が改められることが条件になるとの認識を示した。²

と、伊吹文部科学省大臣は日本語の重要性を説いた。他にも日本語能力の低下を嘆き、日本語教育の必要性が大切であるとする識者は多い。しかし、それは単なる日本語の用法や文法の誤りを嘆くものではなく、背後に保守思想が存在するものもある。そこで、日本語教育という視点から、そこにみられる数名の保守的な主張と思考様式、目指すものを探っていきたいと思う。どの保守主義者の発言を載せるかを決めるにあたり、次の点を考慮した。①日本語の文法、語法の誤りを嘆くものではない発言。②日本語の大切さを教育で伝えるべきだという主張のあるもの。③日本語を大事にするという主張に対して発言者の思考が明確に記述されているもの。この3点を基準として日本語教育に関する論文をみていくと、吉澤義則、鶴川昇、篠澤秀夫、藤原正彦の四者が該当したので、紹介する。ちなみに、明治期における日本語教育の保守的主張は、第二章「国家と教育」の「はじめに」において紹介されているので、そちらも参考にされたい。

吉澤義則³の主張

「國語愛と大和魂」という論文が『国語・国文』に掲載されたのは、戦時中のことである。その主張を見てみよう。

我が國において國語愛の最も熾盛であつた時代は貞觀時代を基點とする國民精神作興時代であつたと思ふ。國語愛は自ら國民精神と深いつながりを持ってゐる。近來時々耳にするパパ・ママ問題の如きも、どうかすると子供言葉として輕視されがちである

が、考へやうによっては重大な意味が含まれてゐると思ふ。⁴

という文章で始まっている。中国より漢語が輸入されたが、近親を呼ぶ言葉には漢語は一語も混じっていなかったという。「いふまでもなくわが國の家族制には特別の意義がある。その族長を呼ぶ名にやすゝと外國語を取入れるということは寒心すべき疑義が存すると思ふ。⁵」と、家族の呼び名に外國語が混じることに危機感を募らせている。そして、「國語は國民精神と密接な交渉を持っている事ぐらひはわかっている筈と思ふから、言葉の上には注意を拂つて、國民教育の上にも、もう少し國語愛の意義を徹底させてもらひたいやうに思ふのである。⁶」と、続けている。

教育に関する提言は、以上のとおりであるが、後の考察において思考様式を理解するために、要旨を述べる。源氏物語において「大和魂」ということばが初めて見られる。そして「大和魂」は、漢語の「才（ザエ）」という芸能、技能を示す言葉と対立的に用いられたという。「ヤマト」は漢語の影響を受けていない表現であるから、「大和魂」は、「生粋の日本國民精神⁷」という意味であるという。つまり、戦時中用いられた「大和魂」には、「支那文化精神⁸」の影響を受けていないと吉澤は強調する。漢文学に傾倒した弘仁時代までとは違い、貞観時代は日本文化と支那文化を静観し、両方の長所を認識したという。したがって、「文化の上から見ても立派に獨立すべき日本⁹」の再認識には、「こせゝした排外の思想は微塵もないのである。¹⁰」と述べている。そして「その歡喜にひたつたといふまでである。」と続けている。とはいえ、「支那の文化に酔ひ¹¹」、「國語の価値を忘れ果てて¹²」、「漢語の洗練に魂を奪はれていた¹³」という表現があることから、吉澤には「こせゝした排外の思想は微塵もない」とはいえないことがわかる。日本語は漢語の影響が大きいですが、その中でも「大和魂」という言葉は日本純粹のものであると、言葉の意味の観点から述べたのである。

鶴川昇¹⁴の主張

鶴川は自著『國語力 知力をつける 人間力をつける』（海竜社）の中で、次のように述べている。

日本は、日本独自のやり方で日本のアイデンティティを守っていけばいいのです。日本のアイデンティティは、國語教育を推進していくことで守られます。……（中略）……日本の文化や日本の伝統に触れることによって、「もっと理解をしたい。理解するためには、文法も必要だし暗記しなければならないこともあるんだ」と、自分自身が納得できるように仕向けていくことを目指すべきなのです。¹⁵

なぜに國語教育推進でアイデンティティが守れるのか。「少なくとも日本人として生きる一人一人の國民にとって、世界が狭くなるほど自分の存在価値、よく言われるアイデンテ

ィティの確立が必要であり、そのためにはまず、自分の一番身近なところにある対象として、『国語力』を磨こうではないかと私は言いたいのです。16」と述べている。

日本の文化・伝統に触れなければならない理由は、「社会に出て、とくに外国人と渡り合う場合などで、相手から見下されるのは外国語力がないことではなく、自国語や自国文化に対する素養のなさです。17」、「よく言われることですが、留学生が海外に行って気づくことは、一生懸命勉強してきたその国の文化・風土・社会より、自分の国のそれらに関して知らなかったことで恥をかくということです。18」と、海外で日本文化に対する教養が求められることを述べている。また、日産自動車のカルロス・ゴーン氏とかつての日本代表サッカーの監督であるトルシエ氏の成功の秘訣を「自国（フランス）文化に絶対の誇りを持っている 19」ことであると鶴川氏は考えている。上記の 2 人は自国語と哲学を徹底して叩き込まれる教育を受けていて、彼らの優れたもの全ては国語に対する姿勢から生まれたと述べている。ただし、ここで問題なのは、自国語を完璧に習熟すれば、また自国文化に絶対の誇りを持てば、誰でも優秀な指導者になり得るのか、ということである。この部分に関しては論に飛躍があるように思う。

また、成人式について興味深い記述がある。近年の成人式では騒動が起きているが、それは成人式の本来の意味を取り違えているからだという。「成人式は若者たちが晴れ着を着て、同窓会のように集い、そして企画された楽しい催しを観るなどという、若者たちのご機嫌をとるためのもの 20」だと考えてしまうが、本来成人の日は『礼記』の「二十を弱といい冠す」が由来であるようだ。つまり、鶴川氏は成人の日の由来、本来の式の意味を若者に正しく伝えれば、本来の趣旨の儀式に戻したり、成人式で起こる暴走にブレーキをかけられたりできると考えている。最後に「日本の伝統行事を正しく守っていく方向で行動すべきだ 21」という言葉で結んでいる。

篠澤秀夫 22 の主張

篠澤は、フランス文学を専攻しているが、それは日本の戦争における「敵の精神」を学ぶためであった。「日本の息吹」という雑誌において、篠澤秀夫を日本会議の記者がインタビューした記事をもとに、主張を見て行きたい。戦後、アメリカの兵に「兵隊さん」と「さん」付けで呼ぶ新聞を見て、「精神においても負けたのだ」と考えた。それならば、「敵の精神」、つまりヨーロッパ精神を知ろうという気持ちが、フランス語を学ぶきっかけとなったという。そのフランスと日本の最大の共通点は、

さて、フランスと日本の最大の共通点は？と聞かれたら、共通語の普及が徹底していることと答えたい。フランスほど母国語を大切にし、その普及に力を注いでいる国はない。国語の普及は国防なんです。フランス語が「フランスはひとつ」という統一感をより支えている。つまりフランスのアイデンティティはフランス語だ、と断言している。だからフランス文学専攻というと、理屈抜きで尊敬されます。23

つまり、母国語を大切にすれば、国全体が統一し、国防につながるということを、フランスを例に挙げて述べている。「フランスのアイデンティティはフランス語」という論理ならば、「日本のアイデンティティは日本語」ともいえるわけである。それを受けて「国語の軽視は、自国の文化の否定の風潮につながります。24」と、日本会議の記者は述べている。その日本のアイデンティティは、どこへつながるのであろうか。愛国心である。

私は霞ヶ浦の特攻隊の記念館に行ったことがあります。そこに展示されている写真の中の出撃前の青年たちの目は、なんと澄んで美しいことでしょう。彼らは日本のアイデンティティを確かめるために、死ぬことを受け入れた。……つまり、彼らは自分の家族のためだけでなく、見たこともないわれわれ、残された子孫のために、つまり「見えない愛」のために死んでいったのです。今もわれわれは彼らの愛の中に生きているのです。25

「国語の普及は、国防」という背後には、母国語を普及すれば、国の統一感が生まれる。その統一感を感じれば、国のために身体を張ってでも忠誠を誓うようになるという論理構造が見えてくる。また、篠澤は、「天皇は同一性の原理」だと述べている。

「天皇のある風土」——これが日本であり、天皇は日本文化の中核であり、敬語の頂点としての日本語文法の要なのです。ここに、特攻隊員が「天皇陛下万歳」と叫んだ意味がある。それは決して個人崇拜的な次元のものではなく、国家の永続性への祈念だった。つまり、国家の継続性を担われるのが天皇であるということなのです。26

言い換えれば、敬語も日本語文法も日本の文化も集約すれば天皇の存在があるということである。日本語の普及は、国、つまり天皇を守ることに繋がっていくのである。

藤原正彦²⁷の主張

次節「日本の精神文化論から」において藤原の主張が詳細に紹介されるが、藤原は精神文化論に基づく日本語教育についても、一冊の本にするほどの考えを持っているので、簡潔に述べる。藤原の思想の詳細については、次節を参照されたい。

藤原は、「国家的危機²⁸の本質は、誤った教育にある。29」と主張をする。その教育を立て直すのは、国語教育によるものだという。「私には小学校における国語こそが本質中の本質と思える。国家の浮沈は国語にかかっていると思えるのである。30」と、述べている。それはなぜであろうか。「国語が思考そのものと深く関わっている³¹」からである。国語には、「様々な語彙で思考や情緒をいったん整理し、そこから再び思考や情緒を進めている³²」という役割があるのだ。そして、その国語力を向上させるためには、読書が大切であ

るという。読書によって「高次の情緒」を養うことが大切なのだ。「高次の情緒には、懐かしさ、という情緒もある³³⁾という。また、「日本の誇る『もののあはれ』もあるという。「古典を読ませ、日本人として必須のこの情緒を育くむことは、教育の一大目標とってよいほどのものである³⁴⁾」のだ。また、読書によって、「家族愛、郷土愛、祖国愛、人類愛も、ぜひ育てておかねばならない。³⁵⁾という。それは、「人間としての基本であるばかりか、国際人になるためにも不可欠³⁶⁾だからだという。そして「どれか一つ欠けては、国際社会で一人前と見なされない。³⁷⁾と続ける。そのためにも、読書で国語力を養うべきなのである。

藤原は、「祖国とは国語」だと語る。「国語の中に祖国たらしめる文化、伝統、情緒などの大部分が包含されているからである。血でも国土でもないとしたら、これ以外に祖国の最終的アイデンティティとなるものがない。³⁸⁾と、国語に日本的なるものの存在を認め、それを守る大切さを述べる。しかし、そのことは、藤原曰く「自国の利益を追求するナショナリズム³⁹⁾とは違うと主張している点は注意しなければならない。

むすび

以上、保守主義の性格を持つ国語教育に関する発言を見てきた。吉澤以外の発言にすべて「アイデンティティ」という言葉が入っていることに注目したい。国語教育によって、日本のアイデンティティを自覚し、守ることを目指すのが、鶴川、篠澤、藤原の三者に共通する教育目標である。吉澤の論文は戦時中であるため、もちろん「アイデンティティ」という言葉を目にすることはできない。しかし、弘仁貞観文化まで遡り、「大和魂」が日本の生粋の思想であると論証したところに、吉澤も「日本のアイデンティティ」を求めているという見方もできよう。

また、四者とも「外国」を意識して発言したところにも共通点がある。吉澤の論文においては、外国語が家族の呼び名で用いられる事に危機感を抱いた。もちろん戦争中のため、諸外国に関わるものは排斥したいという思いはあったに違いない。篠澤についても、「国語の普及は国防につながる」という。「国防」というのは、国の内側からの崩壊を防ぐのか、国外からの攻撃から守るのか明示されていない。しかし、戦争の特攻隊を例に出したところからみると、少なからずとも国外を意識しているといえる。鶴川については外国に行つて渡り合うときに、自国語や自国文化に対する素養の必要性を述べている。また、藤原に関しても、祖国愛などがないと国際社会で一人前と見なされると、外国を意識した発言をしている。また、北朝鮮、アメリカとの外交にも問題意識を抱いている。外国を意識すると、逆に日本というものの存在が浮かび上がるのであろう。

〔注〕

- (1) 小学校英語をめぐるのは、文科相の諮問機関である中央教育審議会の専門部会が今年3月、5年生から週1時間程度の必修化を提言、中教審で議論が進められている。(朝日新聞速報ニュースサイト <http://www.asahi.com/edu/news/TKY200610030255.html>。)
- (2) 同上。
- (3) 京都大学文学部名誉教授、国文学者、歌人、日本学士会アカデミア賞受賞。
- (4) 吉澤義則「國語愛と大和魂」『国語・国文』京都帝国大学国文学會、1938年、271頁。
- (5) 同上。
- (6) 同上、272頁。
- (7) 同上、279頁。
- (8) 同上、283頁。
- (9) 同上、282頁。
- (10) 同上、282頁。
- (11) 同上、283頁。
- (12) 同上。
- (13) 同上。
- (14) 同学園理事長、中・高・中等教育学校校長、桐蔭横浜大学学長、ドイツ桐蔭学園理事長。またこれまで神奈川県教育委員長、中教審臨時委員などを務め教育行政にも積極的に発言している。
- (15) 鶴川昇『国語力 知力をつける 人間力をつける』海竜社、2001年、104-105頁。
- (16) 同上、16頁。
- (17) 同上、14頁。
- (18) 同上、15頁。
- (19) 同上、15頁。
- (20) 同上、82頁。
- (21) 同上、84頁。
- (22) 明治大学教授を経て、昭和48年より学習院大学教授。フランス文学専攻。
- (23) 篠澤秀夫「愛国心は愛の心の養殖池」『日本の息吹』日本会議、2001年、13頁。
- (24) 同上、13-14頁。
- (25) 同上、14-15頁。
- (26) 同上、15頁。
- (27) お茶の水女子大学理学部教授。数学者。著作『国家の品格』がベストセラーとなった。
- (28) 藤原は、冒頭で「日本は今危機にある。外交ではアメリカ軍によるイラク攻撃、北朝鮮による核開発や拉致問題など難題を抱え、経済では十年以上にわたる不況に苦しんでいる。外交ではひたすらアメリカに追随するばかり、経済では次々に改革が打ち出されているものの一向に

功を奏さず、財政赤字や不良債権は増大し失業率も上がり続けている。国家財政破綻や恐慌まで囁かれ続けている。」と国家危機について述べている。(藤原正彦「数学者の国語教育絶対論」『文芸春秋』2003、178頁。)

- (29) 同上、179頁。
- (30) 同上、180頁。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 同上、183頁。
- (34) 同上、184頁。
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 同上。
- (38) 同上、187頁。
- (39) 同上。

<小関由佳>

4. 日本の精神文化論から

はじめに

日本には古来より誇るべき精神文化がある、との見方がある。それは失われつつあり、取り戻さなければならないという。本論は、そのような精神文化の保持を切に願う人々の主張を取り上げ、彼らが我々にどのような人間になることを期待しているのかを明らかにしたい。実際にここで取り上げるのは、お茶の水女子大学教授藤原正彦、評論家黄文雄、「日本青年会議所¹⁾」会頭の池田佳隆の三者である。

藤原はベストセラーとなった著書『国家の品格』（新潮新書、2005年）で日本の精神文化、主に「美しい情緒」と「武士道精神」の重要性を述べている。黄は台湾に生まれながら日本の大学を出て、評論家活動を通じて『日本人よ、自分の国に誇りを持ちなさい』（飛鳥新社、2006年）たる書物を著している。「日本青年会議所」とは、『『明るい豊かな社会』の実現を目指す指導者たらんとする²⁾』団体である。その会頭池田は、2006年度の「新年式典会頭所信表明演説³⁾」で日本が「かつて有してきた美しき精神性を復興させ⁴⁾」よと力強く語っている。

彼らが誇りとする日本の精神文化とは何か、また、なぜそれを取り戻さなければならないのか、について探る。まずは彼らが重要とする精神文化が、なぜ誇れるのかについて考えておく必要がある。それは他者からの評価に拠るところが大きい。つまり、日本を訪れた外国人が、日本のあるいは日本人のある振る舞い、ある精神が素晴らしい、と驚嘆したことが、「誇るべき」根拠となっている。故に、藤原、黄、池田の三者によって日本人が保持すべき精神を提示する時、三者に共通して、日本を訪れた外国人の日本人に対する評価を用いることが多々ある。

自然を大切にす日本人

では、彼らを取り戻したい日本の精神文化を具体的にあげる。藤原によると、それは日本人の「美しい情緒」である⁵⁾。「美しい情緒」というのは「もののあわれ」とか、「自然への畏怖心」、「懐かしさ」、「自然への感受性」といったものだと言う。以下は、それぞれの精神を絶賛する文言である。尚、（ ）内は筆者による補足である。

彼女の本（イギリス人キャサリン・サンソムの著書『東京に暮らす—1928~1936』）を読みますと、「自然への感受性や美を感じる心という点で日本人に勝る国民はいないでしょう」と書いています⁶⁾。

これは日本人の「自然への感受性」の鋭さを述べたものである。

物が朽ち果てていく姿を目にすれば、誰でもこれを嘆きます。無論、欧米人でもそう

です。しかし、日本人の場合、その儂いものに美を感じる。日本文学者のドナルド・キーン（1922年 - ）氏によると、これは日本人特有の感性だそうです。儂く消えゆくものの中にすら、美的情緒を見いだしてしまう⁷。

これは「もののあわれ」という「美しい情緒」を述べたものである。「もののあわれ」は日本特有の美的情緒だという。ちなみに藤原によると「もののあわれ」に対応する英語は存在しないようだ⁸。

自然というのは、人間とは比較にならないほど偉大で、自然に聖なるものを感じ、自然と調和し、自然とともに生きようとした。そういう非常に素晴らしい自然観があったのです。だからこそ、神道は生まれた。この情緒が、ある意味で日本人の民族としての謙虚さを生んできた⁹。

これは「自然への畏怖心」という「美しい情緒」を述べたものである。自然を征服すべき対象とする欧米人の自然観と比べた上での、日本人の「非常に素晴らしい自然観」とそこから生じる謙虚さの説明である。なお、神道について言及しているが、

フランスの作家オリヴィエ・ジェルマン氏は『日本待望論』（1998年）で、「人間と天の間に太古の時代よりあった絆が失われた。これを失ったことで西洋人は窒息状態にあるが、日本の神道だけにはそれが生きている。神道こそ日本の最も重要な文化財である」という趣旨のことを語っています¹⁰。

と、日本の神道が外国人により評価を受けていることも記されている。

日本人の郷愁は、緊迫感とでもよべるものを伴った濃厚な情緒です。いかに濃厚かは、懐かしさを歌った文学が山ほどあることから明らかです¹¹。

これは「懐かしさ」という「美しい情緒」の話。ここでの文学とは主に俳句や短歌、詩を指している。ちなみにこの「懐かしさ」という情緒は「郷土愛」次いで「祖国愛」となるという¹²。「祖国愛」とは、「自国の文化、伝統、情緒、自然、そういったものをこよなく愛することです。これは美しい情緒で、世界中の国民が絶対に持っているべきもの¹³」であるから、この基本となる「懐かしさ」はとても重要なのだ、と。

これら四つの精神が「美しい情緒」であり、このような精神を見直していこうと藤原は言うのである。このように「美しい情緒」は自然と日本人との密接な関係から生まれてくるものである。黄も、これと似たような発言を著書『日本人よ、自分の国に誇りを持ちなさい』で展開する。日本人の自然や美に対する感度を大いに誉める外国人の声を記してい

る。

インドの詩人ラビンドラナート・タゴール（1861-1941年）も日本の自然・風景の美を愛するとともに、日本人が老若貴賤を問わず美を味わう能力があると感動している。ほかにもドイツの物理学者アインシュタイン（1879-1955年）の「絵の国、詩の国」「心優しく謙譲の美德を持つ国」など、日本に対する絶賛の言葉は少なくない¹⁴。

と、やはり日本人の精神が高く評価されていることを述べた上で、黄自信も日本人の自然観について、

周囲の自然との融合から、季節感と密接に結びついた生活習慣や年中行事、詩歌や小説などの文学、また、音楽、芸能、建築など、日本人の情緒や美を表す作品が生まれたのである¹⁵。

日本人と自然との密接な関係が日本人の美を生みだすと分析している。

道徳心の高い日本人

次いで、日本人の道徳心の高さについて述べる。藤原は「武士道精神」の復活を願っている。藤原のいう「武士道精神」は新渡戸稲造（1862-1933）の武士道解釈によっている。彼によると「武士道精神」たるものは、

多くの日本人の行動基準、道徳基準として機能してきました。この中には慈愛、誠実、忍耐、正義、勇気、惻隠などが盛り込まれています。惻隠とは他人の不幸への敏感さです。それに加えて「名誉」と「恥」の意識もあります。名誉は命よりも重い。実に立派な考え方です。この武士道精神が、長年、日本の道徳の中核を成してきました¹⁶。

というもので、この「武士道精神」が日本人の道徳心の軸となっていて、「金銭よりも道徳を上に見る精神性¹⁷」や「卑怯を憎む心¹⁸」なども生まれてくるのだという。また、黄は武士道が育んだ「敵を思いやる心」を持つ日本人の逸話をとりあげ、日本を「敵にまで優しい日本はやはり武士道の国なのだ¹⁹」と言っている。こうした「武士道精神を中核とした日本人の道徳心」が高く評価されていた。藤原は言う。

アメリカの生物学者モース（1838-1925年）は・・・「日本に数ヶ月も滞在していると、どんな外国人でも、自分の国では道徳的教訓として重荷となっている善徳や品性を、日本人が生まれながらに持っていることに気づく。最も貧しい人々でさえ持っている」と。昭和の初め頃までに日本に長期滞在した外国人の多くは、同様のことを記

しています。逆に、日本からアメリカへ行ったキリスト者の内村鑑三（1861-1930年）や新渡戸稲造は、故国の道徳の高さに打たれました²⁰。

と、かつての日本人の道徳心が優れていたことを述べている。また、黄も、イギリスの女性旅行家イザベラ・バード（1831-1904年）の日本人の道徳心に対する評価を紹介している。

彼女は三等車に乗って「平民」に接し、礼儀正しく親切な日本人にただただ感心するばかりであった、と記録に残している²¹。

さらに、

かつての日本は決して豊かではなかったが、初めてキリスト教を伝えた宣教師のフランシスコ・ザビエル（1506 - 1552年）は清貧な日本人がきわめて善良で「富」にもまして名誉を重んじていること、貧しい武士でも金持ちと同様に尊敬されていたことを記している²²。

やはり、日本人の道徳心は非常に優れていたと外国人から絶賛されていたと言う。

日本人の優れた精神を取り戻す

以上述べたように、日本人の精神は絶賛されていた。これを池田は総括的に表すかのように、

戦前の日本を訪れた多くの外国人が、日本人の凛々^{りんりん}しい国民性、穏やかな人柄、道徳秩序を重んじる精神に驚きました。

彼らは、日本の四季が織り成す美しき山河と、この国に力強く生きる人々の美しき精神性とが奏でるハーモニーに、感激し、将来は日本こそが世界をリードする国になれる、と評価していたのです²³。

と、語る。だが、先に述べたようにこれほどの評価をされていた精神を、今日の日本人は失っているというのが藤原、黄、池田三者の見解である。従って池田は、

日本人特有の高潔にして勇敢な大和魂、指導者の規範であり自己犠牲をもちとわかない武士道精神、思いやり溢れ、利他の心溢れる許容性豊かな道徳心といった伝統的な日本の精神性を復興し、心美しき民による、かつての「美しき日本」を再興するのです²⁴。

と、かつての日本人の精神の復活を願うのである。さらに、ここで注目したいのは「かつての『美しき日本』を再興する」との文句である。日本の精神復活の先には日本という国家が意識されている。黄も同様、

いくら英明な君主や「人類の太陽」となる領^{りょうしゅう}袖がいても、それなりの民度を持つ国民がいなければ品格ある国家にはなれない²⁵。

かつての日本は訪れた人々から、愚民・乱民の国ではなく品格ある国だと見なされていた²⁶。

と「品格ある国家」を意識している。続いて、藤原も、その著『国家の品格』という書名からも明らかであるが、

日本人それぞれが情緒と形（＝武士道精神）を身につけることです。それが国家の品格となります。品格が高い国に対して、世界は敬意を払い、必ずや真似をしようとします²⁷。

と言うように、日本人各々がよい精神を身につけ、よい国民となり、よい国家を形成すると三者が口をそろえて言うのである。さらに付け加えるならば、よい国家どころか世界が「敬意を払」う国家である点も見逃せない。日本が最も優れた国家になるといわんばかりで、同じように黄も、

国内から見ても、世界から見ても、日本は普通の国というより強い国でなければならぬ。それは日本人一人ひとりの誇りにとどまらず、日本のためであるとともに世界のためでもある²⁸。

という。そして池田。

市民の意識が変われば世論が変わる。世論が変われば政治が変わり、日本が変わる。日本が変われば、世界さえも平和へと変革できるのです²⁹。

このように三者共々、日本人がかつての精神を取り戻せば、世界に影響を及ぼすことが可能であると信じている。

むすび

これまでみてきた三者の主張をまとめる。かつての日本人の自然や美に対する感覚、道

徳心は日本を訪れた外国人に絶賛されてきた。だから、このよい評価を得ていた日本の精神文化は取り戻すべきだ。そういう国民から構成される、日本という国家は「品格ある」国家として、世界に貢献するに至る、と言うのである。世界を左右するであろう、かつての日本人の精神に頗る自信を持っているのだ。内閣総理大臣安倍晋三もこの点について自信を持っているようだ。

日本人は、昔から道徳を重んじてきた民族である。儒教から礼節を学び、仏教の禅からは自らを律する精神を、そして神道からは祖先を尊崇し、自然を畏怖するところを学んできた。寛容なところは、日本人の特質のひとつでもある³⁰。

先にあげた三者と同様の認識をしているのであった。

さて、安倍を含め四者の話を通して、思うところがある。

彼らの言うように、もし日本人がかつての素晴らしい精神を持っていたとしても、日本人自らが、その精神が日本人に「固有」だの、日本人の「特質」だのと捉えることは非常にナンセンスである。それが日本人しか持ちえない精神であると、そのことを理由に自信をもってしまうと、藤原の言うところの「日本人の民族としての謙虚さ」の精神を見失うことに等しい。もし我々に「謙虚さ」があるならば、他国の人々に誉められたとしても、誉められた精神については、日本人以外の人々もそれを受け入れる余地があったのであり、従って、その精神は他国の人々にも通底しているものである、と認識すべきである。これこそが「謙虚」な姿勢ではあるまいか。

このように、仮に日本人が誇るべき精神性を持ちえたとしても、彼らの発言には論理性を欠いた点が見られる。そもそも外国人に誉められたことは事実として、それだけで日本を代表する精神かのように扱うのはあまりにも安易である。日本を訪れた外国人は日本人の一部分を見たに過ぎないのだから。

[注]

- (1) 「日本青年会議所」は 1951 年に創設され、2006 年には全国に約四万人もの会員がいる。この団体は年度ごとに会頭が替わる。池田は第 55 代会頭。2007 年会頭は奥原祥司。
- (2) 「日本青年会議所」ホームページ、<http://www06.jaycee.or.jp/2006/>。
- (3) 池田の「新年式典会頭所信表明演説」は「日本青年会議所」ホームページに掲載されている。
- (4) 前掲「新年式典会頭所信表明演説」。
- (5) 藤原正彦『国家の品格』9 新潮新書、2005 年、5 頁。
- (6) 同上、96 頁。
- (7) 同上、101 頁。

- (8) 同上、103 頁。
- (9) 同上、108 頁。
- (10) 同上、135 頁。
- (11) 同上、111 頁。
- (12) 同上、111 頁。
- (13) 同上、113 頁。
- (14) 黄文雄『日本人よ、自分の国に誇りを持ちなさい』飛鳥新社、2006 年、68 頁。
- (15) 同上、154 頁。
- (16) 前掲『国家の品格』、116 頁
- (17) 同上、118 頁。
- (18) 同上、128 頁。
- (19) 前掲『日本人よ、自分の国に誇りを持ちなさい』、160 頁。
- (20) 前掲『国家の品格』、187 - 188 頁。
- (21) 前掲『日本人よ、自分の国に誇りを持ちなさい』46 頁。彼女が日本を旅したのは 1878 年、明治維新後十年経た頃のこと。『日本奥地紀行』を遺す。
- (22) 同上、67 頁。
- (23) 前掲「新年式典会頭所信表明演説」。
- (24) 同上「新年式典会頭所信表明演説」。
- (25) 前掲『日本人よ、自分の国に誇りを持ちなさい』、179 頁。
- (26) 同上、180 頁。
- (27) 前掲『国家の品格』186 頁。
- (28) 前掲『日本人よ、自分の国に誇りを持ちなさい』、187 頁。
- (29) 前掲「新年式典会頭所信表明演説」。
- (30) 安倍晋三『美しい国へ』文藝春秋、2006 年、155 頁。

<神谷良太>

総括

はじめに

タイトルの内容について、第一章：道徳教育に関するもの、第二章：国歌と教育との関わりに関するもの、第三章：教育制度・行政に関するもの、第四章：文化・伝統に関するものの4章において、個人発表の中で挙げられた保守系論者たちの意見をピックアップし、それらの意見の根底に流れる思想・信条を分析し、教育における保守主義の由来・背景を暫定的に結論付けてみたい。

第一章：道徳教育に関するもの

A 今日における教育勅語の評価（安念）

大阪大学名誉教授・宗教学者 加地信行の主張の要約

「日本では年季法要中で祖先を尊び、昔から慰霊を行っている。従って祖先崇拝は国民感情の底にあるものだ」

「我々の祖先崇拝の感情は天皇家の祖先崇拝は相通じる。よって天皇崇拝は国民の琴線に触れるもの」

評論家 松本健一の主張の要約

「祖先から子孫への歴史の流れ、生命の連続のなかでこそ『私』の存在がある」

評論家・経済学者 西部邁の主張の要約

「神に仕える奉仕の精神を持つキリスト教国家であるアメリカ教育基本法を受け入れるなら、滅私奉公の精神を否定するのはおかしい」

「公德の体系を未来につなげることが重要」

宇宙物理学者 松井孝典の主張の要約

「公德をきちんと示す教育勅語は評価に値する」

日本学士院会員 総山孝雄の主張の要約

「教育勅語の徳目・精神は日本の家庭教育のみならず海外での評価も高い。よって教育勅語の現代的試案を作るべき」

「日本人が先天的に尊崇する天皇が新教育勅語を発表すべき」

文芸評論家 福田和也の主張の要約

「かつて天皇を中心に作られた国家システムの中に現在の生きている以上、教育勅語も天皇アナウンスで最も有効に機能する」

B 教育勅語の再評価（戦後）（山貫）

元文部大臣 前田多門の主張の要約

「国民であると同時に人格者であることを重んじる教育勅語の精神に立ち返るべき」

元文部大臣 安倍能成の主張の要約

「教育勅語は国民の日常道徳の規範であり、皇室と民主主義の両立こそが国家と国民の統一につながる。」

元裁判所長官・法学者 **田中耕太郎**の主張の要約

「個人・家族・社会及び国家の諸道徳の規範が盛り込まれている教育勅語を無視したからこそ無秩序、混乱が生じた」

元法政大学文学部長・教育刷新委員 **谷川徹三**の主張の要約

「教育勅語に替わる教育信条がないことが混乱の原因。それに替わる教育の指針＝教育宣言をつくるべき」

元東大名誉教授・教育刷新委員 **大内兵衛**の主張の要約

「一般の民主主義についての理解が足りない人・現場で指針を求める教師向けに、教育綱領は役立つ」

元文部大臣 **天野貞祐**の主張の要約

「民主主義社会に必要な道徳再開を図るために、現代版修身を復活させるべき」

「自分＝国家という静かな愛国的自覚を養いたい」

「欧米のキリスト教的指針は日本にはないので、それに替わるものを政府が明示すべき」

元総理大臣 **吉田茂**の主張の要約

「その内容がどんなものであれ、国民道徳に対する基準を示すことは必要不可欠」

C 修身教育の再評価(片田)

教育学者 **杉原誠四郎**の主張の要約

「修身という教科に占領軍は高い評価を下していた。よって修身は決して戦前の教育を代表する反動的な教科ではない」

「社会科≠修身＝道徳であるため、現在の社会科のみでは道徳教育が不十分である。」

「親が子を愛するのは動物的本能であるが、子が親を慈しむ『孝』の心は後天的に習得させるべき」

「過去に道徳教育を受けた成人は住みやすい社会を将来作り上げる。よって道徳教育は子どもの幸せにつながる」

D 宗教的情操の涵養(廣田)

文部省訓令(昭和32年)の要約

「キリスト教を警戒し、宗教的に中立な態度をとり、宗教一切を学校教育から排除すべし」

文部省通牒(昭和10年)の要約

「基本的に宗教教育はNGである、ただし教育勅語を中心とした国家神道のみ可」

憲法第20条(昭和21年～)の要約

「信教の自由の保障、宗教団体の特権NG、宗教上の行為への参加強制無し、宗教教育NG」

元文部大臣 **天野貞祐**の主張の要約

「人格は永遠絶対的なものに対する敬虔な宗教的心情＝道徳的基盤によって深められる」

学習指導要領（1977）道徳の項目の要約

「自然・人間の力を超えたものへの畏敬の念を持つように努める」

第二章：国歌と教育との関わりに関するもの

A 明治期における「愛国心教育」とは（吉田）

文部卿 大木喬任の主張の要約

「学校教育は国家の富と安泰のために寄与すべき」

文部省刊『史略』『日本略史』の内容

→天皇中心の編年史

「小学校教則綱領」（1881）の方向性

→開明的な歴史教育が愛国心養成のための教科として方向転換・修身の重要度増す

（自由民権運動の流れを抑えるべく出された改正教育令の影響）

文部省編『小学修身書』の方向性

→忠君愛国・国体精神

『小学唱歌集』（1882）の内容

→「君が代」を祝うもの21曲、忠君愛国を歌うもの5曲

初代文部大臣 森有礼が教科書・法令に注入した視点

「日本への賛辞、儀式教育による忠君愛国思想注入の重要性、日清戦争での活躍、日本の皇室・伝統のすばらしさ」

B 戦後昭和期における「愛国心教育」とは（澤登）

元文部大臣 天野貞祐の主張の要約

「自分の国は値うちのあるなしで愛したり、愛さないというものではない。自然的に自分が属する運命共同体を愛するというのは当然なことだ。」

東京学芸大学学長 高坂正顕の主張の要約

「自国の存在を大切にし、価値を高めんとする態度と努力を本質とする愛国心については、ある程度まで導かれ、教えられる必要がある」

日本アラブ協会理事長 中谷武世の主張の要約

「『期待される人間像』の愛国心記述は、民族と天皇をうたい、日本人としての自覚を強調しているという点で価値がある」

日本教師会顧問・京都大学教授法学博士 相良惟一の主張の要約

「現在の日本の祖国喪失の状態は、まことに憂うべきことだ」

「『期待される人間像』では、正しい国家主義、正しい愛国心の持ち方についてもっと力点をおいてのべるべき。とくに、自衛の精神、国家防衛についての心構えを持つべきことなど、当然触れるべきだった。」

C 今日の愛国心教育（三浦、山下）

経済学者 佐伯啓示の主張の要約

「ホッブズの近代国家理論を元に、愛国心＝自発的忠誠義務の存在を論理的に教えるべき」

首都大学東京学長 西澤潤一の主張の要約

「戦後の個人中心の勉学目標の設定が国家社会を守る意識を台無しにした。よって、人間として不可欠な愛国心という感性を取り戻すために、人為的に愛国心教育をなすべきである。自然習得を待っていると、日本が滅びてしまう」

作家・日本財団会長 曾野綾子の主張の要約

「愛国心は必要不可欠なもので、戦後日本から消滅したその土地の人に仕えるという感覚と同義である。国を持たない人は世界のどこにもおらず、すべての人が愛国心を持っている。人は国家と愛国心なしでは生きていけない。」

ジャーナリスト 櫻井よしこの主張の要約

「戦後日本の精神文明は荒廃した。よって教育基本法で人為的に愛国心教育を人為的に行うべき」

「日本という国で育った以上、そのふるさとを大切にすべき。自分が自由を与えられたら、それに対する責任を今度は果たすべきである。」

元総理大臣 中曽根康弘の主張の要約

「戦後のアメリカ的教育改革で日本的な価値観は一掃されて祖国を愛する心を持った人間が減った。よって国をあげて今、伝統文化を復活させるべき」

「日本の伝統文化は日本の個性。教育の中から日本の個性が失われてしまったので、今こそ愛国心教育が必要」

評論家・経済学者 西部邁の主張の要約

「個性を尊重するのみならず、国という概念を国民一人一人の中に植え付けなければ、国が成立しない。よって人為的に愛国心教育を行い、国をひとつにまとめるべき」

東京都知事 石原慎太郎の主張の要約

「歴史教育＝先人たちの『功』の部分の生かし方を考える教育。先人への敬意を欠いた歴史教育は無意味。」

「現在の世界は国家単位で成立しているのに、日本人はそのことを無視しすぎている」

公立高校教諭 長尾誠夫の主張の要約

「愛国心の存在が個々人に居場所や安心感を与え、自立心を養い、国の安泰につながる」

第三章:教育制度・行政に関するもの

A 教育基本法に関する発言から（白岳）

文教審議会第一回会合の要旨（1949）

「教育勅語に変わって民主主義国家の道徳的指針としての教育宣言が必要」→却下

元文部大臣 天野貞祐の発言の要約（1951）

『国民実践要領』で、国民の自主独立の精神のもとに道徳的に生きる目標を示したい」

「国家の道徳的中心は天皇にある」

元文部大臣 **清瀬一郎**の発言の要約（臨時教育制度審議会設置法案提出時）

「教育基本法の改正は占領軍の下で行われ、日本人の理想が十分に盛り込まれていない」

評論家 **長谷川三千子**の主張の要約

「教育基本法の問題点はアメリカの国家戦略に結びついてつくられているということ」

私立狭山ヶ丘高等学校校長 **小川義男**の主張の要約

「それぞれが遠慮しあい、気を配って生きる『公』の精神が教育基本法には欠落している」

国際政治学者 **中西輝政**の主張の要約

「先進国の衰退は国家観の回復なくしてありえない。1970年代に『個人』が肥大してバランスを失い、『共同体意識』が社会から徐々に喪失していった」

経済学者・評論家 **林道義**の主張の要約

「教育基本法は教育勅語の存在が前提であり、教育勅語の土台となる概念である『家庭』『社会』によって自我は形成される。よって親が共同体の文化的価値意識を子どもに継承させ、自己コントロール能力をつけさせる義務がある」

元文部科学大臣 **中山成彬**の主張の要約

「行き過ぎた個人主義・自己主張のみの精神を反省し、他に気を配る公共の精神を復活させ、伝統・文化をしっかりと守ることが大切」

B 国旗国歌問題（石井）

都議会議員 **土屋たかゆき**の主張の要約

「学習指導要領、国旗国歌法、新実施方針は正当な民主手続きで決まったのだから、従わないことなどありえない」

「若者は君が代を忌避していないのに、反日の丸・君が代を掲げる都立高校教師が単に非常識なだけである。だからやむをえず職務命令で強制したにもかかわらず、従わない教員側が勝つなどという判決はむしろ特異である」

C 歴史教科書問題～つくる会の発言から（勢良）

つくる会初代会長 **西尾幹二**、副会長 **藤岡信勝**の主張の要約

「暗黒史観・自虐史観・半日史観にあふれている90年代後半の教科書に疑義」

つくる会趣意書・声明の要約

「歴史的に国際社会の関係との中で伝統を生かしつつ発展した日本であるにもかかわらず、戦後の歴史教育は自虐史観に基づいており、今後は自虐史観によらない世界的視野の中で、日本人としてのアイデンティティを築くべき。しかもその自虐史観はいたって証拠不十分」

政治学者 **坂本多加雄**の主張の要約

「教科書には国際関係の中での日本という視点を盛り込むべき」

元つくる会副会長 **高橋史朗**の主張の要約

「社会科創設による古代史の軽視、愛国主義と軍国主義の混同がわれわれの自信喪失の源。ナチズムの悪行とドイツ民族の誇りを併記したドイツの社会科に見習うべき点有り」

「多神教の日本では母性原理が優勢であったにもかかわらず、自由と責任の両者を必要とする西洋的父性原理を安直に導入したために、神戸少年連続殺傷事件や湯島金属バット殺人事件が起きる、優しさと厳しさのバランスの崩壊した社会になってしまった。男性原理・女性原理両者のバランスを保つ教科書をつくるべき」

D 歴史教科書問題～政治家の発言から（山口）

政治学者 **坂本多加雄**の主張の要約（彼は政治家ではないが、若手議員の会での発言）

「教科書に載せる歴史と歴史研究は別物。したがって歴史教科書において従軍慰安婦について記述する必要はなく、『われわれ日本人』という形で物事を論じられる日本人をつくるべき」

国会議員 **安倍晋三**の主張の要約（1997年）

「発達段階に応じた内容を歴史教科書で教えるべき。事実をありのまま教えることが大切なのではなく、国家意識を形成することが歴史教育の意義」

国会議員 **衛藤晟一**の主張の要約

「従軍慰安婦問題に関して裏づけはない」

「慰安婦支援団体および外交的圧力によって、政府は慰安婦の強制性を認めたにすぎない」

国会議員 **大野松茂・狩野安**らの主張の要約

「自虐史観に覆われた歴史教科書は世界的にみても異常。民族の尊厳を取り戻すべき」

国会議員 **桜井郁三**の主張の要約

「自虐史観が民族の誇りを奪っており、更には近年多発する異常な事件と無関係とはいえない」

国会議員 **小野晋也**の主張の要約

「近年の歴史評価は、一部の学者の誘導と外国からの批判に迎合して形成されたにもかかわらず、それを見直そうという発言さえもタブー視されているのは異常」

国会議員 **坂井隆憲**の主張の要約

「歴史教育は国民に共通する感性・文化を伝えるべきものであり、同時に国際的にも通用する個人と国家を形成すべきもの」

第四章:文化・伝統に関するもの

A 日本の教育改革・有識者懇談会の議論（上西）

日本政治思想史学者・音楽評論家 **杉原志啓**の主張の要約

「『伝統』について、時代ごとにふさわしい解釈をつけ活性化し続けることで国家形成が為され得る。したがって伝統は尊重すべき」

比較文学者 小堀桂一郎の主張の要約

「人生の意味は歴史の連続性の中でしか確認できない。したがって伝統を時代ごとに再生しうる教育が必要」

福岡教育連盟事務局長 木村貴志の主張の要約

「日本という国の永続のための教育が戦前に行われていたのに、戦後アメリカの占領政策で観念上の『理想的な人間』を持ち込んだために、伝統否定につながった。よって伝統の再興は、日本という国の永続のために必要だ」

国際政治学者 中西輝政の主張の要約

「国際化の中でナショナル・アイデンティティを確立するためには、自国の伝統文化を尊重する必要がある」

東京都教師会会長 佐藤健二の主張の要約

「年中行事と家族の結びつきが今でも人を幸せに豊かにしている。よって日本人のナショナル・アイデンティティである伝統を維持し続ける必要がある」

教育理念部会部会長 金井肇の主張の要約

「自虐史観が国民一人一人の自信を失わせ、国の誇りを失わせ、目先の利益に走る人々が増え、国としてのまとまりがなくなる」

「正しい日本史認識は、世界の中の日本の位置づけの的確な認識につながり、ひいては国際貢献につながる」

「万世一系の皇室・日本人の生来の精神的気高さは、江戸時代の植民地化を免れさせ、自然との調和という欧米に勝る概念を作り出した。よって伝統は大切にすべき」

教育学者・元作る会副会長 高橋史朗の主張の要約

「伝統は愛国心の源、伝統を尊重することは共同体や先祖とのつながりを大切にすることに等しい」

経済学者・評論家 林道義の主張の要約

「伝統を尊重しないことは、昔ながらの家族形態を軽んじることになり、人を出世欲・権力欲に走らせてしまう」

B 保守政党政治家の議論から（大川）

元内閣総理大臣 中曽根康弘の主張の要約

「教育基本法はアメリカの個人主義を反映させすぎている。したがって汚職や若者の殺人事件が増えた。よって天皇制やわびさびの概念、歌舞伎・茶道・華道についての記述を教育基本法改正のなかに盛り込むべき」

元内閣総理大臣 森嘉朗の主張の要約

「戦後の教育基本法には道徳の概念が欠落しており、結果として日本の教育は荒廃し、事件が多発している。よって歴史や伝統に関する項目を盛り込んだ教育基本法改正をすべき」

元文部大臣 町村信孝の主張の要約

「凜として美しい姿勢や国家としての品格（伝統文化、自然、日常の立ち居振る舞い etc）が社会問題を引き起こしている。よって上記の日本古来のすばらしい伝統を回復すべき」
内閣総理大臣 **安倍晋三**の主張の要約

「天皇制を含む歴史や伝統や文化が教育基本法から抜け落ちているがために、社会問題が頻発している。したがって教育基本法を改正して『美しい国、日本』を再生すべき」

C 日本語教育論から（小関）

国文学者・歌人 **吉澤義則**の主張の要約

「貞観時代には、近親を呼ぶ言葉の中に漢語が一語も混ざっていなかった。したがって族长（おそらく父親を指す）を呼ぶのにやすやすと外国語を取り入れてはならない」

元国語教諭 **鵜川昇**の主張の要約

「日本人留学生が外国に行って、自国のことを知らずに恥をかく。よって海外において評価されるためには自国の伝統や文化を知ることが重要だ」

フランス文学者 **篠沢秀夫**の主張の要約

「フランスのように、母国語を大切にすれば、国全体が統一し、国防につながる。国の統一感を感じれば、国のために身体を張ってでも忠誠を誓うようになるだろう」

「敬語も日本語文法も集約すれば天皇の存在があるということ。日本語の普及は、国と天皇を守ることにつながる」

数学者 **藤原正彦**の主張の要約

「国語にこそ日本的なるものの大部分が存在するのだから、それを守ることが大切」

D 日本の精神文化論から（神谷）

数学者 **藤原正彦**の主張の要約

「『もののあはれ』を感じられるのは、世界でも日本人のみ。したがってその美的情緒を守り育てねばならない」

「『自然への畏怖心』『ふるさととの濃い密着感を伴う懐かしさ』という美しい情緒もやはり日本特有」

「武士道精神が『金銭より道徳を上に見る精神性』や『卑怯を憎む心』を生む。これは日本人の道徳精神の軸になっている」

評論家 **黄文雄**の主張の要約

「日本人と自然との密接な関係が外国に高い評価を得ている」

「戦国時代、明治時代、昭和時代に日本を訪れた外国人は、貧富の差とは無関係に様に日本人の道徳心が備わっていることに驚いている」

日本青年商工会議所会頭 **池田佳隆**の主張の要約

「しかし、高い評価を得ていた日本のすばらしい道徳精神は荒廃している。よってこれを復興し美しい日本を再興すべき」

以上三者の共通の結論

「日本に武士道精神を復活させれば、世界が日本を再評価するのみならず、敬意を払うべき世界一優れた国になり、世界を変革できる」

各章ごとのまとめ

第一章：道徳教育に関するもの

「道徳教育は必要である」という考えの根拠には、大きく分けて「かつてのすばらしき教育勅語の精神の復活への願望」、「日本人が持っていた公德の精神の復活への願望」、「祖先・皇室・生命の連続性の再認識の促進」が挙げられ、これらの素晴らしい精神の再興が日本社会をよりよくするというのが保守主義者たちの信念である。加えて「内容はともかく、政府が指針を示さねば現場が混乱するから」というのも大きな根拠に数えられる。宗教と道徳に関しては、宗教を教育から排除するとのスタンスだった戦前、教育勅語＝国家神道は受け入れ得る、というように文部省が解釈を変えたり、戦後はある種の解釈改憲によって学習指導要領に『畏敬の念』という言葉盛り込んだりと、その時代毎の政府の方針によってその評価がぶれるといえる。

第二章：国歌と教育との関わりに関するもの

明治・戦後昭和・現在において「愛国心教育は必要である」とする考えの根拠には、「教育はそもそも富国のために存在すべき（戦前）」、「戦前の国家意識が敗戦で完全にかき消されたことに対するあせり・混乱（戦後昭和）」、「愛国心が掻き消えてしまったのなら、政府が人為的に教示すべき（現在）」という3点が主流である。ただし現在の愛国心教育必要論の者のなかには「愛国心がないというのは不自然だし国民が混乱するから人為的に教示すべき」とする、大多数のやや盲目的な意見と「国家への忠誠義務＝愛国心だから、その理屈を政府が教示すべき」とする理論派の意見の2通りがあることも記しておきたい。

第三章：教育制度・行政に関するもの

教育基本法に関する発言の中には、「戦後失われた共同体意識・公德の概念を復活させたい」という意識がはっきり見られ、これらの欠落が個人主義を増長させたと考えられている。国旗国歌に関しては資料が少なかったので判断しづらいが「感覚で教え込むための優れた道具」、「法律上国旗国歌の掲揚斉唱は必要」など、そのものが本来必要だからというより、政府主導の一種のマインドコントロール的側面が強い。歴史教科書に関しては、つくる会・政治家共々「歪んだ自虐史観は克服すべき」、「歴史教科書の歴史≠史実であつてよいから、とにかく日本の良い面を教授すべき」というように「政府の方針を教育に反映させよう」、「歴史教育を国政に利用しよう」という思惑が垣間見える。ただし保守系論者の一部には「国家に対する正しい認識が世界の中での日本という視点につながる」といった、外部の視点を意識した発言もあることは見逃せない。

第四章：文化・伝統に関するもの

「文化・伝統に対する認識の必要性」の根拠は、大きく分けて「国家をまとめるのに有用だから」、「日本の伝統＝共同体は国民を幸せにし、個人主義が原因の犯罪を減らすから」、「他国に評価が高いから」、「外部に対抗しうる国防になりうるから」、「国民の持つ精神のある面は（日本人の場合は道徳精神）はすばらしいので、末代までの継承に値するから」の5点が挙げられる。1点目と2点目は具体的因果関係があやふやで、政府本意の主張という印象を与える。3点目は事実であるかもしれないが、他国の評価が高いことからといって必ずしも教育政策としてふさわしいとはいえない。4点目は「自国語」をきちんと話せることがひいては思考力・知力の維持につながるといえるが、「伝統」を守ることが外部に対抗しうる力になるとは実証しにくい（例：日本がもし「大和」文化のみを守り続け、中国や朝鮮の影響を受けずに今日まで来たとしたら、果たしてそもそも「国防」が行える国家になりえていたかは定かではない）。5点目は、国民の持つ精神のよい側面＝道徳精神であると断定してよいかは疑問の余地があることと、日本と諸外国を比較したり、実際教育の現場で外国人と討論する機会がほぼ皆無に等しい日本の生徒に、日本国民の持つ良い部分云々の議論は実感が湧かないというのが現状であるといえる。

むすび

保守系論者の意識の主流はやはり「戦前の日本に、国家意識・公德・共同体・皇室の概念が存在していたことへの郷愁」、あるいは「そもそも果たして実体があったかどうか定かでない物語＝フィクションへの幻想」、また「アメリカの押し付け教育改革からの独立願望」であったと私たちは分析する。そして、戦後吹き出た日本の諸問題に対する適切な解決策が見えないからこそ、何かにかかりを求めたいあまり、「戦前の国家意識を失ったこと」にその原因を求める傾向が強まっているといつてよいと考える。加えて、愛国心が自然発生しないのならば政府主導で人為的に教え込むしかないという「義務感」、あるいは上述の「郷愁・幻想・独立願望」が著しく高まった人による「史実の良い側面だけを教えればよい」とする動きをももたらしている。戦前の国家意識がもたらしたのはもちろん「功」のみではなく、保守系論者の述べるように「罪」の存在も認めなくてはならない。しかし、具体的な検証抜きに、以前の状態を復興すれば社会が改善するという彼らの信念は、いささか性急にすぎると考えざるをえない。最後に、まったく違うアプローチを一つ仮説として提案するとすれば、「保守論者は、単に育った家庭が保守的であるからという理由で、保守的な意見にこだわり続けている」というものも考えうる。いわば、「保守のための保守」である。実際、論理的分析の結果「保守主義」を取るのではなく、原点がそもそも「保守」であるから「保守主義」を貫こうとするケースも実際あると推測ができるが、あくまでもこれは推測の域を出ず検証は非常に困難を極めるので、これは今後の課題としておきたい。

<浅見晃子>

2006 年度 山本ゼミ共同研究報告書

日本における保守主義の教育思想

2007 年 1 月 27 日 発行

発行者 慶應義塾大学文学部教育学専攻山本研究会

<代表 山本正身>

〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45

慶應義塾大学文学部内

TEL 03-3453-4511 (内) 23112
